

案

熊取町地域防災計画

令和6年 月

熊取町防災会議

目次

総則

第1節 目的等..... 3	第4節 住民、事業者の基本的責務..... 18
第1 計画の目的	第1 住民の基本的責務
第2 町域の概要	第2 事業者の基本的責務
第3 計画の構成	第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携
第4 災害想定	
第2節 防災の基本方針..... 10	第5節 計画の修正..... 20
第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱..... 11	第6節 計画の周知徹底..... 20
第1 防災関係機関の基本的責務	
第2 防災関係機関の業務大綱	

災害予防対策

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備..... 25	第5節 緊急輸送体制の整備..... 44
第1 組織体制の整備	第1 陸上輸送体制の整備
第2 動員体制の整備	第2 航空輸送体制の整備
第3 防災拠点機能の確保・充実	第3 輸送手段の確保
第4 装備資機材等の備蓄	第4 交通規制・管制の確保
第5 防災訓練の実施	
第6 広域防災体制の整備	第6節 避難受入れ体制の整備..... 46
第7 人材の育成	第1 避難場所、避難路の指定
第8 防災に関する調査研究の推進	第2 避難場所、避難路の安全性の向上
第9 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備	第3 指定避難所の指定、整備
第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策	第4 <u>避難者の受入</u>
第11 事業者、ボランティアとの連携	第5 <u>避難指示等の事前準備</u>
第2節 情報収集伝達体制の整備..... 35	第6 避難誘導体制の整備
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	第7 広域避難体制の整備
第2 情報収集伝達体制の強化	第8 危険度判定体制の整備
第3 災害広報体制の整備	第9 応急仮設住宅等の事前準備
第3節 消火・救助・救急体制の整備.... 38	第10 斜面判定制度の活用
第1 消火・救助・救急体制の整備	第11 罹災証明書の発行体制の整備
第2 連携体制の整備	
第4節 災害時医療体制の整備..... 40	第7節 緊急物資確保体制の整備..... 54
第1 災害医療の基本的考え方	第1 給水体制の整備
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	第2 食料・生活必需品の確保
第3 現地医療体制の整備	
第4 後方医療体制の整備	第8節 ライフライン確保体制の整備.... 57
第5 医薬品等の確保体制の整備	第1 <u>水道(大阪広域水道企業団)</u>
第6 患者等搬送体制の確立	第2 下水道
第7 個別疾病対策	第3 <u>電力(関西電力送配電株式会社大阪南本 部岸和田配電営業所)</u>
第8 関係機関協力体制の確立	第4 <u>ガス(大阪ガスネットワーク株式会社)</u>
第9 医療関係者に対する訓練等の実施	第5 電気通信(西日本電信電話株式会社等)
	第6 住民への広報
	第7 <u>倒木等への対策</u>
	第9節 交通確保体制の整備..... 62
	第1 鉄軌道施設 (西日本旅客鉄道株式会社JR阪和線熊取駅)
	第2 道路施設(町、大阪府、 西日本高速道路株式会社阪奈高速道路事務所)

第10節 避難行動要支援者に対する
支援体制の整備..... 63

第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制
整備

第2 福祉避難所の指定

第3 外国人に対する支援体制整備

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚..... 72

第1 防災知識の普及啓発等

第2 防災教育

第3 災害教訓の伝承

第2節 自主防災体制の整備..... 75

第1 地区防災計画の策定等

第2 自主防災組織の育成

第3 事業者による自主防災体制の整備

第4 救助活動の支援

第3節 ボランティアの活動環境の整備.. 78

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市防災機能の強化..... 84

第1 防災空間の整備

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

第3 建築物の安全性に関する指導等

第4 空き家等の対策

第5 文化財

第6 ライフライン・放送施設災害予防対策

第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

第2節 地震災害予防対策の推進..... 90

第1 新・大阪府地震防災アクションプラン
の推進

第2 住宅・建築物の耐震対策等の促進

第3 土木構造物の耐震対策等の推進

第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の
整備

第3節 水害予防対策の推進..... 93

第1 洪水対策

第2 雨水出水対策

第3 水害減災対策

第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防

第4 その他の要配慮者に対する配慮

第11節 帰宅困難者支援体制の整備.... 67

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

第2 駅周辺における滞留者の対策

第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と
啓発

第4 代替輸送確保の仕組み（バス等）

第5 徒歩帰宅者への支援

第1 受入窓口の整備

第2 事前登録

第3 人材の育成

第4 受入れ及び活動拠点の整備

第5 情報共有会議の整備・強化

第4節 企業防災の促進..... 79

第1 事業者

第2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

第3 町及び大阪府

災・減災対策

第4節 土砂災害予防対策の推進..... 96

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

第2 土石流対策（砂防）

第3 地すべり対策

第4 急傾斜地崩壊対策

第5 土砂災害警戒情報の作成・発表

第6 山地災害対策

第7 宅地防災対策及び盛土等対策

第8 情報連絡体制の確立

第5節 危険物等災害予防対策の推進.... 99

第1 危険物災害予防対策

第2 高圧ガス災害予防対策

第3 火薬類災害予防対策

第6節 火災予防対策の推進..... 101

第1 建築物等の火災予防

第2 林野火災予防

第7節 風害予防対策の推進..... 103

災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員.....	106
第1 組織体制	
第2 動員配備体制	
第3 緊急防災推進員との連携	
第2節 自衛隊の災害派遣.....	114
第1 災害派遣要請基準	
第2 災害派遣要請手続	
第3 自衛隊の自発的出動基準 (要請を待ついとまのない場合の災害派遣)	
第4 派遣部隊の受入れ	
第5 派遣部隊の活動	
第6 撤収要請	

第3節 広域応援等の要請・受入れ ・支援.....	116
第1 応援要請	
第2 広域応援等の受入れ	
第3 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)の設置及び派遣	
第4 <u>応急対策職員派遣制度に基づく支援</u>	
第5 <u>関係機関の連絡調整</u>	
第4節 災害緊急事態.....	120
第5節 災害発生地域への支援.....	121
第1 大阪府知事からの応援の要求	
第2 災害応急対策の実施	
第3 個別協定による応援協力	

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達.....	124
第1 気象予警報の伝達	
第2 土砂災害警戒情報の伝達	
第3 警報・注意報等の伝達	
第4 住民への周知	
第5 <u>キキクル(大雨警報・洪水警報の危険 度分布)等</u>	
第2節 警戒活動.....	137
第1 気象観測情報の収集伝達	
第2 水防活動	
第3 土砂災害警戒活動	
第4 異常現象発見時の通報	
第6 <u>物資等の事前状況確認</u>	

第5 ライフライン・交通等警戒活動	
第3節 発災直後の情報収集伝達.....	141
第1 情報収集伝達	
第2 防災関係機関の情報収集伝達	
第3 通信手段の確保	
第4節 災害広報.....	144
第1 災害広報	
第2 報道機関との連携	
第3 広聴活動の実施	
第4 災害モード宣言	

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動.....	149
第1 熊取町	
第2 大阪府	
第3 各機関による連絡会議の設置	
第4 自主防災組織	
第5 惨事ストレス対策	

第2節 医療救護活動.....	151
第1 医療情報の収集・提供活動	
第2 現地医療対策	
第3 後方医療対策	
第4 医薬品等の確保・供給活動	
第5 個別疾病対策	

第4章 避難行動

第1節 避難誘導.....	157
第1 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確 保</u>	
第2 <u>洪水、土砂災害による高齢者等避難の 指示</u>	
第3 住民への周知	
第4 避難者の誘導等	
第5 <u>広域避難</u>	

第6 被災者の運送	
第7 警戒区域の設定	
第2節 指定避難所の開設・運営等.....	162
第1 指定避難所の開設	
第2 指定避難所の管理、運営	
第3 指定避難所の早期解消のための取組み等	
第4 避難所の閉鎖	

第3節 避難行動要支援者への支援..... 165
 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動..... 172
 第1 陸上輸送
 第2 航空輸送

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策..... 179
 第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、
 治山施設、地すべり防止施設、急傾斜
 地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、
 橋梁等道路施設 等）
 第2 公共建築物
 第3 応急工事
 第2節 民間建築物等応急対策..... 181
 第1 民間建築物等
 第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、
 火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）
 第3 放射性物質（原子力施設、放射性同位
 元素に係る施設等）
 第4 文化財

第7章 被災者の生活支援

第1節 支援体制..... 189
 第2節 住民等からの問い合わせ..... 190
 第3節 災害救助法の適用..... 191
 第1 適用基準
 第2 適用手続
 第3 救助の内容
 第4節 緊急物資の供給..... 193
 第1 給水活動
 第2 食料・生活必需品の供給
 第5節 住宅の応急確保..... 197
 第1 被災住宅の応急修理
 第2 住居障害物の除去
 第3 応急仮設住宅の建設
 第4 応急仮設住宅の借上げ
 第5 応急仮設住宅の運営管理
 第6 公共住宅への一時入居
 第7 住宅に関する相談窓口の設置等

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

第4節 広域一時滞在への対応..... 167

第2節 交通の維持復旧..... 176
 第1 交通の安全確保
 第2 交通の機能確保

第3節 ライフライン・放送の確保..... 183
 第1 被害状況の報告
 第2 ライフライン事業者における対応
 第3 放送事業者における対応（日本放送協会、
 民間放送事業者）
第4 大阪府及び関係機関における対応

第4節 農林水産関係応急対策..... 186
 第1 農業用施設
 第2 農作物
 第3 畜産
 第4 林産物

第6節 応急教育..... 199
 第1 教育施設の応急整備
 第2 応急教育体制の確立
 第3 就学援助等
 第4 文化財の応急対策
 第5 応急保育

第7節 自発的支援の受入れ..... 201
 第1 ボランティアの受入れ
 第2 義援金品の受付・配分
 第3 海外からの支援の受入れ
 第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

第8節 災害対策要員の確保..... 204
 第1 災害対策要員の確保
 第2 労働者確保の種別
 第3 公共職業安定所の労働供給
 第4 応援要請による技術者等の動員
 第5 労働者等の従事命令

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動..... 209	第3節 遺体対策..... 213
第1 防疫活動	第1 泉佐野警察署
第2 被災者の健康維持活動	第2 熊取町
第3 保健衛生活動における連携体制	第3 大阪府
第4 動物保護等の実施	
第2節 廃棄物の処理..... 211	第4節 社会秩序の維持..... 214
第1 し尿処理	第1 住民への呼びかけ
第2 ごみ処理	第2 警戒活動の強化
第3 災害廃棄物等処理	第3 暴力団排除活動の徹底
	第4 物価の安定及び物資の安定供給

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総則..... 217	第3章 警戒宣言が発せられた時の 対応措置..... 219
第1 目的	第1 東海地震予知情報等の伝達
第2 基本方針	第2 警戒態勢の確立
第2章 東海地震注意情報発表時の措置. 218	第3 住民等に対する広報
第1 東海地震注意情報の伝達	
第2 警戒態勢の準備	

付編2：南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則..... 225	ついて
第1 推進計画の目的	第3章 地震発生時の応急対策等..... 228
第2 推進地域	第1 組織
第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急 対策として行う事務又は業務の大綱	第2 地震発生時の応急対策
第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の 防災対応..... 226	第4章 防災訓練、地震防災上必要な 教育及び広報に関する事項..... 228
第1 南海トラフ地震臨時情報について	第5章 地震防災上緊急に整備すべき 施設等に関する事項..... 228
第2 防災対応について	
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達に	

事故等災害応急対策

第1節 鉄道災害応急対策..... 231	第4節 高層建築物、市街地災害 応急対策..... 239
第1 情報収集伝達体制	第1 通報連絡体制
第2 鉄軌道事業者の災害応急対策	第2 火災の警戒
第2節 道路災害応急対策..... 233	第3 応急対策
第1 連絡体制	第4 高層建築物の管理者等
第2 組織体制	第5節 林野火災応急対策..... 241
第3 活動内容	第1 活動体制
第4 広域協力体制	第2 火災通報等
第3節 危険物等災害応急対策..... 234	第3 火災の警戒
第1 危険物災害応急対策	第6節 その他災害応急対策..... 243
第2 高圧ガス災害応急対策	
第3 火薬類災害応急対策	
第4 毒物劇物災害応急対策	
第5 管理化学物質災害応急対策	

災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進.....	247
第1 被害の調査	
第2 公共施設等の復旧	
第3 激甚災害の指定	
第4 激甚災害指定による財政援助	
第5 特定大規模災害	
第2節 被災者の生活再建等の支援.....	248
第1 災害弔慰金等の支給	
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	
第3 罹災証明書の交付等	
第4 租税等の減免及び徴収猶予等	
第5 住宅の確保等	
第6 被災者生活再建支援金	
第3節 中小企業の復旧支援.....	252
第1 再建資金の需要の把握	
第2 中小企業者に対する金融制度の周知	
第3 資金の融資	

第2章 災害復興対策

第1節 復興に向けた基本的な考え方...	259
第2節 熊取町における復興に向けた 取組み.....	260

第4節 農林業関係者の復旧支援.....	253
第1 資金の融資措置	
第2 融資制度の周知	
第3 資金の融資	
第5節 ライフライン等の復旧.....	254
第1 水道(熊取町、大阪広域水道企業団)	
第2 下水道(熊取町、大阪府)	
第3 電力(関西電力送配電株式会社)	
第4 ガス(大阪ガスネットワーク株式会社)	
第5 電気通信(西日本電信電話株式会社(関西支店)、KDDI株式会社(関西総支社))	
第6 共同溝・電線共同溝(熊取町、大阪府、近畿地方整備局)	
第7 放送(日本放送協会、民間放送事業者)	
第8 鉄道(鉄道事業者)	
第9 道路(熊取町、大阪府、近畿地方整備局)	

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的.....	263
第2節 計画の性格.....	263
第3節 計画の周知徹底.....	263
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守 すべき指針.....	263
第5節 原子力災害対策を重点的に実施 すべき区域.....	264
第1 町域の原子力事業所の名称、所在地等	
第2 原子力災害対策を重点的に実施すべき 区域	

第6節 計画の基礎とするべき 災害の想定.....	266
第1 原子力事業者における災害(事故)の 想定	
第2 その他の核燃料物質使用事業所・放射 性同位元素取扱事業所における災害	
第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に 応じた防護措置の準備及び実施....	268
第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置 の準備及び実施	
第2 放射性物質が環境へ放出された場合の 防護措置の実施	

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針.....	273
第2節	原子力事業者の責務.....	273
第1	安全確保の責務	
第2	原子力事業者防災業務計画の作成等及び 防災要員の現況等の届出	
第3	施設の災害事前対策	
第4	放射線測定設備及び原子力防災資機材 の整備	
第5	救急救助用資機材の整備	
第6	緊急時活動レベル（EAL）の設定	
第3節	町の災害事前対策.....	275
第1	原子力防災専門官及び上席放射線防災 専門官との連携	
第2	立入検査と報告の徴収	
第3	原子力災害合同対策協議会	
第4節	情報の収集・連絡・ 分析体制等の整備.....	276
第1	情報収集・連絡体制の整備	
第2	情報の分析整理	
第5節	環境放射線モニタリング 体制等の整備.....	276

第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針.....	283
第2節	活動体制の確立.....	283
第1	組織体制	
第2	動員配備体制	
第3	現地事故対策連絡会議の開催	
第4	緊急時モニタリングセンターの設置	
第5	原子力災害合同対策協議会の設置	
第3節	広域応援等の要請・受入れ.....	290
第1	広域応援等の要請	
第2	広域応援等の受入れ	
第4節	自衛隊の災害派遣.....	292
第1	災害派遣要請基準	
第2	災害派遣要請手続	
第3	派遣部隊の受入れ	
第4	派遣部隊の活動	
第5	撤収要請	
第5節	災害情報の収集伝達.....	295
第1	緊急事態事象発生情報等の連絡・通報	
第2	応急対策活動の情報連絡	
第6節	災害広報.....	298
第1	災害広報	
第2	報道機関との連携	
第3	広聴活動の実施	

第6節	原子力災害医療体制等の整備...	277
第1	原子力災害医療体制の整備	
第2	資機材の整備	
第7節	防災業務関係者の安全確保のため の資機材等の整備.....	277
第1	放射線防護資機材の整備	
第2	情報交換の実施	
第8節	原子力防災に関する知識の 普及と啓発.....	278
第1	住民等に対する知識の普及と啓発	
第2	防災業務関係者の人材育成	
第9節	防災対策資料の整備.....	279
第10節	原子力施設上空の飛行規制...	280
第11節	災害復旧への備え.....	280
第12節	放射性同位元素等に係る 原子力災害事前対策.....	280

第7節	防災業務関係者の安全確保.....	301
第1	防護対策	
第2	防災業務関係者の被ばく管理	
第3	防災業務関係者の放射線防護に係る指標	
第8節	緊急時モニタリングの実施.....	301
第9節	消火・救助・救急活動.....	302
第1	熊取町	
第2	大阪府	
第3	泉佐野警察署	
第4	各機関による連携	
第10節	医療救護活動.....	303
第1	現地医療対策	
第11節	屋内退避、避難受入れ等の 防護活動.....	305
第1	屋内退避及び避難等に関する指標	
第2	<u>屋内退避・避難等の指示等</u>	
第3	避難者の誘導	
第4	警戒区域の設定	
第12節	指定避難所等の開設・運営...	308
第1	指定避難所等の開設	
第2	指定避難所等の管理、運営	

第13節 飲食物の摂取制限及び

出荷制限..... 309

- 第1 飲料水、飲食物の摂取制限
- 第2 農林水産物の採取及び出荷制限
- 第3 町のとるべき措置
- 第4 飲料水及び飲食物の供給

第14節 交通規制、緊急輸送活動..... 312

- 第1 陸上輸送
- 第2 航空輸送

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針..... 317

第2節 緊急事態解除宣言後の対応..... 317

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定..... 317

第4節 放射性物質による環境汚染への対処..... 317

第5節 各種制限措置の解除..... 317

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表..... 317

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成..... 318

第5章 広域避難の受入れ

第1節 基本方針..... 321

第2節 関西圏における広域避難の受入れ..... 321

- 第1 前提となる被害想定
- 第2 避難対象地域

第15節 社会秩序の維持..... 314

- 第1 住民への呼びかけ
- 第2 警戒活動の強化

第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策..... 314

第17節 放射性同位元素等に係る災害応急対策..... 314

- 第1 災害地域住民の記録
- 第2 損害調査の実施
- 第3 緊急事態応急対策措置状況の記録

第8節 被災者等の生活再建等の支援... 318

第9節 風評被害等の影響の軽減..... 318

第10節 心身の健康相談体制の整備... 318

第11節 暴力団排除活動の徹底..... 318

第3節 大阪府の広域避難の受入れ..... 323

- 第1 滋賀県からの要請
- 第2 大阪府の受入れ

[総 則]

第1節 目的等

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条（都道府県地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、町域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、町、大阪府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町域内の公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的推進を図り、住民との相互協力のもと、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 町域の概要

1 地理的条件

(1) 位置

町は、大阪都心部から約35kmの距離にあり、東部を貝塚市、西部を泉佐野市に隣接しており、大阪府の南部に位置している。

●役場の緯度、経度等は、次のとおりである。

北緯 34° 24' 05"

東経 135° 21' 22"

(2) 面積

町の面積は、17.24km²で大阪府面積の約0.9%となっている。

(3) 地勢

町は、東西4.8km、南北7.8kmの木の葉状の町であり、山間部を除きおおむね平坦である。

南方には、和泉山脈の一部である雨山（海拔312m）があり風光明媚で和泉平野及び大阪湾を隔て淡路島が遠望できる。東方は和泉山脈の山麓地帯で、地盤は東南より北西に向かって次第に低く適度の傾斜を保って海岸平野に接する。

和泉山脈に源を発する見出川、雨山川、住吉川は町の中央部を流れ大阪湾に注いでいる。土質は肥沃で山間部は松を主とする造林に、平野は耕地に適している。

また、交通面ではJR阪和線が町の西端を通っており、主要道路は大阪外環状線、国道170号、府道泉佐野打田線、府道泉佐野熊取線があり他市との交通はこれらの道路に依存している。

2 気象

町の気象は、瀬戸内海気候区の東の端に位置し、比較的雨量の少ない部に属する。アメダスによる各平年値の平均気温は15.6度（昭和52年～平成30年の平均）、年間降水量は1301.1mm（昭和51年～平成30年の平均）で、温暖、寡雨の気候である。風向きは、年間を通じて西風が吹くことが圧倒的に多く、特に冬は顕著である。

3 社会的条件

昭和50年10月1日現在で18,032人であった人口は、昭和40年代後半からの大規模な宅地開発を契機として、昭和55年10月1日現在25,432人、昭和60年10月1日現在33,542人と、大阪府内でも有数の人口急増都市となり、平成22年度の44,709人をピークに近年はベッドタウン化の進展も一応の落ち着きを見せ、令和元年10月1日現在43,642人と人口動態が微減傾向へと推移してきている。

世帯構成は、核家族世帯がかなりを占め、単独世帯についても増加傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいる。

第3 計画の構成

この計画は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、町域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。ただし、原子力災害については、その特殊性に鑑み、「原子力災害対策編」として別に定める。

注 なお、本文中の《 》内の班名については、熊取町災害警戒本部、熊取町災害対策本部又は熊取町原子力災害対策本部における班名を示す。

第4 災害想定

この計画においては、本町の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、町において、発生し得る災害を想定した。また複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害
- 2 津波災害
- 3 風水害
- 4 海上災害
- 5 航空災害
- 6 鉄道災害
- 7 道路災害
- 8 危険物等災害
- 9 高層建築物、地下街及び市街地災害
- 10 林野火災
- 11 原子力災害
- 12 竜巻災害

1 地震被害想定

活断層による内陸直下型地震及び海溝型地震による被害を想定した。

なお、本数値については、大阪府が実施した被害想定調査結果のうち町域における被害数値を参考にしたものである。

●想定地震発生時の条件

- ・想定時期 冬季の夕刻、午後6時 ただし死傷者数については、冬季の早朝、午前5時を想定
- ・風速条件 超過確率1%の風速（1年のうち3日程度はありうる風速）8.7m/s

		上町断層帯A	上町断層帯B	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	南海トラフ巨大地震
地震の規模 (震度は町域における震度)		マグニチュード 7.5~7.8	マグニチュード 7.5~7.8	マグニチュード 7.3~7.7	マグニチュード 7.3~7.7	マグニチュード 7.7~8.1	マグニチュード 9.0~9.1
		震度5弱 ~震度6弱	震度5強 ~震度6強	震度4 ~震度5強	震度4 ~震度5弱	震度5強 ~震度6強	震度6弱
建物全半壊棟数	全壊	45棟	1,377棟	0	0	812棟	84棟
	半壊	119棟	1,803棟	0	0	1,341棟	906棟
炎上出火件数		0	1件	0	0	0	0
死傷者数 (早朝)	死者	0	11人	0	0	4人	2人
	負傷者	30人	528人	0	0	416人	118人
被災者数		568人	11,187人	0	0	0	4,626人
避難所生活者数		165人	3,245人	0	0	2,169人	1,388人
ライフライン	停電	84軒	3,029軒	0	0	2,289軒	8,544軒
	ガス供給停止	0	10,000戸	0	0	10,000戸	0
	水道断水	3,000人	17,000人	0	0	12,000人	42,851人
	電話不通	552回線	994回線	55回線	0	994回線	8,000回線

注1 炎上出火件数は、地震後1日の件数

注2 死傷者数は、建物被害・火災によるものの合計

参考

地震発生確率 (%) (30年以内)	上町断層帯	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯(金剛山地東縁~和泉山脈南縁)	南海トラフ巨大地震
	2~3	ほぼ0~0.3	ほぼ0~0.08	ほぼ0~	70~80

※地震調査研究推進本部が発表した「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（平成31年2月）による。

災害廃棄物発生量推計	上町断層帯A	上町断層帯B	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	南海トラフ巨大地震
災害廃棄物発生量	8,125.6 t	165,634.4 t	0	0	109,763.5 t	9,000 t

※震災廃棄物対策指針 災害廃棄物の発生量予測方法による。

2 原子力被害想定

(1) 原子力事業所

町域の原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第4号でいう原子力事業所（以下「原子力事業所」という。）は、下表のとおりである。

原子力事業所の名称	所在地	施設概要	原災法上の位置付け
京都大学複合原子力科学研究所	熊取町 朝代西2丁目1010番地	試験研究炉 (熱出力5000KW)	原災法第2条第3号ロ及びへ（原子炉設置承認及び核燃料物質使用承認）
原子燃料工業株式会社熊取事業所	熊取町 朝代西1丁目950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ（加工事業の許可を受けた者）

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を基準とし、京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所からそれぞれ概ね半径500mの地域とする。

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点地域」という。）の範囲については、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案して、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域と同じ範囲とし、町において、原子力災害対策重点地域は右表のとおりとする。

【原子力災害対策重点区域（すべてUPZ）】

<p>【図-A】 京都大学複合原子力科学研究所から おおむね半径 500m</p>	<p>大久保南3丁目、朝代東1丁目、朝代東2丁目 朝代西2丁目、朝代西3丁目、美熊台1丁目の各々の一部</p>
<p>【図-B】 原子燃料工業株式会社熊取事業所から おおむね半径 500m</p>	<p>大久保南1丁目、大久保南3丁目、大久保南4丁目 大久保東2丁目、五門西4丁目、五門東4丁目、東和苑 美熊台1丁目、朝代西1丁目、朝代西2丁目 朝代東1丁目、朝代東2丁目の各々の一部</p>



【図-A】 京都大学複合原子力科学研究所から半径500mの範囲

【図-B】 原子燃料工業株式会社熊取事業所から半径500mの範囲

(3) 原子力災害（事故）の範囲

原子力災害とは、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質の加工、核燃料物質の使用、これらに付随して行われる運搬）により、放射性物質及び放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出された事態（原子力緊急事態）により、住民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

また、原子力事業所以外の事業所等において、放射線等が異常な水準で事業所外へ放出された事態により、住民の生命、身体又は財産に生ずる被害（放射線災害）を含む。

(4) 計画の基礎とすべき災害（事故）の想定

町に立地する原子力事業所では、そこで取り扱われる放射性物質の種類、量、使用方法や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）」による国の安全審査で想定される事故がそれぞれ異なる。

本編の基礎となる災害（事故）は、原子炉等規制法による国の安全審査において採用される最大規模の事故（以下「仮想事故等」という。）を基本とし、各原子力事業所で想定される仮想事故等による放射性物質及び放射線の放出形態とその対策の概要を原子力災害対策指針に沿って整理する。

ア 京都大学複合原子力科学研究所

京都大学研究用原子炉（KUR）において広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノンの希ガス及び揮発性の高いヨウ素が主であり、これらが排気筒から環境へ放出されることが想定される。また、原子炉建屋内に閉じ込めた放射性物質が放出するガンマ線が壁を透過して周辺環境に影響を与えることも想定しておく必要がある。さらにこれらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性がある。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動し、距離が長くなるにしたがい、拡散により濃度は低くなることが想定される。

なお、京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質などの使用施設や保管施設では、全て形状制限管理されているので、臨界事故は想定しがたい。

イ 原子燃料工業株式会社熊取事業所

(ア) 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料加工施設である原子燃料工業株式会社熊取事業所では、火災、爆発、漏えい等によって施設からウラン等がエアロゾルとして放出される場合などが考えられる。これらの放出された放射性物質は、プルームとなって放出、拡散される。火災等により、フィルターを通さずに放出された場合、量的には多いとみられる粗い粒子状のものは、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。また、フィルターを通して放出される場合には、気体状の物質とほぼ同様の状態になると考えられる。

(イ) 臨界事故

原子燃料工業株式会社熊取事業所の製造過程は、取り扱い易い固体の二酸化ウラン粉末から、小指先大の円柱状のペレットに加工し、最終製品として燃料集合体を製造するという機械的加工を行っており、原料に用いるウランは低濃縮ウラン（5%以下）であり、臨界事故は想定しがたい。

仮に臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生し、周囲に放出される。この場合、施設の遮へいが十分な箇所が発生した場合は、放射線の影響は無視できるが、遮へいが十分でない場合は、施設から直接放出される中性子線及びガンマ線に対する防護が重要となる。

施設から直接放出される放射線は、施設内外の遮へい条件によるが、施設からの距離のほぼ2乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出は、希ガス及びヨウ素を考慮すればよいが、その潜在的な総量は原子炉施設に比べて極めて少ない。

(5) その他の核燃料物質使用事業所・放射性同位元素取扱事業所における災害

町域には、その他に核燃料物質を取り扱う事業所があるが、いずれも使用する核燃料物質の量が少ないため、原災法の対象となる事業所ではない。

また、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第3条の使用許可を受けた者（以下「放射性同位元素取扱事業者」という。）も多くあるが、いずれも核燃料物質を取り扱う施設ではない。

これらの事業所において、臨界事故や事業所外に影響を及ぼすような放射線事故は基本的に考えられないが、防災対策の観点から、原子力事業所に準ずる対策を講じるよう努める。

核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者等は、関係諸法令等を遵守するとともに、原子力事業所に準じて必要な対策を講じるよう努める。

第2節 防災の基本方針

町において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪府防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことを踏まえ、大阪府域の災害対策を進めてきた。しかし、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。具体的には、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の5つを基本方針として対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

各段階では、まず災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。レベル1の地震・津波に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生するおそれがある場合は、災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。一旦被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

以上を基本方針として、町域における災害対策を進めることとする。

注1 レベル1の地震・津波…南海トラフ沿いの地域における、東海地震、東南海地震、南海地震とそれらが連動するマグニチュード8程度のクラスの地震・津波

注2 レベル2の地震・津波…南海トラフの巨大地震モデル検討会で設定された最大クラスの巨大地震・津波
出典：「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）

第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 防災関係機関の基本的責務

1 熊取町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、消防団その他の組織の整備、区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実並びに住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、町の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2 大阪府

大阪府は、町を包括する広域的な地方公共団体として、大阪府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

3 関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県「福井県、三重県」の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大阪府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、大阪府及び町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、大阪府及び町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 防災関係機関の業務大綱

1 熊取町

●総合政策部

- (1) 本部長等の被害地視察及び慰問に関する事
- (2) 避難所用食料・生活必需品の備蓄に関する事
- (3) 防災行政無線の維持管理及び統制に関する事
- (4) 防災訓練に関する事
- (5) 防災知識の普及・啓発に関する事
- (6) 災害対策本部等会議及び防災会議に関する事
- (7) 配備指令等本部命令の伝達に関する事
- (8) 防災対策の総合調整に関する事

- (9) 災害情報の収集並びに報告に関する事
- (10) 被害状況の総括に関する事
- (11) 広報活動と広報関係機関との連絡調整に関する事
- (12) 避難情報に関する事
- (13) 災害に関する相談窓口に関する事
- (14) 災害救助法に関する事
- (15) 大阪府等への報告及び調整に関する事
- (16) 泉佐野警察署との連絡調整に関する事
- (17) ライフライン機関との連絡調整に関する事
- (18) 自衛隊の派遣要請及び受入れに関する事
- (19) 他市町村への応援要請・受入れ及び連絡調整に関する事
- (20) 自主防災組織に対する整備・指導等に関する事
- (21) 消防団員の配置に関する事
- (22) 消防関係機関との連絡調整に関する事
- (23) 災害の予算に関する事
- (24) 町内大学との連絡調整に関する事
- (25) 自治会への協力依頼及び連絡調整に関する事

●総務部

- (1) 緊急通行車両の届出に関する事
- (2) 避難所の開設及び収容に関する事
- (3) 避難所の管理と収容者に対する食料及び物資の給貸与に関する事
- (4) 避難者の誘導に関する事
- (5) 本部への避難状況の速報に関する事
- (6) 車両の確保、配車、管理及び調達に関する事
- (7) 電話交換に関する事
- (8) 庁舎の警備及び管理に関する事
- (9) 庁舎の通信、電気施設の保全に関する事
- (10) 町有財産の被害調査の総括に関する事
- (11) 住民、家屋、設備等の被害調査、報告に関する事
- (12) 災害状況の記録写真に関する事
- (13) 罹災証明に関する事
- (14) 職員の給与及び給食に関する事
- (15) 職員の動員及び調整に関する事

●住民部

- (1) 生活必需品の調達及び供給に関する事
- (2) 救援物資の受入れに関する事
- (3) 農林商工関係機関との連絡調整及び応急対策に関する事
- (4) 泉州農と緑の総合事務所、土地改良区その他農業関係機関との連絡調整に関する事
- (5) 行方不明者の捜索及び死体の収容、埋（火）葬に関する事
- (6) し尿、ごみ、がれき処理に関する事
- (7) 環境センター、斎場及び大原衛生公苑の警戒、被害調査並びに応急対策に関する事
- (8) 京都大学複合原子力科学研究所及び原子力事業者等との連絡調整に関する事
- (9) 緊急時環境放射線モニタリングに関する事
- (10) 農林商工業者に対する採取、出荷制限等に関する事
- (11) 飲食物の摂取制限等に関する事

●健康福祉部

- (1) 医療資機材、薬剤の調達及び備蓄に関すること
- (2) 福祉避難所の開設及び運営に関すること
- (3) 要配慮者の避難に関すること
- (4) 医療救護班の編成・派遣に関すること
- (5) 応急救護所及び医療救護所の設置に関すること
- (6) 病院診療所への収容及び予防衛生に関すること
- (7) 防疫活動に関すること
- (8) 防疫資材の管理及び調達に関すること
- (9) ボランティアの活動環境の整備及び受入れに関すること
- (10) 保育所施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること
- (11) 保育所の閉鎖等の措置に関すること
- (12) 児童の避難及び安全確保に関すること
- (13) 応急保育に関すること
- (14) 生活保護世帯の被災状況調査に関すること
- (15) 被災者生活再建支援制度に関すること
- (16) 被災世帯に対する生活保護及び生活福祉資金の貸与に関すること
- (17) 災害弔慰金等の支給に関すること
- (18) 大阪府、災害拠点病院等応援要請に関すること
- (19) 災害医療センターとの連絡調整に関すること
- (20) 医療機関及び保健所との連絡調整に関すること
- (21) 社会福祉協議会及び社会福祉施設等との連絡調整に関すること
- (22) 日本赤十字社との連絡調整に関すること
- (23) 食料の調達及び供給に関すること
- (24) 食料の炊出し及び器具等の確保に関すること
- (25) スクリーニングに関すること
- (26) 健康問診に関すること

●都市整備部

- (1) 建築物等の耐震化・安全化に関すること
- (2) 建築物等の防災指導に関すること
- (3) 公共施設の応急復旧工事に関すること
- (4) 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること
- (5) 被災住宅の応急修理に関すること
- (6) 応急仮設住宅に関すること
- (7) 住居等の障害物の除去に関すること
- (8) 応急危険度判定制度に関すること
- (9) 被災宅地危険度判定に関すること
- (10) 開発地の警戒、被害調査及び応急対策に関すること
- (11) 住宅相談に関すること
- (12) 建設施設、設備の危険防止措置に関すること
- (13) 水害予防に関すること
- (14) 土砂災害対策に関すること
- (15) 水防活動及び指揮に関すること
- (16) 河川施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること
- (17) 河川施設の危険箇所等の二次災害防止に関すること
- (18) 町内危険箇所並びに災害予想地域の警戒及び応急対策に関すること
- (19) 斜面判定制度に関すること
- (20) 避難路等の緑化の整備に関すること
- (21) 農林業施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること
- (22) 農林業施設の危険箇所等の二次災害防止に関すること
- (23) 道路、橋梁等公共土木施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること
- (24) 道路等の障害物の除去に関すること

- (25) 道路、橋梁等の二次災害防止に関すること
- (26) 交通事情の情報収集に関すること
- (27) 道路交通規制に関すること
- (28) 緊急輸送活動に関すること
- (29) 岸和田土木事務所との連絡調整に関すること
- (30) 下水道事業 業務継続計画（以下、下水道BCP）に基づく下水道施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること
- (31) 大阪府南部流域下水道事務所との連絡調整に関すること
- (32) 下水道使用制限に関すること
- (33) 下水道事業災害関係資金の支出に関すること
- (34) 大阪広域水道企業団との連絡調整に関すること

●会計課

- (1) 災害関係資金の支出及び審査に関すること
- (2) 義援金品、災害見舞金の受付、保管並びに受払記録に関すること

●議会事務局

- 町議会議員との連絡調整に関すること

●教育委員会

- (1) 学校における防災教育に関すること
- (2) 教育施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること
- (3) 応急教育に関すること
- (4) 児童、生徒の避難、誘導及び安全確保に関すること
- (5) 被災小、中学生に対する学用品の調達支給に関すること
- (6) 災害時の臨時休校、授業短縮等の措置並びに避難計画に関すること
- (7) 避難所の開設・閉鎖の協力に関すること
- (8) 食料の炊出しの協力に関すること
- (9) 文化財及び社会教育施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること
- (10) 災害時の協力団体（青年団等）との連絡調整に関すること

2 泉州南消防組合

- (1) 火災予防対策に関すること
- (2) 消防力の充実強化に関すること
- (3) 消防資機材等の点検及び整備に関すること
- (4) 消火、救急、救助活動に関すること
- (5) 火災等その他の災害の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること
- (6) 災害情報等の収集及び広報に関すること
- (7) 広域消防応援等の要請・受入れに関すること
- (8) 被害状況の調査、集計及び報告に関すること
- (9) 災害対策本部との情報連絡に関すること

3 大阪府

- (1) 泉南府税事務所
 - 災害予防対策及び災害応急対策等に係る町及び関係機関との連絡調整に関すること
- (2) 岸和田土木事務所
 - ア 大阪府直轄公共土木施設の防災対策、水防活動に対する協力に関すること
 - イ 水防連絡に関すること
- (3) 泉佐野保健所
 - ア 災害時における町域の保健衛生活動に関すること
 - イ 地域災害医療本部の設置に関すること

4 大阪府警察（泉佐野警察署）

- (1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- (2) 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- (3) 交通規制・管制に関すること
- (4) 広域応援等の要請・受入れに関すること
- (5) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること
- (6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- (7) 災害資機材の整備に関すること

5 自衛隊（陸上自衛隊信太山駐屯地第37普通科連隊）

- (1) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- (2) 災害派遣に関すること
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

6 指定地方行政機関

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品及び米穀の供給に関すること
- (2) 岸和田労働基準監督署
ア 工場事業場等の災害防止のための監督指導に関すること
イ 産業災害防止のための自主的活動の促進と産業安全意識の普及高揚に関すること
ウ 労働者の業務上の災害補償保険に関すること
- (3) 泉佐野公共職業安定所
災害時における労働力の確保に関すること

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社（阪和線）
ア 鉄道施設の防災管理に関すること
イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
エ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
オ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
カ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
- (2) 西日本高速道路株式会社（関西支社阪奈高速道路事務所）
ア 会社管理道路の整備と防災管理に関すること
イ 道路施設の応急点検体制の整備に関すること
ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
エ 被災道路の復旧事業の推進に関すること
- (3) 西日本電信電話株式会社（関西支店）
ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること
ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること
エ 災害時における重要通信確保に関すること
オ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
キ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること
- (4) 大阪ガスネットワーク株式会社
ア ガス施設の整備と防災管理に関すること
イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
ウ 災害時におけるガスの供給確保に関すること
エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
- (5) 関西電力送配電株式会社（大阪南本部 岸和田配電営業所）

- ア 電力施設の整備と防災管理に関すること
- イ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
- ウ 災害時における電力の供給確保に関すること
- エ 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
- (6) 日本赤十字社大阪府支部
災害医療体制の整備、災害時における医薬品・血液製剤の供給及び医療助産等救護活動、義援金の募集・配分、避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整、並びに救助物資の備蓄
- (7) 日本放送協会及び各民間放送株式会社
災害時における緊急放送・広報、気象予警報等の放送周知、並びに義援金品の募集・配分等の協力
- (8) KDDI株式会社（関西総支社）
電信、電話施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、非常通信の調整確保
- (9) 一般社団法人大阪府LPガス協会
災害時におけるLPガスによる二次災害防止、LPガス及びLPガス器具等の供給確保、復旧事業の推進
- (10) 大阪広域水道企業団
水道用水の施設耐震化、災害時の緊急物資（飲料水）の確保、応急給水及び応急復旧

8 公共的団体、その他防災上重要な施設管理者

- (1) 一般社団法人泉佐野泉南医師会（熊取班）、社会医療法人三和会永山病院
 - ア 災害時における医療救護の活動に関すること
 - イ 傷病者に対する医療活動に関すること
- (2) 熊取町大池土地改良区
 - ア ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること
 - イ 農地及び農業用施設の被害調査に関すること
 - ウ 湛水防除活動に関すること
 - エ 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること
- (3) 熊取町土地改良区
 - ア 永楽ダムの防災管理に関すること
 - イ 永楽ダム付帯導水路の防災管理に関すること
- (4) 大阪泉州農業協同組合熊取支店
 - ア 町が実施する被害調査の協力に関すること
 - イ 農地、農業用施設などの災害復旧及び必要な資金の貸付に関すること
- (5) ため池管理者
ため池の防災管理に関すること
- (6) 自主防災組織、自治会、青年団等
 - ア 各種情報の連絡に関すること
 - イ 避難者の世話その他応急対策の協力に関すること
- (7) 原子力事業者（京都大学複合原子力科学研究所・原子燃料工業株式会社熊取事業所）
 - ア 原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保に関すること
 - イ 原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置に関すること
 - ウ 特定事象（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事態時の情報収集、連絡体制の整備に関すること
 - エ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・維持に関すること
 - オ 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）への資料の提出に関すること
 - カ 防災教育及び防災訓練の実施に関すること
 - キ 原子力防災知識の普及、啓発に関すること
 - ク 環境放射線監視への協力に関すること
 - ケ 災害情報の収集伝達及び通報連絡に関すること
 - コ 原子力緊急事態応急対策（原子力災害合同対策協議会への参加を含む。）の実施に関するこ

- と
- サ 緊急時環境放射線モニタリングへの協力に関すること
 - シ 緊急時医療活動への協力に関すること
 - ス 他の原子力事業者への協力に関すること
 - セ その他、町が大阪府と連携して実施する原子力防災対策への積極的な協力に関すること
- (8) 消防団
- 消防訓練、消防資機材等の点検、消防・水防等の応急措置、被災者、負傷者等の救出・救助、避難誘導
- (9) 住友電工ファインポリマー株式会社
- ア 電子線加速器の防災管理に関すること
 - イ 放射線災害対策の実施に関すること
- (10) ポニー工業株式会社熊取工場
- ア 放射性同位元素の使用施設の防災管理に関すること
 - イ 放射線災害対策の実施に関すること

第4節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・**適正管理**、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、大阪府、町が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、大阪府、町が実施する防災・減災対策への協力

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、町、大阪府、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第5節 計画の修正

熊取町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体・避難支援者等、多様な主体の参画促進に努める。

原子力災害に係る箇所の修正に際しては、大阪府地域防災計画の原子力災害対策編を基本とする。

各防災関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

なお、町、大阪府、指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、大阪府から町に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

第6節 計画の周知徹底

この計画の円滑な実施を図るため、町職員及び関係行政機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者に対し計画内容を周知徹底させるとともに、計画の要旨を町の広報紙等を通じて住民・事業者等に周知徹底する。また、各防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

〔注 記〕

本計画における用語について

- 住 民・・・・・・・・町域に住所を有する者、他市町村から町域に通学・通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等を含める。
- 要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
- 避難行動要支援者・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 町・・・・・・・・町の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（泉州南消防組合、消防署、消防団）を含める。
- 関係市町・・・・・・・・原子力災害予防対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第7条第2項後段でいう関係周辺市をいう。
原子力災害応急対策及び原子力災害復旧対策においては、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する(した)市町をいう。
- 沿岸市町・・・・・・・・津波浸水想定（平成25年8月19日設定）に基づき、浸水区域を管内に含む市町をいう。
- 関西広域連合・・・・・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関・・・・・・・・国、大阪府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、陸上自衛隊第3師団が警備区域として大阪府を担当しており、災害派遣を行った場合は第3師団長が災害派遣実施部隊長となる。
- ライフライン・・・・・・・・上水道、下水道、電力、ガス、電気通信、廃棄物処理の事業をいう。
- 原子力事業者等・・・・・・・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。
- 災害時・・・・・・・・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

[災害予防対策]

第 1 章

防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

町は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 組織体制の整備

町域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。

1 熊取町防災対策連絡会議

防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

【組織】

会長	副町長
副会長	教育長
会員	総合政策部長・総務部長・住民部長・健康福祉部長・都市整備部長・会計管理者・議会事務局長・教育次長・熊取消防署長・ <u>大阪広域水道企業団熊取水道センター所長（※）</u> <u>※町の要請により参加する。</u>

2 熊取町災害警戒本部

災害発生のおそれがある気象予警報等が発表される等通信情報活動や災害予防対策の必要がある場合、町域において震度4を観測した場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、東海地震に係る警戒宣言の発令を認知した場合、原子力災害となるおそれがある事象発生の情報を受けた場合、その他町長が必要と認めた場合において、直ちに情報の収集・分析及び災害予防対策を行うために設置する。

【組織】

本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員	総合政策部長・総務部長・住民部長・健康福祉部長・都市整備部長・会計管理者・議会事務局長・教育次長・熊取消防署長・ <u>大阪広域水道企業団熊取水道センター所長（※）</u> <u>※町の要請により参加する。</u>

3 熊取町災害対策本部

災害発生のおそれがある場合や小規模以上の災害が発生したとき、又は、町域において震度5弱以上を観測した場合、その他町長が必要と認めた場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

【組織】

本部長	町長
副本部長	副町長・教育長
本部員	総合政策部長・総務部長・住民部長・健康福祉部長・都市整備部長・会計管理者・議会事務局長・教育次長・熊取消防署長・ <u>大阪広域水道企業団熊取水道センター所長（※）</u> <u>※町の要請により参加する。</u>

4 熊取町水防本部

水防を総括するために、設置する。

【組織】

本部長	都市整備部長
副本部長	都市整備部理事
指揮者	住民部理事・都市整備部理事・ <u>下水道河川課河川農水室長</u>

5 熊取町原子力災害警戒本部

原子力規制委員会より情報収集事態若しくは警戒事態が発生したことの連絡があったとき、その他町長が必要と認めた場合において、直ちに情報の収集・分析及び災害予防対策を行なうために設置する。

【組織】

本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員	総合政策部長・総務部長・住民部長・健康福祉部長・都市整備部長・会計管理者・議会事務局長・教育次長・熊取消防署長・ <u>大阪広域水道企業団熊取水道センター所長(※)</u> <u>※町の要請により参加する。</u>

6 熊取町原子力災害対策本部

原子力事業所から特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）（以下「特定事象」という。）の発生を受信したとき、大阪府が設置する放射線測定設備（以下「大阪府モニタリング設備」という。）での放射線量が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。）、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条）（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき、大阪府又は国から原子力災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき、その他町長が必要と認めた場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

【組織】

本部長	町長
副本部長	副町長・教育長
本部員	総合政策部長・総務部長・住民部長・健康福祉部長・都市整備部長・会計管理者・議会事務局長・教育次長・熊取消防署長・ <u>大阪広域水道企業団熊取水道センター所長(※)</u> <u>※町の要請により参加する。</u>

7 熊取町原子力災害現地対策本部

原子力災害により熊取町原子力災害対策本部を設置し、かつ、国及び大阪府が原子力災害現地対策本部を設置したとき、その他町長が必要と認めた場合において、国、大阪府をはじめとする他の原子力事業者などの防災関係機関と連携して、現地において災害応急対策及び災害復旧対策を実施するために、オフサイトセンター内に設置する。

また、原子力事業者から特定事象発生通報後、関係省庁が現地での連絡調整のため、オフサイトセンターで現地事故対策連絡会議を開催する場合は、熊取町原子力災害現地対策本部の設置に先立ち、危機管理課長及び熊取消防署長が当該会議に参画する。

【組織】

本部長	副町長
副本部長	住民部長
本部員	危機管理課長・財政課長・企画経営課長・ <u>広報戦略課長</u> ・総務課長・産業振興課長・環境課長・健康・いきいき高齢課長

第2 動員体制の整備

災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

1 職員の配備基準

町長は、状況に応じ各号配備を指令する。

なお、町域において震度4以上を観測した場合は自動配備とする。

(1) 警戒配備

- ア 町域において震度4を観測したとき（自動開始）
- イ 町域が台風の暴風域に入ることが予想されるとき
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（注意）が発表されたとき
- エ 災害発生のおそれがある気象予警報等が発生される等、通信情報活動や災害予防対策の必要があるとき
- オ 原子力規制委員会から情報収集事態若しくは警戒事態が発生したことの連絡があったとき
- カ 原子力事業所より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき
- キ その他町長が必要と認めたとき

(2) A号配備

- ア 大阪府泉州区域に係る大阪管区気象台の「大雨警報」、「暴風警報」又は「洪水警報」が発表され、かつ町長が必要と認めたとき
- イ 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、又は小規模な災害が発生したとき
- ウ その他町長が必要と認めたとき

(3) B号配備

- ア 中規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合
- イ 原子力事業者から特定事象の発生の通報を受けたとき、又は大阪府モニタリング設備での放射線量が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。）
- ウ その他町長が必要と認めたとき

(4) C号配備

- ア 大規模な災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき、又は被害が甚大と予想されるとき
- イ 町域において震度5弱以上を観測したとき
- ウ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- エ 大阪府モニタリング設備での放射線量が10分以上又は2地点以上で同時に $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき
- オ その他町長が必要と認めたとき

2 熊取町水防本部の配備基準

水防本部長は、必要に応じ水防配備を発令する。

配備人員及び配備基準は「熊取町水防体制」に定めるところによる。

(1) 事前配備

(2) 警戒配備（A号配備・B号配備・C号配備）

3 勤務時間外における動員体制

(1) 主要防災職員への早期情報伝達

災害対策本部・原子力災害対策本部の本部員をはじめとする防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話を携帯させる。

(2) 職員の自主参集

職員は、自らテレビ・ラジオ等によって、気象庁が発表する地震情報を収集し、町域において震度4以上である場合は、「第2 1 職員の配備基準」の配備基準に基づき、自主参集する。

なお、熊取町の震度が発表されない場合は、近隣市町の震度により判断する。

また、気象台から水防に関する予警報が出されたとき、水防担当者は、「熊取町水防体制」に基づき、自主参集する。

4 組織動員体制の整備

- (1) 町は、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に当たっては、男女共同参画の視点にも配慮するものとする
- (2) 町は大阪府と連携し、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第3 防災拠点機能の確保・充実

町をはじめとする防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

町は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

1 防災拠点の定義

防災拠点とは、災害対策上、極めて重要な機能を発揮する、人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「現地司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地」「医療救護を行う災害拠点病院」をいう。

2 司令塔機能の整備

町及び防災関係機関は、災害対策本部等の司令塔機能施設を整備するよう努める。

また、代替施設の選定等のバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

3 地域防災拠点等の整備

町は、町域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点等の整備に努める。

(1) 地域防災拠点等の整備

町域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点等を次の場所に設定し、その整備に努める。

地域防災拠点：熊取町野田4丁目2093番地の1他（中央公園臨時駐車場用地）

熊取町大字野田65番10（永楽ゆめの森公園）

物資拠点：熊取町久保5丁目3番1号（総合体育館）

(2) オフサイトセンターの整備

ア 町は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、主務大臣から意見を求められた場合には、意見を主務大臣に提出するものとする。

イ 町は、大阪府及び国と連携して、オフサイトセンターを地域における原子力防災拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

第4 装備資機材等の備蓄

町及び防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材

等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、町、大阪府及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第5 防災訓練の実施

町は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を大阪府、消防団等の防災関係機関、民間事業者等と連携しながら実施する。

1 訓練の種類

(1) 総合的防災訓練

町は、関係機関及び自主防災組織・避難支援者等、住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、原子力、危険物等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。

また、被害が広域にわたる災害も想定し、近隣市町と合同による広域的な訓練も取り入れ、防災訓練の充実に努める。

2 留意事項

(1) 実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。

(2) あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

(3) 業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

(4) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

(5) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(6) 大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

(8) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

3 個別訓練の実施

(1) 組織動員通信訓練

災害時における職員の初動体制、休日・夜間等の勤務時間外における職員の配備を迅速に行うため、情報の収集・伝達、連絡体制、非常参集等について訓練を実施する。

(2) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、水位雨量観測、通報伝達、消防団員等の動員、水防資機材の搬送、水防工法等の訓練を実施する。

(3) 消防訓練

災害時における規模、事象に応じた消防計画の習熟を図り、災害に対応できるように非常召集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救急・救助等の訓練を実施する。

(4) 救命訓練

災害現場などにおける負傷者に対して、適切かつ迅速な応急手当を行うため、心肺蘇生法、止血法など応急手当に関する訓練を実施する。

(5) 無線通信訓練

災害時の重要な情報通信手段である無線機の操作（移動系）に関する訓練を実施する。

(6) 避難及び避難所開設訓練

避難の指示、勧告及び避難誘導等地域住民を安全に避難場所へ避難させる訓練を実施する。併せて避難所の開設等の訓練も実施する。

また、実施にあたっては、避難行動要支援者の積極的参加を得て、傷病者、高齢者、障がい者等の避難誘導や介護方法等について重点的に実施する。

(7) 原子力防災訓練

国、大阪府及び原子力事業者と連携して、原子力災害時における緊急時通報、緊急時モニタリング、スクリーニング等の訓練を実施する。

4 防災関係機関等の訓練の実施

町は、大阪府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者等と連携し、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、消防、災害警備、水防、林野火災対策、危険物災害対策、原子力災害応急対策、航空機災害対策等の訓練を単独または共同で実施する。

第6 広域防災体制の整備

町は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

また、大阪府域における大規模災害発生時において大阪府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、受入れ体制を整備する。

1 緊急消防援助隊の受入体制の整備

地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び円滑な受入体制の整備を図る。

2 他市町村との応援体制

町域に大規模災害が発生し、町をはじめ防災関係機関による災害応急対策では対応しきれない場合、他の市町村に応援要請を行い、円滑な災害応急対策を行うため、他市町村との相互応援協定を締結するなどの整備を図る。

3 その他防災関係機関の広域防災体制の整備

その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

4 基幹的広域防災拠点との連携

大規模災害発生時においては、国や被災府県・市町村、指定公共機関等の責任者が参集して広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔機能（合同現地対策本部機能）と、広域防災拠点のみでは対応が困難な場合に広域防災拠点を支援する高次支援機能（広域防災拠点機能）を有する基幹的広域防災拠点と連携し、効果的な防災体制を構築する。

〔司令塔機能〕

総合調整機能、情報通信機能

〔高次支援機能〕

人員等輸送機能、物資輸送拠点機能、ヘリポート機能、応援要員受入機能 等

第7 人材の育成

町及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防団員の専門教育を強化する。

1 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、大阪府をはじめとする他の防災関係機関と連携して職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

ア 講習会、研修会等の実施及び参加

イ 見学、現地調査等の実施

ウ 「熊取町災害応急対策実施要領（職員行動マニュアル）」等の配付

(2) 教育の内容

ア 熊取町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

イ 非常参集の方法

ウ 気象、水象、地象その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性

エ 過去の主な被害事例

オ 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療などに関することを含む。）

カ 防災関係法令の適用

キ 図上訓練の実施

ク 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

ケ その他必要な事項

2 家屋被害認定を行う者の育成

町は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、大阪府が実施する家屋被害認定担当者向けの研修に参加する。

第8 防災に関する調査研究の推進

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

第9 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

町及び防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策

町は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

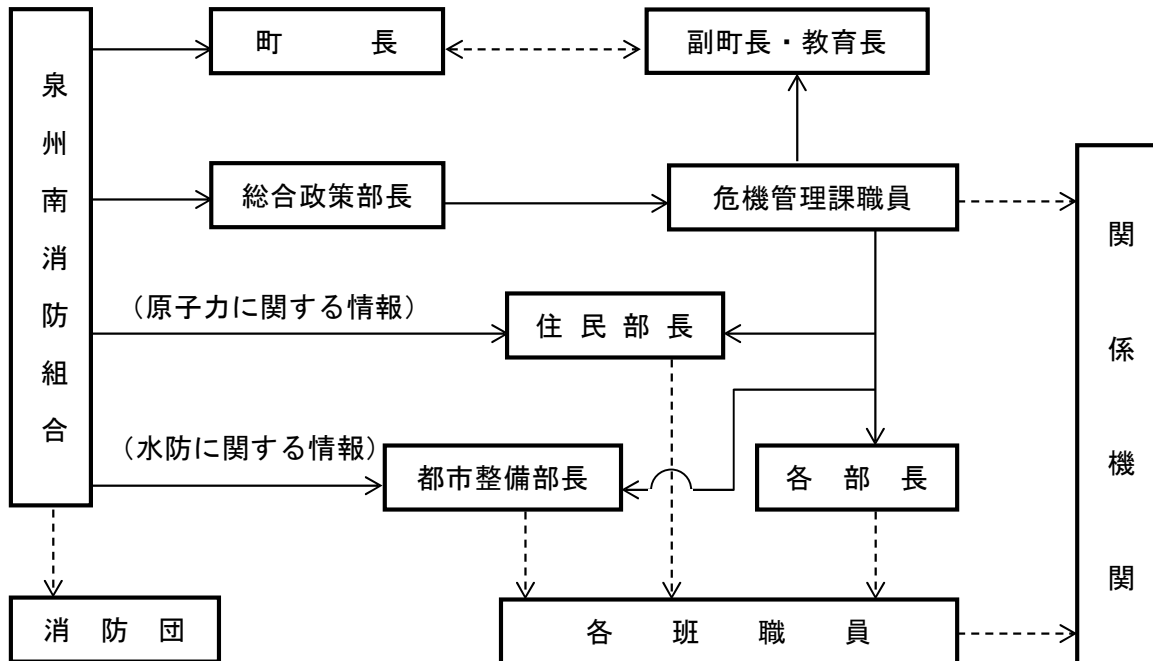
1 自治体の業務継続計画（BCP）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や中央構造線断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、熊取町庁舎（建物、ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合において速やかに復旧するため、町は、熊取町業務継続計画（平成30年、熊取町）の方針に基づき業務継続を図る。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 自治体の行政機能が一部停止することによる府民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

【勤務時間外における伝達体制】



2 町の体制整備

- (1) 被災者支援システム
被災者支援システムの適正な運用等に努める。
- (2) 業務継続の体制整備
町業務継続計画（BCP）に基づき、自らの業務継続のための体制整備を行う。
- (3) 相互応援体制の強化
相互応援協定の締結等、大阪府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 応援・受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

- (1) 応援・受援計画の目的
支援を要する業務や受け入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。
- (2) 計画に定める主な内容
 - ア 組織体制の整備
 - イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ
 - ウ 人的応援に係る担当部局との調整

- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

第11 事業者、ボランティアとの連携

町は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。町は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体・避難支援者等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

町は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、防災関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供が円滑に行えるよう、平常時から、**大規模停電時も含めた**情報収集伝達体制の確立に努めるものとする。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努めるものとする。

町では、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と防災行政無線が接続されており、災害情報等を瞬時に伝達することができる。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

町は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、大阪府をはじめとする他の防災関係機関と相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 無線通信施設の整備

町は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

(1) 防災行政無線（同報系）の整備充実

(2) M C A無線、衛星**通信**、地域F M、緊急速報メール等、様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備

第2 情報収集伝達体制の強化

町は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図る等、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

1 情報収集伝達体制の整備

災害の発生に備え、収集伝達窓口を明確化し、24時間連絡体制が可能な体制に万全を期す。

なお、勤務時間外については、泉州南消防組合が窓口となり、職員の登庁までの間の情報を収集するなど情報収集伝達体制の強化を図る。

(1) 町は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

(2) 町及び防災関係機関は、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

2 伝達手段の多重化・多様化

様々な環境下にある住民や職員に対し、警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。

(1) 防災行政無線

(2) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）

(3) テレビ（ワンセグ等含む）

(4) ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）

(5) Lアラート（災害情報共有システム）

- (6) ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール
 - (7) ソーシャルネットワークサービス（SNS）
 - (8) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）
- など

3 収集・伝達体制

災害の発生に備え、収集伝達窓口を明確化し、24時間連絡体制が可能な体制に万全を期す。

なお、勤務時間外については、泉州南消防組合が窓口となり、職員の登庁までの間の情報を収集するなど情報収集伝達体制の強化を図る。

4 被害情報の収集伝達

災害が発生したときは、関係機関と相互連携を保ちつつ被害状況等を的確に収集する。

総合政策部《防災総括班》は、各部からの情報や被害状況を災害の推移に応じて取りまとめ、災害対策本部・原子力災害対策本部及び関係機関に報告する。

第3 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、町は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

さらに、町は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、大阪府等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

1 広報体制の整備

- (1) 災害広報責任者の選任
 - 災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任
- (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- (3) 広報文案の事前準備
 - ア 地震情報(震度、震源、地震活動等)・気象・水位・放射線量等の状況
 - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - エ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- (4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

3 災害時の広聴体制の整備

大阪府、町及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。

4 停電時の住民への情報提供

大阪府、町及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

6 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

町及び大阪府、防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

7 原子力災害広報に係る大阪府及び国との連携

町は、原子力災害に係る広報について、大阪府及び国と連携し、情報提供に努める。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

町及び泉州南消防組合は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

町は、国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力に努める。

なお、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織・避難支援者等の防災対応や避難誘導等に当たる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 消火・救助・救急体制の整備

大規模火災等の災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両等の消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設等、総合的消防力の充実に努める。

また、消防庁舎の耐震化に努める。

(2) 消防水利の確保

ア 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

イ 河川、ため池、農業用水路等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備等、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

ウ 遠距離大量送水システムの整備等、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進等により、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

エ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

第2 連携体制の整備

町及び大阪府と泉佐野警察署、その他防災関係機関は平時から情報交換を行い「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

町は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備するものとする。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し町内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣と物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等の航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（大阪府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

町は、大阪府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システムの整備

大阪府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、町及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

また、町、大阪府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 連絡体制の整備

- (1) 町及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- (2) 町は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

3 その他

- (1) 町は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

町及び医療関係機関は、救護所において応急処置等を行う現地医療体制を整備する。

1 医療救護班の種類と構成

町は、大阪府及び医療関係機関と連携し、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病・傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に（一社）泉佐野泉南医師会、熊取町災害医療センター、その他災害拠点病院が派遣する救急医療従事者の医療救護班は、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

2 医療救護班の編成基準

(1) 熊取町

町は、災害の状況に応じ速やかに（一社）泉佐野泉南医師会の協力を得て、医療救護班を編成する。

また、熊取町災害医療センターは、町及び大阪府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を編成する。

なお、医療救護班の参集場所を総合保健福祉センターとし、編成数、構成等は、下記のとおり定める。

機 関 名	構 成	医療救護班数	医 師 数	看 護 師 数	そ の 他
熊取町災害医療センター		2	2	4	2
（一社）泉佐野泉南医師会熊取班		2	2	4	2

(2) 大阪府

町で対応できない場合に、必要な医療救護班を編成し派遣できるよう医療救護班の編成数、構成、派遣方法等を定めておく。

3 救護所の設置

町内の医療機関をできるだけ救護所と位置づけるとともに、あらかじめ指定した避難所においても必要に応じて救護所を設置する。

4 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

(1) 熊取町

医療救護班の受入れや救護所への配置については、健康福祉部《医療・福祉対策班》が窓口となり調整を行う。

(2) 大阪府

医療救護班の受入れ及び被災市町村への派遣調整を行う体制・窓口を整備する。

なお、医療救護班の受入れ・派遣調整にあたっては、大阪府が委嘱した災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）と協議・調整しながら進める。

第4 後方医療体制の整備

1 災害医療機関の整備

町の医療救護活動の拠点施設として、本計画で位置づける医療機関を熊取町災害医療センターとして整備するとともに、大阪府が後方医療体制を充実するため、機能別、地域別に災害医療の拠点として設定する下記の医療機関との連絡体制を推進する。

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす医療機関

イ 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する医療機関

(2) 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は専門医療を必要とすることから、その対策拠点としての医療機関

(3) 熊取町災害医療センター

本計画において熊取町災害医療センターとして位置付ける医療機関を（社医）三和会永山病院とし、町の医療救護活動の拠点とする。

(4) 災害医療協力病院

災害拠点病院、熊取町災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等の医療機関

2 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策等を盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

町は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

町は、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

- (1) 災害拠点病院等での病院備蓄
 - ・熊取町災害医療センター他での備蓄
- (2) 卸業者による流通備蓄
- (3) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による流通備蓄

第6 患者等搬送体制の確立

町は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

町は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

町及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

町は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

町は、泉州保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築することにより関係機関協力体制の確立を図る。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

町、大阪府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制の整備

町及びその他の防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

泉佐野警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急交通路と町が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、熊取町災害医療センター及び避難所などを連絡する地域緊急交通路をあらかじめ選定する。

町における広域緊急交通路、地域緊急交通路を下記に示す。

2 地域緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

町及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

5 緊急通行車両等の事前届出

緊急通行車両等として使用する計画のある車両について「緊急通行車両等事前届出」を行い、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

第2 航空輸送体制の整備

町は、災害救助、救護活動、緊急物資等の応援を円滑に受け入れるため、災害時用臨時ヘリポートを下記のとおり選定する。また変更等が生じた場合は、その都度、大阪府に報告する。

ヘリポート名	所在地	面積 (㎡)
大阪観光大学グラウンド	大久保南5丁目3番1号	3,600
京都大学複合原子力科学研究所 研究員宿舎前広場	朝代西2丁目1010番地	2,000
町民グラウンド	久保5丁目3080番地	9,000

第3 輸送手段の確保

陸上輸送、航空及び水上輸送等による人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1 車両の把握

緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の配備や運用をあらかじめ計画する。

2 調達体制の整備

町及びその他の防災関係機関（指定公共機関、指定地方公共機関を含む。）は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。

第4 交通規制・管制の確保

1 道路管理者

災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第6節 避難受入れ体制の整備

町は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。

また、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制等の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 避難場所、避難路の指定

町は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として指定する。ただし、実情に応じて、基準に満たない場所であっても必要があれば、一時避難場所として指定する。

名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
中央小学校グラウンド	野田2丁目2番1号	7,423
東小学校グラウンド	久保4丁目1306番地の1	8,861
西小学校グラウンド	大久保南1丁目1589番地	8,253
南小学校グラウンド	朝代東4丁目16番1号	5,406
北小学校グラウンド	希望が丘4丁目14番1号	9,230
八幡池青少年広場	大宮2丁目484番地の1	7,142
長池オアシス公園	長池621番地の77	9,601
熊取歴史公園	紺屋1丁目140番地の5	3,676
大久保防災コミュニティ公園	大久保中3丁目582番地の10	3,537

※ 上記の一時避難場所は、災害対策基本法に基づき指定緊急避難場所にも指定しており、国土交通省国土地理院の指定緊急避難場所データに公開している。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
町民グラウンド周辺	久保5丁目3080番地	68,531

(3) 避難路

落下物、倒壊物による危険等、避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

- ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道
- イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）
- ウ 緊急交通路と避難路の重複は、緊急輸送活動や避難誘導の運用に支障をきたすおそれがあるため、できるかぎり重複選定しないよう配慮する。

2 その他の避難場所及び避難路の指定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

避難場所・避難路の指定にあたり、町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z9098）」を用いる。

指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害防災マップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

(3) その他の避難場所

災害発生時に自主防災組織により公園等が避難場所として自主開設されることがある。そのため、町が公園等についても避難場所として使用されることを想定しておく。

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置

第3 指定避難所等の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

1 指定避難所の指定

指定避難所は、自治会、町内会等单位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- (1) 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

- (5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市町村の防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険

エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市町村の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

【指定避難所】

施設名	所在地	面積 (㎡)	収容人員
中央小学校体育館	野田2丁目2番1号	618	374 (154)
東小学校体育館	久保4丁目1306番地の1	592	358 (148)
西小学校体育館	大久保南1丁目1589番地	660	400 (165)
南小学校体育館	朝代東4丁目16番1号	570	345 (142)
北小学校体育館	希望が丘4丁目14番1号	604	366 (151)
熊取中学校体育館	五門東1丁目1番11号	851	515 (212)
熊取南中学校体育館	大宮4丁目1049番地	866	524 (216)
熊取北中学校体育館	希望が丘2丁目6番1号	612	370 (153)

※ 前記表中の収容人員は、1.65㎡/人で算出しています。なお、時間経過と共に避難が長期化した場合は、学校の教室・ひまわりドーム（メイン・サブアリーナ等）やその他町有施設を開放し居住空間の拡大を図ります。また、（）内は、通路等（全体の25%）のほか、快適な居住空間として3.0㎡/人を確保した人数です。

【その他避難所】

施設名	所在地	面積 (㎡)	収容人員
総合体育館	久保5丁目3番1号	2,463	1,492

2 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、大阪府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や町福祉のまちづくり要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

3 福祉避難所の指定

避難所において要配慮者への配慮を必要とする状況となった場合等に設置する福祉避難所を下記のとおり選定する。

また、大阪府と連携を図りながら、福祉避難所において要配慮者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

施設名	所在地
総合保健福祉センター	野田1丁目1番8号

4 指定避難所の管理運営体制の整備

町は、策定した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

5 地区が自主的に開設できるその他の避難所

災害発生時に自主防災組織により各地区の老人憩の家や公民館等が避難所として自主開設されることがある。

町においては、公民館等について避難所として使用されることを想定しておく。

第4 避難者の受入

指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第5 避難指示等の事前準備

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報に関するマニュアルの作成

- (1) 町は、町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月改定)に基づき、洪水、土砂災害に対する「避難情報に関するマニュアル」を作成する。
- (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。
- (3) 町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、

ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができるのは、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町及び大阪府は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

第6 避難誘導體制の整備

1 熊取町

- (1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。
- (2) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、避難支援者、自治会など地域自主防災組織等や民生委員・児童委員、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。
- (3) 避難行動要支援者の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、避難行動要支援者全体計画を定め、それに基づいた避難行動要支援者の情報把握、防災部局・避難支援者・関係機関等との情報共有、避難誘導及び安否確認の体制を整備するように努める。
- (4) 「緊急通報装置貸与事業運営要綱」に基づき、在宅のひとり暮らしの高齢者及び重度の身体障がい者等が、急病や災害発生時に、簡易に第三者に通報できる緊急通報装置を貸与する。
- (5) 大阪府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、要配慮者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。
- (6) 高齢者等避難、避難指示等について、河川管理、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民の周知に努める。
- (7) 国、大阪府及び原子力事業所と連携して、放射性物質及び放射線の放出形態により、周辺住民の避難等が必要となる事態に備えて、屋内退避及び避難誘導計画等を作成する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅などの不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、町及び大阪府は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第7 広域避難体制の整備

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第8 危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

- (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録の推進
町は、大阪府、建築関係団体との連携により、応急危険度判定士の養成、登録の推進に努める。
- (2) 実施体制の整備
町は、被災建築物応急危険度判定の判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。
- (3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発
町は、大阪府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

- (1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録
町は、大阪府、建築関係団体との連携により、被災宅地危険度判定士の養成、登録の推進に努める。
- (2) 実施体制の整備
町は、判定主体として、資器材の整備、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。
- (3) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発
町は、大阪府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第9 応急仮設住宅等の事前準備

1 応急仮設住宅の事前選定

町の応急仮設住宅の建設候補地を下記のとおり選定する。

応急仮設住宅の一戸あたりの面積は50㎡とする。

なお、町の被害想定から、全壊に焼失を加えた世帯数1,378世帯に災害救助法の設置戸数(3割)を勘案し、算出された応急仮設住宅建設候補地の必要面積は20,700㎡である。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
中央公園	野田4丁目274番地の151	5,800
八幡池青少年広場	大宮2丁目484番地の1	5,500
つばさが丘2号公園	つばさが丘西2丁目1885番地の49	2,500
自由が丘2号公園	自由が丘2丁目274番地の310	2,100
大久保防災 コミュニティ公園	大久保中3丁目582番地の10	1,900
長池オアシス公園	長池621番地の77	1,800
南山の手台運動公園	南山の手台1853番地の25	1,700
水荘園公園	大久保北2丁目207番地の3	1,500
熊取歴史公園	紺屋1丁目140番地の5	1,500

名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
山の手台5号公園	山の手台2丁目1877番地の298	1, 400

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

要配慮者に配慮した構造、設備の応急仮設住宅が確保できるよう、大阪府と連絡調整を行う。

第1.0 斜面判定制度の活用

1 実施体制の整備

町は、大阪府、砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

2 斜面判定制度の普及啓発

町は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第1.1 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

大阪府は、町における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、町に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第7節 緊急物資確保体制の整備

災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 給水体制の整備

1 給水体制の整備

町は、大阪府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3Lの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備（配水池の耐震化、緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備、緊急給水口、あんしん給水栓、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備等）
- (2) 災害用飲料水等
町の備蓄目標量として、常時、ボトル水（500ml）、缶詰水（大阪広域水道企業団製：490ml）をそれぞれ6,600本確保するとともに、一定量の給水袋を備蓄する。
- (3) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (4) 水道事故対策（応急給水）マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、町は、大阪府、（公社）日本水道協会、大阪広域水道企業団及び大阪府内市町村と相互に協力して相互応援体制を整備する。

2 井戸水による生活用水の確保

町は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

町は、大阪府をはじめとする防災関係機関と、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備する。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 重要物資の備蓄

【備蓄目標量及び町備蓄量】

下記の【備蓄の考え方】に基づき、町の備蓄量を次のとおり定めることとする。

食料等		生活必需物資	
品目	町備蓄量	品目	町備蓄量
アルファ化米	5,600食	<u>おむつ(乳児・小児用)</u>	<u>330枚</u>
カンパン	300食	<u>おむつ(大人用)</u>	<u>70枚</u>
高齢者用食	300食	生理用品	420個
<u>液体ミルク</u>	18.5L	簡易トイレ (電動トイレ含む)	36個
<u>哺乳瓶(使い捨て)</u>	<u>185本</u>	<u>トイレットペーパー</u>	<u>13,000m</u>
<u>毛布</u>	<u>3,300枚</u>	<u>マスク</u>	<u>2,100枚</u>

【**備蓄の考え方**】

大阪府と大阪府下市町村は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、大阪府と市町村で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

品目	算出式
食糧	避難所避難者数×3食×1.2（注） （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人
<u>乳児用粉ミルク</u> <u>又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）</u>	<u>【粉ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130g/人/日（ <u>南海トラフ想定の場合は3日乗じる</u> ） <u>【液体ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1リットル/人/日（ <u>南海トラフ想定の場合は3日乗じる</u> ）
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100%）、大阪府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、大阪府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	<u>（直下型地震による）</u> 避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日と <u>（南海トラフ巨大地震による）</u> 避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
トイレットペーパー	<u>（直下型地震による）</u> 避難所避難者数×7.5m/人/日と <u>（南海トラフ巨大地震による）</u> 避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
マスク	<u>（直下型地震による）</u> 避難所避難者数と <u>（南海トラフ巨大地震による）</u> 避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方

※大阪府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- ア 精米、即席麺等の主食
 - イ ボトル水・缶詰水等の飲料水
 - ウ 野菜、漬物、菓子類等の副食
 - エ 被服（肌着等）
 - オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
 - カ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
 - キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
 - ク 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
 - ケ ブルーシート、土のう袋
 - コ 仮設風呂・仮設シャワー
 - サ 簡易ベッド、間仕切り等
 - シ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）
 - ス 棺桶、遺体袋等
- (3) 備蓄・供給体制の整備
- 危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。
- さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- 必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。
- ア できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
 - イ 備蓄物資の点検及び更新
 - ウ 定期的な流通在庫量の調査の実施
 - エ 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）
 - オ 町物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第1 水道（[大阪広域水道企業団](#)）

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 水道事故対策（応急復旧）マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪府、（公社）日本水道協会及び大阪府内市町村と相互に協力して相互応援体制を整備する。

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から下水道BCPに基づく防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府・市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 大阪府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、福

井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。

(3) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

第3 電力 (関西電力送配電株式会社 大阪南本部 岸和田配電営業所)

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等、相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備等、情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス (大阪ガスネットワーク株式会社)

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定制、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等

の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防
 - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調
電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社との協調
グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、町、大阪府及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

6 LPガス（一般社団法人大阪府LPガス協会）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

- (1) 応急復旧体制の強化
 - ア 基準値以上の揺れを感知すると自動的にガスの供給を停止するマイコンメーターの更新を促進する。
 - イ 被害状況と復旧作業工程に応じて作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
 - ウ 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定する。
 - エ 単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者等との相互応援体制を整備する。
 - オ LPガス施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・保管を推進する。
- (2) 災害対策用資器材の整備
 - ア 災害復旧用資器材及び代替燃料の確保体制を整備する。
 - イ 緊急時の通信体制及び輸送体制の整備に努める。
- (3) 防災訓練の実施
情報収集連絡体制及び他機関との協力体制を強化し、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- 1 町、大阪府及び大阪広域水道企業団は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力送配電株式会社 大阪南本部 岸和田配電営業所並びに大阪ガスネットワーク株式会社、及び一般社団法人大阪府LPガス協会は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社関西支店等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第7 倒木等への対策

大阪府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努めるものとする。

第9節 交通確保体制の整備

鉄軌道、道路の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

第1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社JR阪和線熊取駅）

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設（町、大阪府、西日本高速道路株式会社阪奈高速道路事務所）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第10節 避難行動要支援者に対する支援体制の整備

町及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等、様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

1 「避難行動要支援者支援プラン」等の作成

大阪府が示す「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月改定）」に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。

(1) 全体計画の策定

町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、全体計画を定める。

(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

ア 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

ウ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

エ 避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、避難支援者等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または町の条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

オ 名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

カ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成をするよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

キ 町地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

ク 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ケ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

コ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(3) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、警察、消防、自治会、自主防災組織、避難支援者、民生委員児童委員、社会福祉協議会等とする。

(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援等を実施するため避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤町の生活支援を受けている難病患者
- ⑥自治会が支援の必要を認めた者
- ⑦その他、災害時の自力避難に不安を抱く者で町長が必要と認めた者

(5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 町が作成する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者の把握方法

町は、避難行動要支援者を把握するために、関係各課で把握している要介護認定者、障がい者等の情報を集約する。又、難病患者等に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、大阪府知事その他の者に対して、必要な情報の提供を求める。

(6) 名簿の更新に関する事項

町は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、定期的に名簿情報を更新し、可能な限り、最新の状態に保つよう努める。

(7) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、平常時から名簿を提供することに同意している避難行動要支援者について避難支援等関係者に名簿を提供する。さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、組織の内部で名簿情報を取り扱う者を限定する等、情報漏えいを防止するための措置を講ずる。

(8) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるよう、通知または警告をする場合に、多様な伝達手段の確保など特に配慮をすることに努める。

(9) 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者が自ら安全確保に努めることが第一義であることを周知するとともに、避難行動要支援者に対し、状況によっては避難支援等関係者が支援できないこともあることを理解してもらうよう努める。

2 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、避難支援者、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

3 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体、避難支援者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

4 福祉避難所における体制整備

大阪府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケア等、相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

5 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、大阪府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

6 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、避難支援者、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 福祉避難所の指定

町は、大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する。際に、受け入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第3 外国人に対する支援体制整備

1 関係機関との連携

町は、大阪府、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

また、大阪府は、災害時に大阪府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。

なお、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。お、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

2 情報発信等による支援

(1) 町内在住の外国人に対する支援

ア 町及び大阪府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

イ 町及び大阪府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

ウ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(2) 来阪外国人旅行者に対する支援

ア 町及び大阪府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。

イ 町及び大阪府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

ウ 町及び大阪府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

エ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

3 避難所における支援

町は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第4 その他の要配慮者に対する配慮

町は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれもある。

町は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。大阪府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、町と連携して町の一時滞在施設確保の支援に努める。また、国、大阪府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバスなどによる輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、大阪府や関西広域連合、商工会等経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- 1 むやみに移動を開始することは避ける。
- 2 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
- 3 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- 4 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- 5 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- 6 これらを確認するための訓練の実施。

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、大規模な駅を抱える自治体は、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

町は、大阪府や関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況に関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、町民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

第4 代替輸送確保の仕組み（バス等）

鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図る。

第5 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

町域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、**飲料水**、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- (1) **飲料水**、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国・大阪府・関西広域連合等とも連携しながら進める。

[災害予防対策]

第2章

地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

町は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発等

町は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

防災に関する教育の普及推進を図る。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害等の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- カ 地域社会への貢献
- キ 応急対応、復旧・復興に関する知識
- ク 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ケ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- カ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加

- ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- ク 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとるべき行動
- カ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- オ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- カ 避難行動要支援者への支援
- キ 初期消火、救出救護活動
- ク 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- サ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- シ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- ス 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- セ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

2 普及啓発の方法

(1) 広報紙、防災マップ等による啓発

台風、洪水、火災、地震などに関する防災意識の普及のための記事を定期的にホームページや広報紙等へ掲載するとともに、町内の防災関連施設位置図や防災情報を掲載した防災マップを各世帯へ配布するほか、ケーブルテレビやビデオの活用を通じて、住民の関心を呼び起こすとともに意識の普及を図る。

また、外国語版、点字版のパンフレットの作成など、外国人や視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映する。

(2) 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

第2 防災教育

1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、大阪府と必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 気象予警報や避難情報等の意味
- エ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- オ 災害等についての知識
- カ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災関係機関との連携
- オ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- カ 自主防災組織、避難支援者、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

町及び大阪府は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」等を通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

2 消防団等が参画したによる防災教育

町は、消防団が泉州南消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努めるものとし、大阪府はそれを支援する。

第3 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

町は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体、避難支援者等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、町は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があるとき認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体、避難支援者等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市町村の取組みを支援する。

なお、町は、地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、町防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

第2 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織等の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体・避難支援者等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を努める。

さらに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

また、町は「熊取町自主防災モデルマニュアル」をもとに、自主防災組織に対し地区ごとに「自主防災マニュアル」の作成を促す。

大阪府は、町が推進する自主防災組織の結成及び育成に関し、必要な協力を行う。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催等）

イ 災害発生の未然防止（消火器等の防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や

塀の耐震診断等)

- ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所等の把握、防災資機材や備蓄品の管理等）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊き出し訓練等）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助等）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火等）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報等の住民への周知等）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 指定避難所及びその他の避難所等の自主的運営

2 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組みを行う。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域自主防災組織等に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

3 各種組織の活用

幼年消防クラブ等、防災・防火に関する組織のほか、青年団、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第3 事業者による自主防災体制の整備

事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）
- ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資・資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等）
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練等地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助等）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の町への伝達、救援情報等の周知等）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力や、帰宅困難者対策のための施設の開放等）

2 啓発の方法

熊取町商工会等経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙（誌）等を活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

町は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物資的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、町及び大阪府は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、町及び日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、熊取町社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るものとする。

第1 受入窓口の整備

熊取町社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

第2 事前登録

熊取町社会福祉協議会は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

第3 人材の育成

熊取町社会福祉協議会は、熊取町、大阪府、大阪府社会福祉協議会、その他ボランティア推進機関と相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

第4 受入れ及び活動拠点の整備

災害発生時に迅速なボランティア活動を行えるよう、活動拠点を総合保健福祉センターとする。

また、宿泊施設の確保や必要な資機材の提供を行うなどボランティアが活動しやすい環境整備に努める。

第5 情報共有会議の整備・強化

町は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、町及び大阪府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

第1 事業者

1 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

2 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて企業防災の推進に努める。

- (1) 防災体制の整備
- (2) 従業員の安否確認体制の整備
- (3) 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- (4) 防災訓練
- (5) 事業所の耐震化
- (6) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- (7) 予想被害からの復旧計画の策定
- (8) 各計画の点検・見直し
- (9) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (10) 取引先とのサプライチェーンの確保

3 その他

- (1) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町及び大阪府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (2) 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (3) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

第2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリ

インスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。

第3 町及び大阪府

町及び大阪府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、商工会等経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、町は、商工会と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の共同策定に努めるものとする。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

[災害予防対策]

第3章

災害予防対策の推進

第1節 都市防災機能の強化

町をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策等により、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

町は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

町及び大阪府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1 防災空間の整備

町は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場（水みらいセンター）等の都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、町は、農地等の貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅等の公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

2 道路・緑道の整備

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。
- (2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備に努める。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進等により適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

町は、大阪府等と連携し、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

- 1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置
- 2 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進
- 3 ため池等農業水利施設の防災機能の強化
 - (1) ため池耐震対策の推進
 - (2) 災害時における初期消火用水、生活用水利用など、農業用水路、ため池の防災利活用整備の推進

第3 建築物の安全性に関する指導等

町は、大阪府と連携し、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

町、大阪府及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

- 1 大阪府建築基準法施行条例による、避難規定等の適用
- 2 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）及び高層建築物等の防災計画書作成指導の推進
- 3 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

第4 空き家等の対策

町は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

大阪府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、町とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

第5 文化財

町は、大阪府と連携し、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- 1 住民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- 2 所有者等に対する防災意識の徹底
- 3 予防体制の確立
 - (1) 初期消火と自衛組織の確立
 - (2) 防災関係機関との連携
 - (3) 地域住民との連携
- 4 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - (1) 消防用設備等の設置促進
 - (2) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

第6 ライフライン・放送施設災害予防対策

町、ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 水道（大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 水道については、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震管等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 配水池及び主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 役場、消防署、災害医療センター、指定避難所その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 配水池の耐震化、管路のループ化や連絡管等を整備し、バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。

2 下水道（熊取町、大阪府）

災害による下水道施設の機能の低下、停止及び電源喪失を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。

3 電力（関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 エルピーガス施設（一般社団法人大阪府LPガス協会）

地震や火災等の災害に備え、プロパンガスの製造、輸送、貯蔵、加工、販売等の業者は、災害発生時において消費者の安全を確保する重要な責務を有するため、次の防災体制の整備に努める。

- (1) 業者等の地震の安全対策、一般消費先におけるプロパンガス施設の耐震性の強化等
- (2) 各業者等内部、業者等相互間及びLPガス協会との間での情報収集、連絡、協力体制の整備
- (3) 業者等と町、自主防災組織、災害ボランティア等との連絡体制の整備
- (4) 緊急出動のための事前対策として、次のことを行う。
 - ア 緊急事態発生直後における消費先のプロパンガス設備の緊急点検体制の確立
 - イ 緊急時における消費先の容器置き場等の緊急措置体制の確立

- ウ 応急復旧用資機材、容器回収用資機材等の整備
- エ 業者等、卸売事業者、認定調査機関等による効率的な緊急点検体制の整備
- (5) 業者等自身による緊急時のための教育、訓練の実施、並びにマニュアルの整備
- (6) 消費者への保安啓発
 - ア 安全機器等の設置
 - イ 地震等緊急事態発生時の場合の消費者のとるべき措置の啓発
- (7) 災害発生時の業者等の行動基準の熟知
- (8) 町等の行う防災訓練への参画

6 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ア 豪雨、洪水のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
 - イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
 - イ 主要な中継交換機を分散設置とする とともに、安全な設置場所を確保する。
 - ウ 電気通信設備について、非常用電源を整備する。
 - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
- (4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

7 共同溝・電線共同溝の整備（熊取町、大阪府、近畿地方整備局）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

- (1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
 - ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
 - イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。
- (2) 特に、共同溝については、大阪府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

8 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。
- (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。
 - ア 株式会社毎日放送（テレビジョン放送）
 - イ 株式会社MBSラジオ（AMラジオ放送）
 - ウ 朝日放送テレビ株式会社

- エ 朝日放送ラジオ株式会社（AMラジオ放送）
- オ 関西テレビ放送株式会社
- カ 読売テレビ放送株式会社
- キ テレビ大阪株式会社
- ク 大阪放送株式会社（AMラジオ放送）
- ケ 株式会社エフエム大阪（FMラジオ放送）
- コ 株式会社FM802（FMラジオ放送）

第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

町は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理（熊取町、大阪府）

- (1) 町は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 町は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 町は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 町は、災害時における水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) 町は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 町及び大阪府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。
- (7) 大阪府は、広域的な処理体制を確保するよう、相互協力体制整備を促進する。

2 ごみ処理（熊取町、大阪府）

- (1) 町は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 町は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 町は災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 町は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) 町は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 大阪府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。

3 災害廃棄物等処理（熊取町、大阪府）

- (1) 町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 大阪府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (3) 大阪府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。
また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (4) 町又は大阪府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (5) 町又は大阪府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や[災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）](#)、地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (6) 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第2節 地震災害予防対策の推進

第1 新・大阪府地震防災アクションプランの推進

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、大阪府、市町村、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。

このため、大阪府が行った大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定調査（「第2 大規模地震（直下型）の被害想定（平成18年度公表）」参照）及び大規模地震（海溝型）の被害想定調査（「第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）」参照）をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27～令和6年度）で9割減させることなどを定め、それらを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）に基づき、大阪府の地震防災対策を推進する。

第2 住宅・建築物の耐震対策等の促進

町は、大阪府をはじめとする建築関係団体等と密接に連携して、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施する。

町は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、町耐震改修促進計画に基づき、地域の実情に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

1 公共建築物

- (1) 公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類に基づき、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (2) 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- (3) ブロック塀等の安全対策、非構造部材の天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策に努める。

2 民間建築物

- (1) 住宅・建築物所有者の自主的な耐震化の取組みをできる限り支援する。
そのため、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、建築物の耐震化に対する啓発活動を行うとともに、大阪府が実施している「まちまるごと耐震化支援事業」に対して、大阪府と連携し、その取組みを推進する。
- (2) 広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助する。

第3 土木構造物の耐震対策等の推進

土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。

- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、大阪府の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道施設

高架橋・トンネル・駅舎等の耐震対策を実施する。

3 道路施設

道路・橋梁などの施設については、「熊取町道路橋梁長寿命化修繕計画」（平成31年3月、熊取町）及び「熊取町大型カルバード等長寿命化修繕計画（平成31年3月）に基づき、計画的な修繕や架替えを行う

町内の道路施設について、今後の維持管理方法や具体的な対策など個々の計画を設定し、効率的、効果的な維持管理を実施する。

4 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

5 土砂災害防止施設

砂防えん堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設等については、必要に応じて耐震対策を実施する。

6 農業用施設

(1) 耐震性調査・診断

大阪府は、町、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

(2) 耐震対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

町は、大阪府の策定した地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

1 第六次地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 対象地区

町全域

(2) 計画の初年度

令和3年度

(3) 計画対象事業

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート

- カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- キ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ク 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ケ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- コ 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- サ キ～コまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- シ 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ス 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- セ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ソ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- タ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- チ 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ツ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- テ ア～ツに掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第3節 水害予防対策の推進

町は、河川・下水道・ため池における洪水、雨水出水等による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。

第1 洪水対策

大阪府は、河川整備計画に基づき二級河川の整備を行う。

町は、計画的に準用河川・普通河川等の改修を行う。あわせて、大阪府と町が連携して貯留施設の整備を推進する。

第2 雨水出水対策

町は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第3 水害減災対策

町は、大阪府と連携し、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るための必要な整備に努める。

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 水位情報の公表

管理河川のうち、水位・潮位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

(2) 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア 町は、浸水想定区域の指定があった場合は、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

(ア) 洪水予報等の伝達方法

(イ) 避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ウ) 浸水想定区域内の地下街等で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

(エ) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法

イ 上記アにより町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

(ア) 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき

自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を町長に報告する。

(イ) 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を町長に報告する。

(ウ) 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

ウ 町及び大阪府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

2 洪水リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

ア 大阪府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

イ 町長は、洪水浸水想定区域等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知

町及び大阪府は、公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

町は、防災マップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 防災訓練の実施・指導

(1) 防災訓練の実施

町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、防災マップを活用しつつ行う。

4 水防と河川管理等の連携

- (1) 町は、気候変動による影響を踏まえ、国や大阪府が組織する「泉南地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者で協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築することで、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策の総合的かつ一体的な推進を図る。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。
- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

5 消防団の強化

町は、消防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、消防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間事業者、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

6 ため池の治水活用

町は、大阪府やため池管理者等関係機関と連携して、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能の保全に努める。

第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、町、大阪府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ確かな情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

1 ため池防災対策

- (1) 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。
- (2) 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

2 ため池の減災対策

- (1) 耐震性の調査・診断
想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、計画的に調査・診断を進める。
- (2) 防災意識の向上と体制整備
ため池ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

3 農業用水路、排水施設の防災対策

- (1) 農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

第4節 土砂災害予防対策の推進

町は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

大阪府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、町長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条・第9条）し、その範囲を示した図面を公表する。

2 指定区域内での開発規制

大阪府は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

3 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

大阪府は、土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

4 建築物の移転等の勧告

大阪府は、土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害発生時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

5 警戒避難体制等

町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条）

土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

町及び大阪府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

6 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢とし

であること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

7 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条、第29条、第31条)

第2 土石流対策（砂防）

- 1 「土石流危険溪流及び危険区域」の把握・周知に努める。
- 2 災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第3 地すべり対策

- 1 「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。
- 2 災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第4 急傾斜地崩壊対策

- 1 「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。
- 2 災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第5 土砂災害警戒情報の作成・発表

大阪管区气象台と大阪府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、町長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、町長に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

第6 山地災害対策

町は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。

第7 宅地防災対策及び盛土等対策

- 1 町は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。
- 2 町は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。
- 3 町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップにより、町民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。町は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、大阪府は、これについての国からの情報収集等を行なう。

4 大阪府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第8 情報連絡体制の確立

豪雨等による崩壊、地すべり、土砂対策等の災害を未然に防止し、地域住民の早期安全避難を図るため、泉佐野警察署及び地域住民の協力を得て、当該区域における災害発生の危険があるときは、次の措置を講ずる。

- 1 町は、泉佐野警察署の協力を得て、巡回パトロールの強化や防災パトロールを実施する。
- 2 巡回パトロール、防災パトロール班は、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等について異常を認めたときは、直ちに町長に報告する。
- 3 町長は、異常の報告を受けたときは、職員を現場に派遣し、適切な措置を講ずるとともに、状況により、岸和田土木事務所、泉佐野警察署等関係機関に通報する。
- 4 町は、大阪府と協力して、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、砂防ボランティア（斜面判定士等）と協働し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

1 泉州南消防組合

町と連携し、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

- ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合に資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定等、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

2 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス災害予防対策

泉州南消防組合は町及び大阪府と連携し、これらの法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

え

第3 火薬類災害予防対策

泉州南消防組合は町及び大阪府、泉佐野警察署と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第6節 火災予防対策の推進

泉州南消防組合は町と連携し、市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物

(1) 火災予防査察の強化

町内の工場や公衆の出入りする場所等について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

学校、病院、工場等、多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理 等

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

(5) 住民、事業所に対する指導、啓発

町及び大阪府は、住民、事業所に対し、消火器の使用法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集等による火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

2 高層建築物

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制等、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

高さが31mを超える建築物

(2) 共同防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(3) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(4) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

第2 林野火災予防

町及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 監視体制等の強化

(1) 住民、事業所に対する啓発

- (2) 火災発生危険期における巡視の実施
- (3) 森林法に基づく火入れの許可

2 林野火災対策用資機材の整備

町は泉州南消防組合と連携し、消防力強化のため、防衛資機材の整備と備蓄を推進する。

[消火作業機器等の整備]

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

第7節 風害予防対策の推進

町は、台風その他強風により危険家屋の倒壊及び看板等の飛散等を未然に防止するため、風害予防対策の推進に努めることとし、気象に関する情報並びに現状を判断し、次の措置を講ずる。

1 危険家屋に対する補強対策の指導

危険家屋の所有者に対し、強風により容易に倒壊しないよう補強支柱等を施工するよう指導する。

2 看板、板類等の飛散防止対策の指導

強風により看板、板類等の飛散防止のため、鉄線等により補強するよう指導する。

[災害応急対策]

第 1 章

活動体制の確立

第1節 組織動員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

第1 組織体制

1 熊取町災害警戒本部の設置

熊取町災害警戒本部は、次の各号に該当する場合に設置する。

(1) 設置基準

- ア 町域において震度4を観測したとき（自動開始）
- イ 町域が台風の暴風域に入ることが予想されるとき
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- エ 災害発生のおそれがある気象予警報等が発表される等、通信情報活動や災害予防対策の必要があるとき
- オ その他町長が活動を必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 当該災害に対する対策等の措置が終了した場合
- ウ 災害が発生する恐れがなくなったとき
- エ 災害警戒本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること。
- イ 関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 職員の配備体制に関すること
- エ 災害予防対策に関すること
- オ 災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(4) 本部の組織及び事務分担

本部の組織及び事務分担は2 (6)の熊取町災害対策本部に準じる。

2 熊取町災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合は、役場内に熊取町災害対策本部を設置する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき
- イ 災害情報により、災害が発生し、その対策が必要と認められるとき
- ウ 町域において、震度5弱又は震度5強を観測したとき（自動設置）
- エ 東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき
- オ 南海トラフ地震臨時情報（警戒）が発表されたとき
- カ 町域において、特別警報が発表されたとき
- キ 災害等の情報により町域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な事故等による災害等が発生したとき
- ク 各警報が発表され、災害が発生したとき
- ケ 特別警報が発表されたとき
- コ その他町長が必要と認めたとき

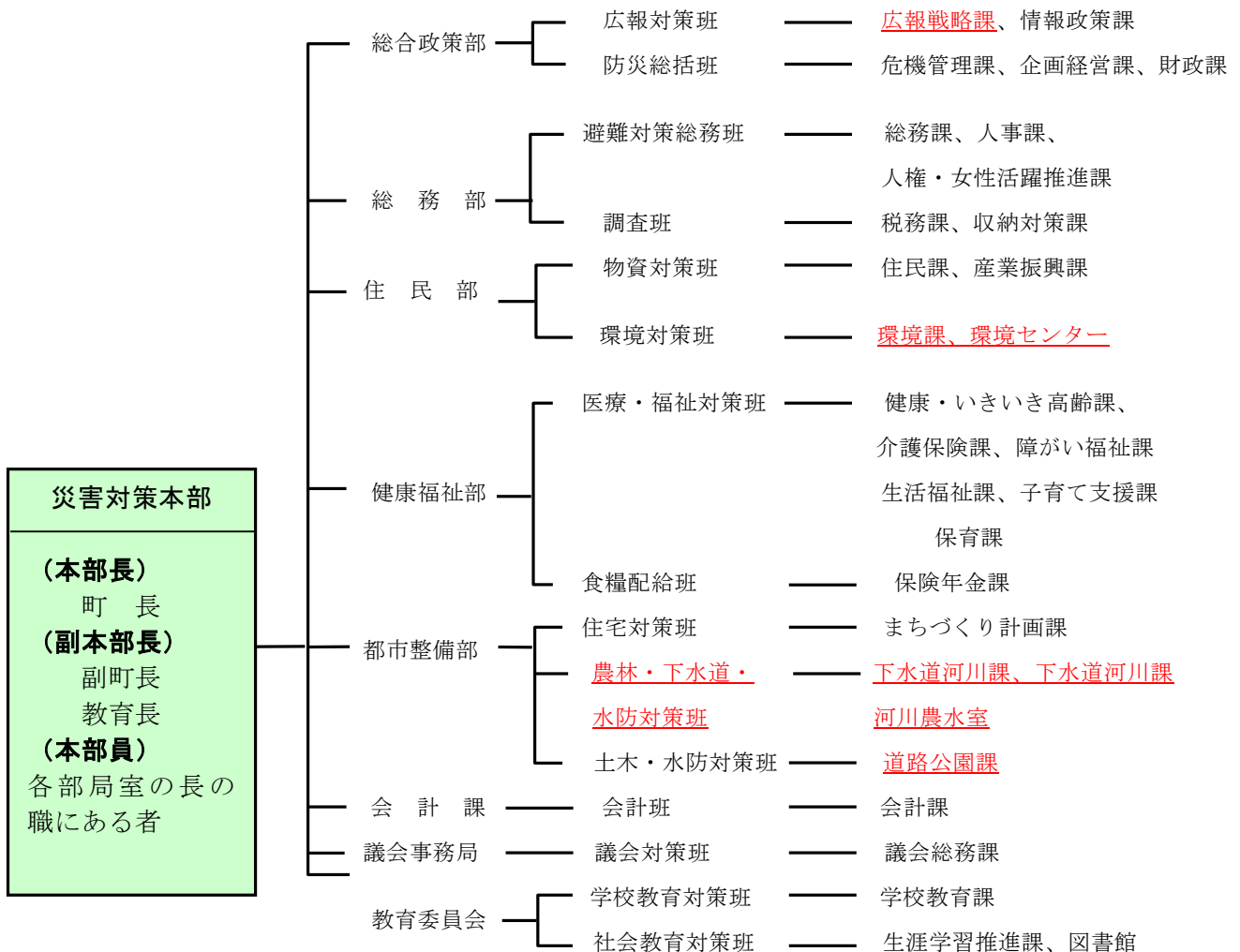
(2) 廃止基準

- ア 災害応急対策がおおむね完了したとき
- イ その他災害対策本部長が認めたとき

(3) 本部の所掌事務

- ア 情報の収集・伝達に関すること
 - イ 職員の配備に関すること
 - ウ 関係機関に対する応援の要請に関すること
 - エ この適用に関すること
 - オ 災害予防及び災害応急対策に関すること
 - カ 大阪府現地災害対策本部との連携に関すること
 - キ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること
- (4) 災害対策本部等の設置又は廃止等の関係機関への通知
- 町長は、災害対策本部等を設置し、若しくは廃止したときはその旨を、又は災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項を直ちに大阪府知事及び関係機関に通知するとともに、庁内放送等により、速やかに周知徹底を図り、連絡責任者は各部班相互間の連絡調整を迅速に処理するものとする。
- (5) 指揮体制
- 災害時における活動指揮については、災害対策本部で定める組織とし、本部長、部長、班長、班員の順で行う。また、町長に事故ある場合又は不在時における指揮順位は、副町長、教育長の順とする。
- (6) 本部の組織及び事務分担
- 本部の組織及び事務分担は次のとおりとする。

熊取町災害対策本部組織表



熊取町災害対策本部 事務分担表

【本部長】 町長 【副本部長】 副町長・教育長

【本部員】 各部局室の長の職にある者

部 名	班 名	事 務 分 担
各部各班共通		<ol style="list-style-type: none"> 1. 各班の災害応急対策実施要領の作成に関する事 2. 各班に関する情報収集、調査及び災害対策本部等への報告に関する事 3. 各所管施設の警戒、被害調査及び応急対策に関する事 4. 災害応急対策資機材の確保及び調達に関する事 5. 他部班への応援に関する事 6. 本部からの特命の事項に関する事
総合政策部	広報対策班 (広報戦略課) (情報政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長等の被害地視察及び慰問に関する事 2. 避難勧告、指示の広報に関する事 3. 広報活動と広報関係機関との連絡調整に関する事 4. 自治会への協力依頼及び連絡調整に関する事
	防災総括班 (危機管理課) (企画経営課) (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所用食料・生活必需品の備蓄に関する事 2. 防災行政無線の維持管理及び統制に関する事 3. 防災訓練に関する事 4. 防災知識の普及・啓発に関する事 5. 災害対策本部会議及び防災会議に関する事 6. 配備指令等本部命令の伝達に関する事 7. 防災対策の総合調整に関する事 8. 災害情報の収集並びに報告に関する事 9. 被害状況の総括に関する事 10. 自主防災組織に対する整備・指導等に関する事 11. 消防団員の配置に関する事 12. 災害救助法に関する事 13. 大阪府等への報告及び調整に関する事 14. 泉佐野警察署との連絡調整に関する事 15. ライフライン機関との連絡調整に関する事 16. 自衛隊の派遣要請及び受入れに関する事 17. 他市町村への応援要請及び連絡調整に関する事 18. 災害に関する相談窓口に関する事 19. 災害の予算に関する事
総 務 部	避難対策総務班 (総務課) (人事課) (人権・女性活躍推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急通行車両の届出に関する事 2. 避難所の開設及び収容に関する事 3. 避難所の管理と収容者に対する食料及び物資の給貸与に関する事 4. 避難者の誘導に関する事 5. 本部への避難状況の速報に関する事 6. 車両の確保、配車、管理及び調達に関する事 7. 電話交換に関する事 8. 庁舎の警備及び管理に関する事 9. 庁舎の通信、電気施設の保全に関する事 10. 町有財産の被害調査の総括に関する事 11. 職員の給与及び給食に関する事 12. 職員の動員及び調整に関する事
	調 査 班 (税務課) (収納対策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民、家屋、設備等の被害調査、報告に関する事 2. 災害状況の記録写真に関する事 3. 罹災証明に関する事 4. 避難所の開設及び収容等への協力に関する事
住 民 部	物資対策班 (住民課) (産業振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品の調達及び供給に関する事 2. 救援物資の受入に関する事 3. 社会秩序の維持に関する事 4. 農林商工関係機関との連絡調整及び応急対策に関する事 5. 泉州農と緑の総合事務所、土地改良区その他農業関係機関との連絡調

部 名	班 名	事 務 分 担
		整に関すること
	環境対策班 (<u>環境課</u>) (<u>環境センター</u>)	1. 行方不明者の捜索及び死体の収容、埋（火）葬に関すること 2. し尿、ごみ、がれき処理に関すること 3. 環境センター、斎場及び大原衛生公苑の警戒、被害調査並びに応急対策に関すること 4. 原子力関係機関との連絡調整に関すること
健康福祉部	医療・福祉対策班 (健康・いきいき高齢課) (介護保険課) (障がい福祉課) (生活福祉課) (子育て支援課) (保育課)	1. 医療資機材、薬剤の調達及び備蓄に関すること 2. 福祉避難所の開設及び運営に関すること 3. 要援護高齢者、障害者の避難に関すること 4. 医療救護班の編成・派遣に関すること 5. 応急救護所及び医療救護所の設置に関すること 6. 病院診療所への収容及び予防衛生に関すること 7. 防疫活動に関すること 8. 防疫資材の管理及び調達に関すること 9. ボランティアの活動環境の整備及び受入れに関すること 10. 保育所施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること 11. 保育所の閉鎖等の措置に関すること 12. 児童の避難及び安全確保に関すること 13. 応急保育に関すること 14. 生活保護世帯の被災状況調査に関すること 15. 被災者生活再建支援制度に関すること 16. 被災世帯に対する生活保護及び生活福祉資金の貸与に関すること 17. 災害弔慰金等の支給に関すること 18. 大阪府、災害拠点病院等応援要請に関すること 19. 災害医療センターとの連絡調整に関すること 20. 医療機関及び保健所との連絡調整に関すること 21. 社会福祉協議会及び社会福祉施設等との連絡調整に関すること 22. 日本赤十字社との連絡調整に関すること 23. スクリーニングに関すること 24. 健康問診に関すること 25. その他、総合保健福祉センター、老人憩いの家等施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること
	食料配給班 (保険年金課)	1. 食料の調達及び供給に関すること 2. 食料の炊出し及び器具等の確保に関すること 3. 福祉避難所の開設及び運営への協力に関すること
都市整備部	住宅対策班 (まちづくり計画課)	1. 建築物等の耐震化・安全化に関すること 2. 建築物等の防災指導に関すること 3. 公共施設の応急復旧工事に関すること 4. 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 5. 被災住宅の応急修理に関すること 6. 応急仮設住宅に関すること 7. 住居等の障害物の除去に関すること 8. 応急危険度判定制度に関すること 9. 開発地の警戒、被害調査及び応急対策に関すること 10. 被災宅地危険度判定に関すること 11. 住宅相談に関すること 12. 建設施設、設備の危険防止措置に関すること

部 名	班 名	事 務 分 担
都市整備部	農林・下水道・水防対策班 (下水道河川課) (下水道河川課河川農水室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水害予防に関すること 2. 土砂災害対策に関すること 3. 水防活動及び指揮に関すること 4. 河川施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること 5. 河川施設の危険箇所等の二次災害防止に関すること 6. 町内危険箇所並びに災害予想地域の警戒及び応急対策に関すること 7. 斜面判定制度に関すること 8. 岸和田土木事務所との連絡調整に関すること 9. 農林業施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること 10. 農林業施設の危険箇所等の二次災害防止に関すること 11. 土地改良区との連絡調整に関すること 12. 下水道事業 業務継続計画（以下、下水道BCP）に基づく下水道施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること 13. 大阪府南部流域下水道事務所との連絡調整に関すること 14. 下水道使用制限に関すること 15. 下水道事業災害関係資金の支出に関すること 16. 大阪広域水道企業団との連携調整に関すること
	土木・水防対策班 (道路公園課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防活動及び指揮に関すること 2. 避難路等の緑化の整備に関すること 9. 道路、橋梁等公共土木施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること 10. 道路等の障害物の除去に関すること 11. 道路、橋梁等の二次災害防止に関すること 12. 交通事情の情報収集に関すること 13. 道路交通規制に関すること 14. 緊急輸送活動に関すること 15. 岸和田土木事務所との連絡調整に関すること 16. 農林業施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること 17. 農林業施設の危険箇所等の二次災害防止に関すること
会計課	会計班 (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係資金の支出及び審査に関すること 2. 義援金品、災害見舞金の受付、保管並びに受払記録に関すること
議会事務局	議会対策班 (議会総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町議会議員との連絡調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・町議会議員との連絡を主とするが、議員が住民の代弁者となる場合が多く、その場合、内容を正確に把握することに努め、防災総括班に報告するなど適宜適切な対応を行う
教育委員会	学校教育対策班 (学校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校における防災教育に関すること 2. 教育施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること 3. 応急教育に関すること 4. 児童、生徒の避難、誘導及び安全確保に関すること 5. 被災小、中学生に対する学用品の調達支給に関すること 6. 災害時の臨時休校、授業短縮等の措置並びに避難計画に関すること 7. 避難所の開設・閉鎖の協力に関すること 8. 食料の炊出しの協力に関すること
	社会教育対策班 (生涯学習推進課) (図書館)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財及び社会教育施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること 2. 災害時の協力団体との連絡調整に関すること

第2 動員配備体制

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

1 動員配備体制

(1) 警戒配備体制

ア 配備時期

- (ア) 町域において震度4を観測したとき（自動配備）
- (イ) 町域が台風の暴風域に入ることが予想されるとき
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- (エ) 災害発生のおそれがある気象予警報等が発令される等通信情報活動や災害予防対策の必要があるとき
- (オ) その他町長が活動を必要と認めたとき

イ 配備体制

通信情報活動や災害予防対策等を実施する体制（通信情報活動や災害予防対策等を実施するのに必要な人数）

(2) A号配備

ア 配備時期

- (ア) 小規模な災害が発生したとき
- (イ) 大阪泉州区域に係る大阪管区気象台の「大雨警報」、「暴風警報」又は「洪水警報」が発表され、かつ町長が必要と認めたとき
- (ウ) 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等推定困難なとき、又は小規模な災害が発生したとき
- (エ) その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

小規模の災害応急対策を実施する体制（概ね全体の1/4）

(3) B号配備

ア 配備時期

- (ア) 中規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
- (イ) その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

中規模の災害応急対策を実施する体制（概ね全体の1/2）

(4) C号配備

ア 配備時期

- (ア) 町域において震度5弱以上を観測したとき（自動配備）
- (イ) 大規模な災害が発生したとき
- (ウ) 大規模な災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき、又は被害が甚大と予想される場合
- (エ) 特別警報が発令されたとき
- (オ) その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

町の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制（全員）

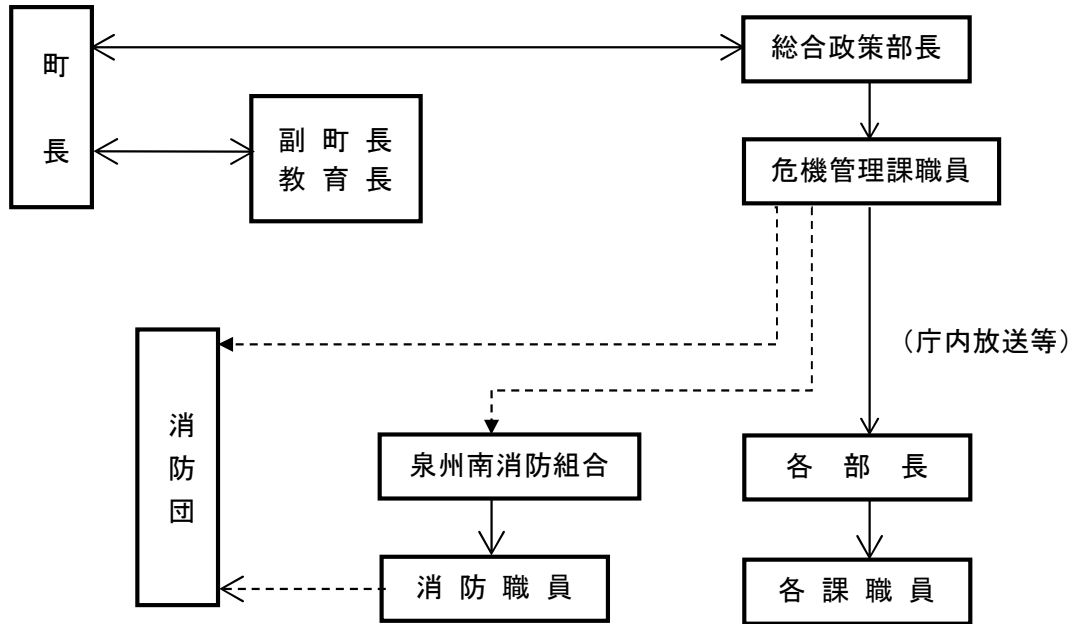
2 職員の自主参集

職員は、自らテレビ・ラジオ等によって、気象庁が発表する地震情報を収集し、町域において震度4以上である場合は、配備基準に基づき、自主参集する。

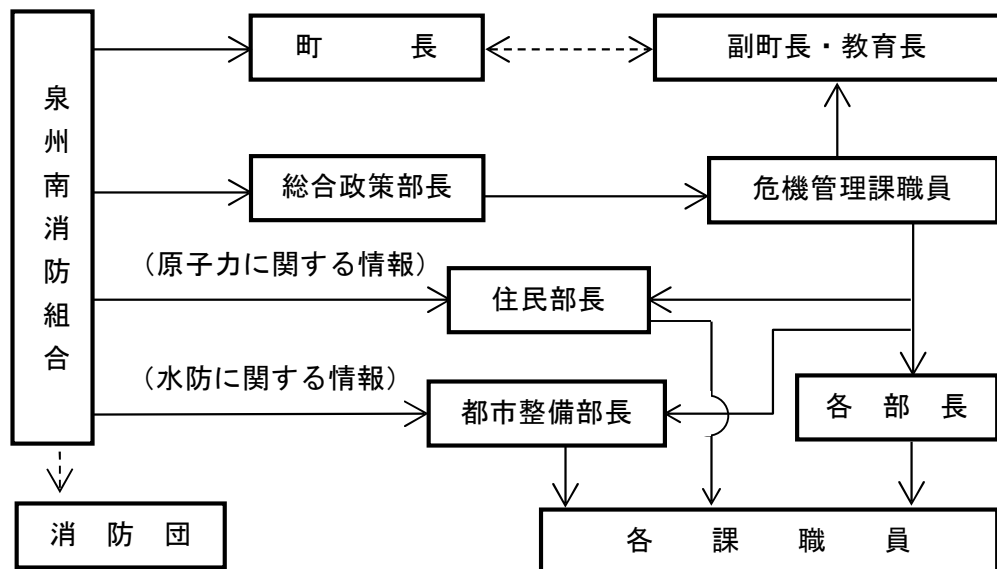
なお、熊取町の震度が発表されない場合は、近隣市町の震度により判断する。

3 動員及び伝達系統

【勤務時間内】



【勤務時間外】



第3 緊急防災推進員との連携

大阪府は、大阪府内に震度5弱以上の地震が発生した場合、町との連絡調整の補助を担う大阪府職員（緊急防災推進員）を自主参集することとしている。

町は、C号配備体制をとった場合、大阪府職員（緊急防災推進員）との連携を図るものとする。

第2節 自衛隊の災害派遣

町長は、自衛隊の応援を必要とすべき事態が発生した場合、大阪府知事に対し災害派遣要請の要求を行うものとする。

第1 災害派遣要請基準

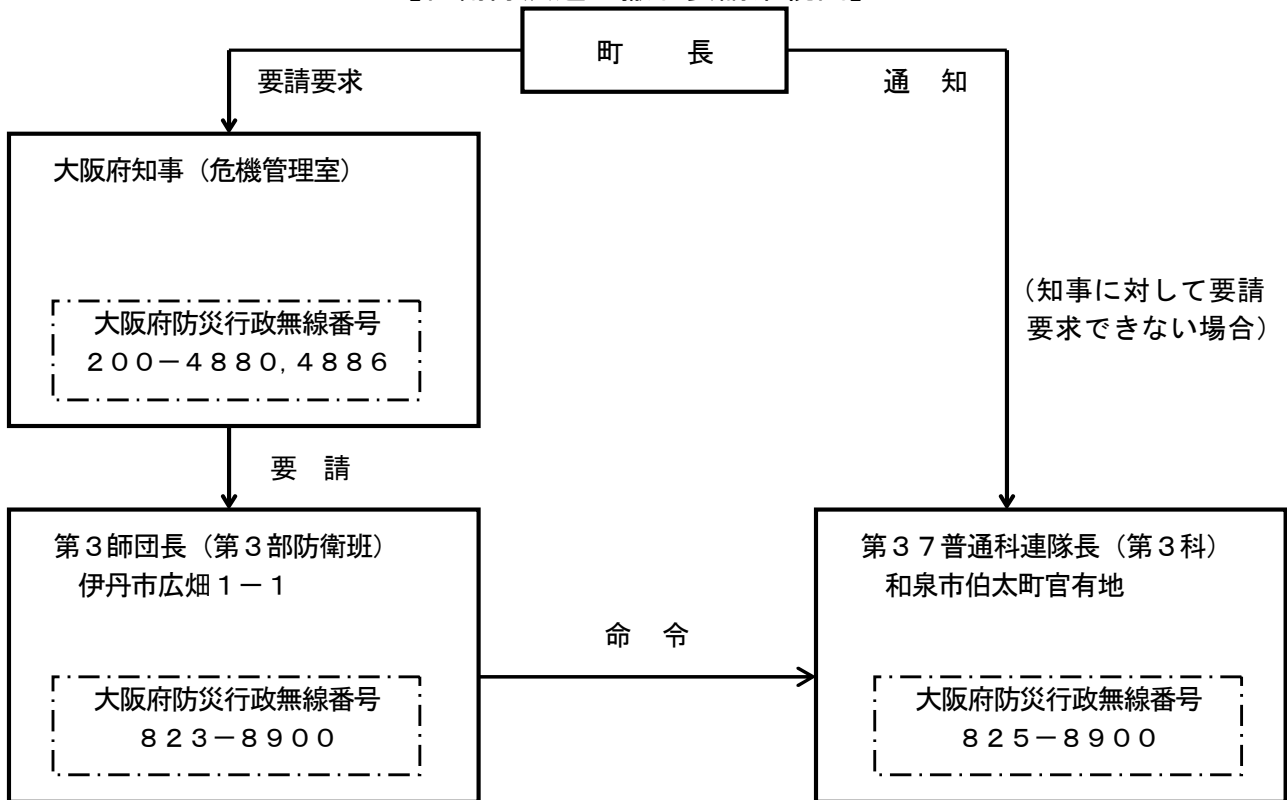
町及び大阪府並びに関係機関の機能をもってしてもなお、応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請するものとする。

第2 災害派遣要請手続

- 1 大阪府知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に次の事項を記載して行うものとするが、緊急を要するため文書によるいとまがないときは、電話又は口頭をもって要求する。なお、その場合は、事後速やかに大阪府知事に文書を提出する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項

- 2 町長は、通信の途絶等により、大阪府知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに大阪府知事に通知する。

【自衛隊派遣・撤収要請系統図】



第3 自衛隊の自発的出動基準（要請を待ついとまのない場合の災害派遣）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、大阪府知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に大阪府知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- 1 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 2 災害に際し、大阪府知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 3 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- 4 その他災害に際し、上記1から3に準じ、特に緊急を要し、大阪府知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第4 派遣部隊の受入れ

- 1 自衛隊の宿泊施設又は野営地並びに車両・器材等の保管場所の準備をする。
- 2 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現場責任者を選定し、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業を推進する。
- 3 派遣部隊の応急復旧に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用に配慮する。
- 4 ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第5 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の搜索救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去

第6 撤収要請

町長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなると判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により速やかに大阪府知事に撤収の要請の要求を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出するものとする。

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

住民の生命又は財産を保護するため必要と認められた場合は、大阪府、他市町村及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

第1 応援要請

1 応援の要求等

町長は、町単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- (1) 大阪府知事に対する応援の要求又は実施の要請
- (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求
- (3) 大阪府知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは大阪府知事に対するあっせん要請

なお、要求を受けた大阪府知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

2 大阪府知事の指示等

大阪府知事は、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市町村長を応援するよう指示する。

また、大阪府知事は、町の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求める。

なお、大阪府知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

3 大阪府知事による応急措置の代行

大阪府知事は、大阪府域に係る災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

4 緊急放送の要請

町長及び大阪府知事は、災害に関する予警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報を行い、緊急放送が必要であると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、次の報道機関に対して放送を要請する。

- (1) 日本放送協会（大阪放送局）
- (2) 一般放送事業者
 - ア 株式会社毎日放送
 - イ 株式会社MBSラジオ
 - ウ 朝日放送テレビ株式会社

- エ 朝日放送ラジオ株式会社
- オ 関西テレビ放送株式会社
- カ 読売テレビ放送株式会社
- キ テレビ大阪株式会社
- ク 大阪放送株式会社
- ケ 株式会社エフエム大阪
- コ 株式会社FM802

- (3) 有線テレビジョン放送事業者
株式会社ジェイコムウエスト

5 行政機関への応援要請

災害時の応援については、応急対策を実施するために、応援部隊を要請する。

なお、応援に要した費用等については、町が負担し、応援部隊は町の指揮下に入る。

(1) 応援要請できる要件

- ア 応急対策を実施するために必要であると認めた場合
- イ 町のもつ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急対策の実施が困難な場合
- ウ 緊急を要するとき地理的にみて近隣市に応援を求めた方がより効果的な応急対策の実施ができると認めた場合

(2) 応援要請方法

応援要請するにあたっては、以下の事項を記載した文書により行う。

ただし、文書による要請するいとまがない場合は、大阪府防災情報システム、電話、ファックス等により要請し、事後速やかに提出する。

- ア 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を必要とする物資、資機材等の品目及び数量
- エ 応援を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要事項

(3) 大阪府知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、大阪府知事に対して応援要請を行う。この場合は、町から大阪府危機管理室を通じて行う。

(4) 他の市町村に対する応援要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

6 職員の派遣要請

町長は、町の職員のみでは災害応急対策又は災害復旧を実施できない場合、大阪府知事、他市町村長、指定地方行政機関等の長、特定公共機関に対して職員の派遣を要請する。

(1) 派遣要請方法

災害対策基本法第29条又は方自治法第252条の17の規定に基づき、大阪府知事、他市町村長、指定地方行政機関等の長、特定公共機関に対して職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 派遣あっせん要請

町長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、大阪府知事に対し、指定地方行政機関、特定公共機関等の職員の派遣についてあっせんを求める。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条及び同法施行令第17条から第19条までの規定に基づき町が負担する。

第2 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請したときは、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、大阪府立消防学校、その他適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、泉佐野警察署等と連携し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区气象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行うとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、受援体制の充実・強化を図る。

第4 応急対策職員派遣制度に基づく支援

総務省は、大阪府及び町と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、町及び大阪府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第5 関係機関の連絡調整

内閣府は、大阪府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況

に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

大阪府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、大阪府、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、大阪府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第5節 災害発生地域への支援

第1 大阪府知事からの応援の要求

町長は、大阪府知事より、他の市町村等の災害応急対策又は応急措置の応援に関する指示・要求があった場合、これに協力するものとする。

第2 災害応急対策の実施

災害応急対策の実施については、応援を受ける災害発生府県知事の指揮の下に行動し、当該知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

第3 個別協定による応援協力

個別協定に基づく応援協力を行う場合は、各協定に基づき実施する。

[災害応急対策]

第2章

情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

町は、大阪管区気象台等から発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

また、大阪管区気象台及び大阪府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

第1 気象予警報の伝達

1 大阪管区気象台が発表する気象予警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分）情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(1) 注意報

気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。

種	類	発表基準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。 <u>関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。</u>
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上、海上で 15m/s以上になると予想される場合。 <u>関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。</u>
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される <u>場合で、自らの</u> 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には表1の条件に該当する場合である。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>12</u> 時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で <u>10</u> cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で 500m以下になると予想される場合。
	雷注意報 ※1	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ア 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 イ 積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。
着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。	

種	類	発表基準
		24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備え防災マップ等により災害リスク等を再確認するなど、 <u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>

※1 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

注1 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

(2) 警報

気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。

種	類	発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。 <u>関空島(アメダス)の観測値は25m/sを目安とする。</u>
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。 <u>関空島(アメダス)の観測値は25m/sを目安とする。</u>
	大雨警報 ※1	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
気象警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には表1の条件に該当する場合である。

※1 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない(詳細は表1の「留意点」・「備考」参照)。

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素に

よって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第3条）

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）

注4 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（表1を参照）」や「大阪府」を用いる場合がある。

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

(4) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

(5) 気象予警報等への伝達経路

気象予警報等は [別図 1-1] の伝達経路による。

(表1) 警報・注意報発表基準一覧表

熊取町	府県予報区	大阪府			
	一時細分区域	大阪府			
	市町村等をまとめた地域	泉州			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	130	
	洪水	流域雨量指数基準	見出川流域=6.1, 住吉川流域=3.6, 雨山川流域=6.7		
		複合基準※1	見出川流域=(8, 5.7)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ10cm	
			山地	24時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	101		
	洪水	流域雨量指数基準	見出川流域=4.8, 住吉川流域=2.8, 雨山川流域=5.3		
		複合基準※1	見出川流域=(5, 3.2), 住吉川流域=(5, 2.4), 雨山川流域=(5, 5)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ5cm	
			山地	24時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最少湿度40%で実効湿度60%			
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上			
		②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨			
	低温	最低気温-5℃以下			
	霜	4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			
	着氷				
着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上				
	気温：-2℃~2℃				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

注1 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定していますが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示しています。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川が存在しないことを表し

ていますが、大阪府内においては、当該市町村等の主要な河川が洪水予報河川であるため空白となっています。

注2 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合については、その欄を“－”で、それぞれ示しています。

第2 土砂災害警戒情報の伝達

1 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

大阪府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。町は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条）

(1) 伝達体制

[別図1-3]の伝達経路による。

(2) 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

※ 土壌雨量指数：第2節第4参照

※土砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限值であり、土砂災害発生の目安となる。

※土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。

「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

大阪府土砂災害警戒情報 第1号

令和元年*月**日 *時**分

大阪府 大阪管区气象台 共同発表

【警戒対象地域】

豊中市* 池田市* 箕面市* 豊能町* 能勢町* 太子町* 河南町* 千早赤阪村*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

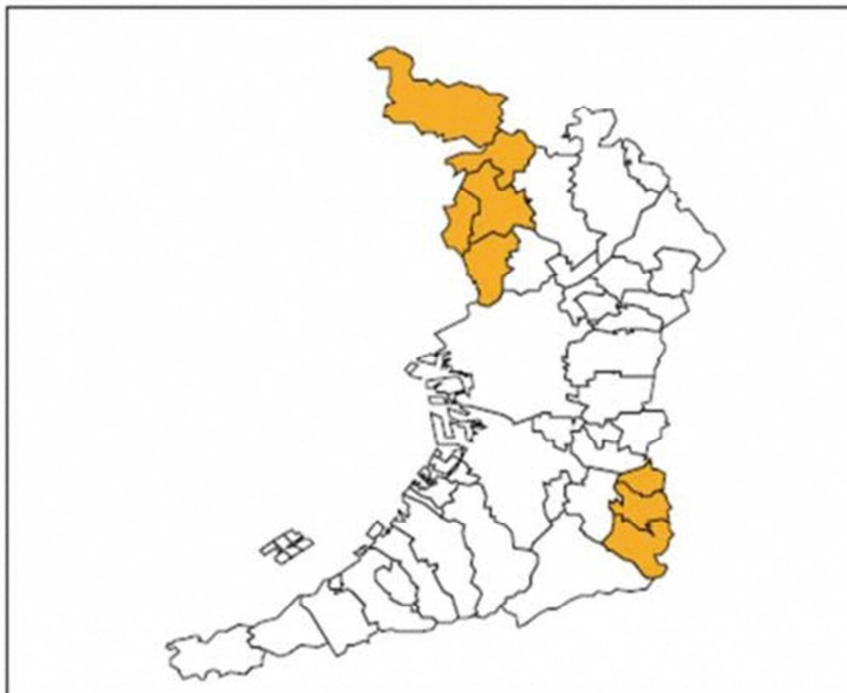
【警戒文】

<概況>

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。



警戒対象地域

問い合わせ先

06-6944-6167 (大阪府)

06-6949-6303 (大阪管区气象台予報課)

第3 警報・注意報等の伝達

(1) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 ※1	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 ※1	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

※1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

(2) 緊急地震速報

ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、大阪府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。

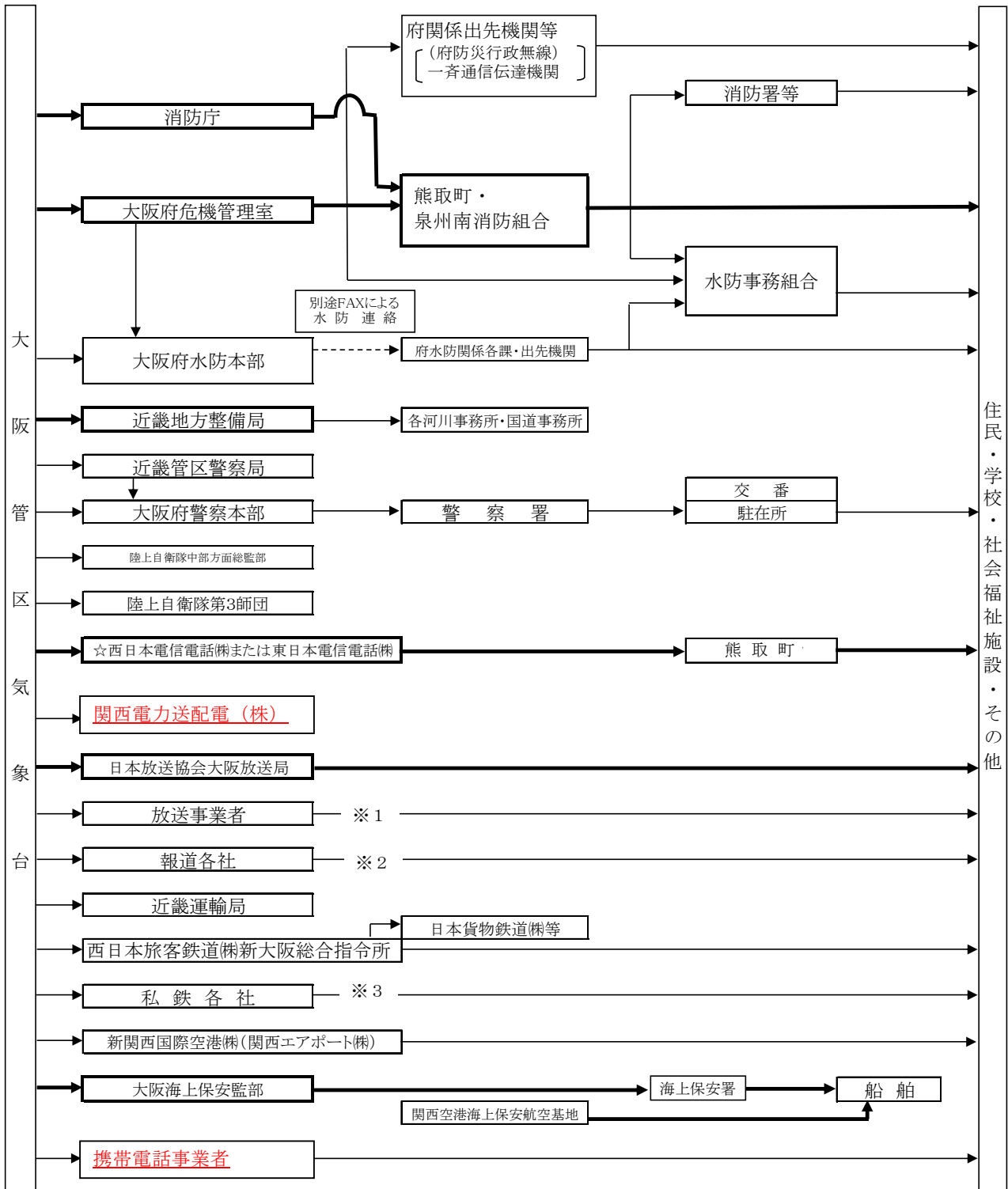
日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

東海地震の発生に伴う警戒態勢は、「付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応」による。

第4 住民への周知

- 1 町は、地域防災計画に基づき、防災行政無線、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織等と連携して、住民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体・避難支援者等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。
- 2 大阪府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。
特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。
なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。
- 3 町は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。
また、大阪府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。
- 4 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

[別図1-1] 気象予警報等の関係機関への伝達経路



※4

※1 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMC0. CO. LO) の11社である。

※2 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

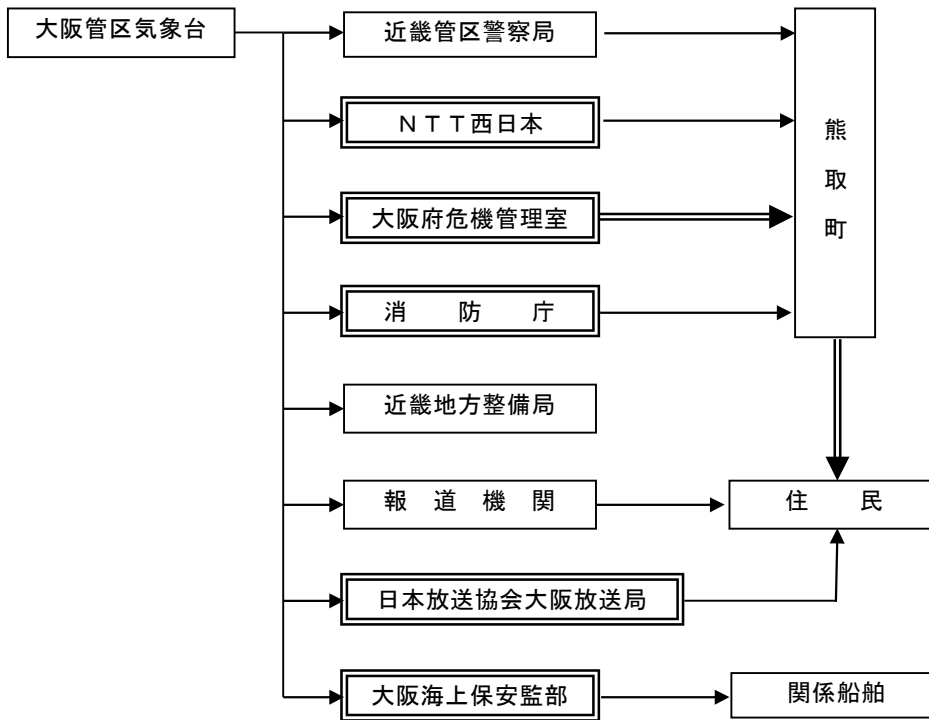
※3 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、大阪モノレール株式会社、大阪港トランスポートシステムの11社である。

※4 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

注2 ☆印は、特別警報、警報のみ

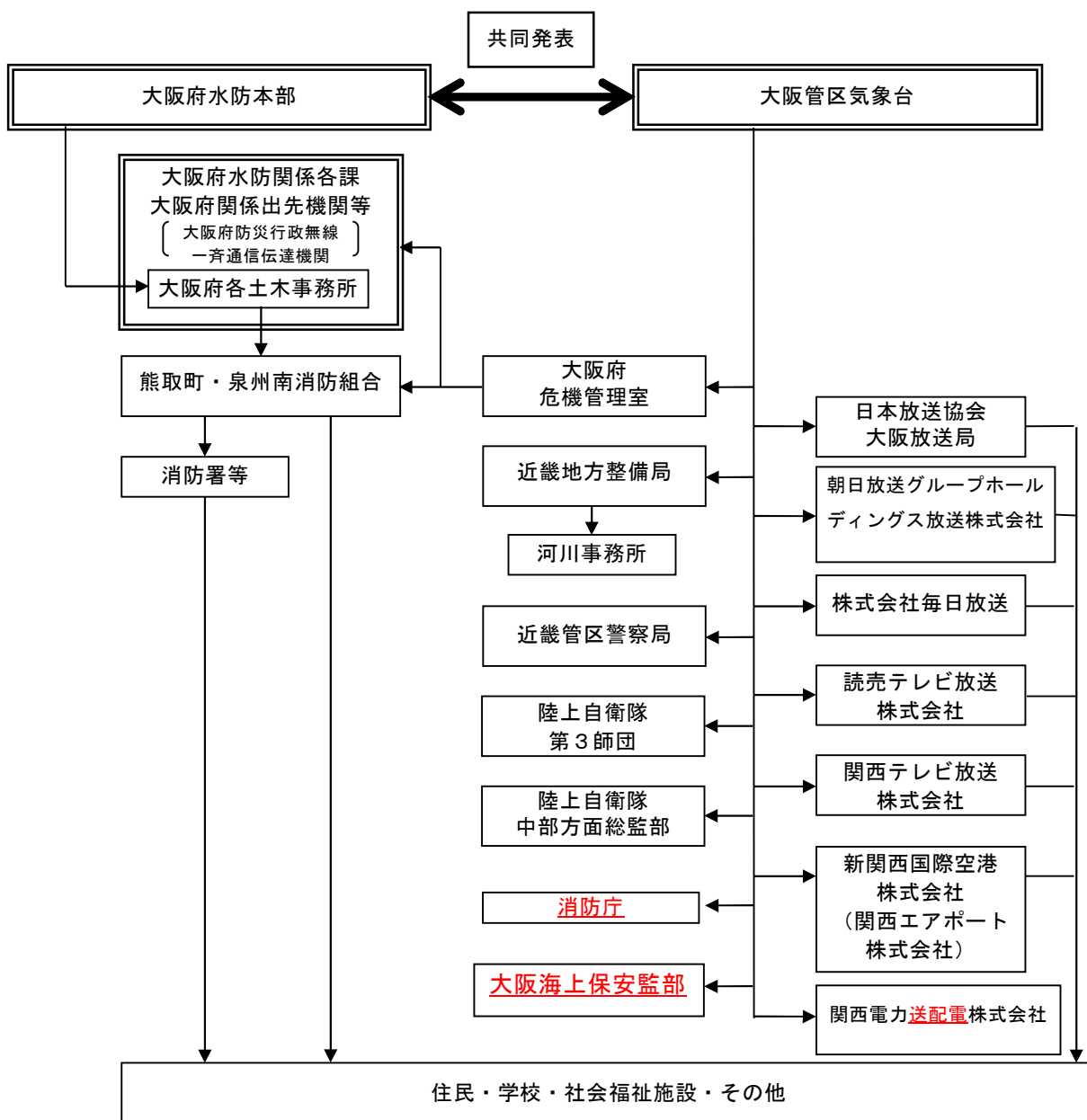
[別図1-2] 気象特別警報（地震動警報を除く（注）3）の関係機関への伝達経路



注1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。

注2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

[別図1-3] 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



第5 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>
<u>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u>	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

第2節 警戒活動

町をはじめとする防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第1 気象観測情報の収集伝達

町は、大阪府及び関係機関と連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 気象観測情報の収集伝達

- (1) 管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、町長へ報告する。
- (2) 大阪府防災行政無線等により気象予警報、台風情報などの情報収集に努め、関係部班に伝達するものとする。
また、河川、ため池水位の状況及び異常現象発見者の通報を受けたときは、速やかに関係機関に連絡し、必要な応急対策を実施する。

2 河川・ため池水位

ため池管理者は、その管理するための水位が上昇し、又は降雨、地震により溢水のおそれがあると認めるときは、直ちに町長に通報しなければならない。

また、町長は、通報を受けたときは、直ちに泉州南消防組合、泉州農と緑の総合事務所に通報する。

なお、必要に応じて岸和田土木事務所、泉佐野警察署にも通報する。

- (1) 水防管理者は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したときは、観測した水位を所轄の現場責任者及び他の水防管理者へ通報する。
- (2) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、関係する現場責任者及び水防管理者へ水位状況を通報する。
- (3) 現場責任者は、水位の報告を受けたとき、又は大阪府管理の量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときは、水防本部に報告するとともに、状況に応じて大阪府の観測水位を関係水防管理者に通報する。
- (4) 水防本部長は、必要に応じて、観測所の水位を淀川・大和川河川事務所へ連絡する。

3 情報交換の徹底

現場責任者及び水防管理者は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

第2 水防活動

町は、町域において洪水、雨水出水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

- 1 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- 2 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現場責任者に報告する。
 - (1) 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - (2) 堤防からの溢水状況
 - (3) 樋門の水漏れ
 - (4) 橋梁等構造物の異常
 - (5) ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等
- 3 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- 4 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

第3 土砂災害警戒活動

町は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

1 警戒活動の基準

(1) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

ア 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

○ 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

【警戒活動】

- ・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- ・地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ・住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

○ 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報を発表時

【警戒活動】

- ・町は適時、適切に、災害対策基本法に基づく避難指示を行う。

イ 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

「ア」を参考に警戒活動を開始する。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区气象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、气象台の短時間降雨予測に基づき、气象台の土壤雨量指数等が基準を超過すると見込まれる場合、該当市町村に発表される。

※ 土壤雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

2 斜面判定制度の活用

町及び大阪府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

3 情報交換の徹底

町、大阪府をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

第4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官、海上保安官等に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に、また町長は必要に応じて大阪管区气象台、大阪府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1 地震

堤防からの漏水、地割れ、わき水の出現、井戸水位の急激な変動 等

2 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下 等

3 土砂災害

- (1) 土石流
山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在 等
- (2) 地すべり
地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し 等
- (3) がけ崩れ
わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下 等
- (4) 山地災害
わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走る 等

第5 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 水道（大阪府、大阪広域水道企業団）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の確保
- (2) 下水道（熊取町、大阪府）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の確保
- (3) 電力（関西電力送配電株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の確保
- (4) ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
 - ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検
- (5) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社））
 - ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
 - カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - キ その他安全上必要な措置

2 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社 J R 阪和線熊取駅）
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。

- イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路施設（町、大阪府、西日本高速道路株式会社）
 - ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等、適切な措置を講ずる。

第6 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、町及び大阪府は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、国、大阪府及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、大阪府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

第3節 発災直後の情報収集伝達

町をはじめとする防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達

町は、災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、大阪府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

なお、夜間・休日等勤務時間外における情報の収集伝達については、泉州南消防組合が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報を収集伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、総合政策部《防災総括班》は、各部からの情報や被害状況を災害の推移に応じて取りまとめ、災害対策本部及び関係機関に報告する。

1 被害状況の把握

各班は、自らの調査、住民情報、防災関係機関からの情報により被害状況を把握する。

被害状況については、「被害状況連絡票」により迅速に総合政策部《防災総括班》に報告する。

なお、各班の把握する内容は次のとおりとする。

把握する内容		実施担当班
人的被害	死者、負傷者、行方不明者の状況	調査班
住家被害	民間住宅の全壊、半壊、一部損壊の状況	調査班
	公共住宅	住宅対策班
非住家被害	公共施設（本庁、公民館、泉州南消防組合等）	各所管班
	その他（倉庫、車庫、納屋等）	調査班
その他被害	農地、ため池、山地等農林業施設	物資対策班
	河川、公園等施設	土木・水防対策班
	教育施設の被害状況	学校教育対策班
	医療機関の被害状況	医療・福祉対策班
	道路、橋梁等の公共土木施設	土木・水防対策班
	土石流、地すべり、急傾斜地等災害危険箇所	土木・水防対策班
	<u>水道施設</u>	<u>大阪広域水道企業団</u>
	下水道施設	下水道対策班
	ごみ、し尿処理施設	環境対策班
	危険物等施設	泉州南消防組合
	文化財施設	社会教育対策班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	防災総括班

2 大阪府及び国への報告

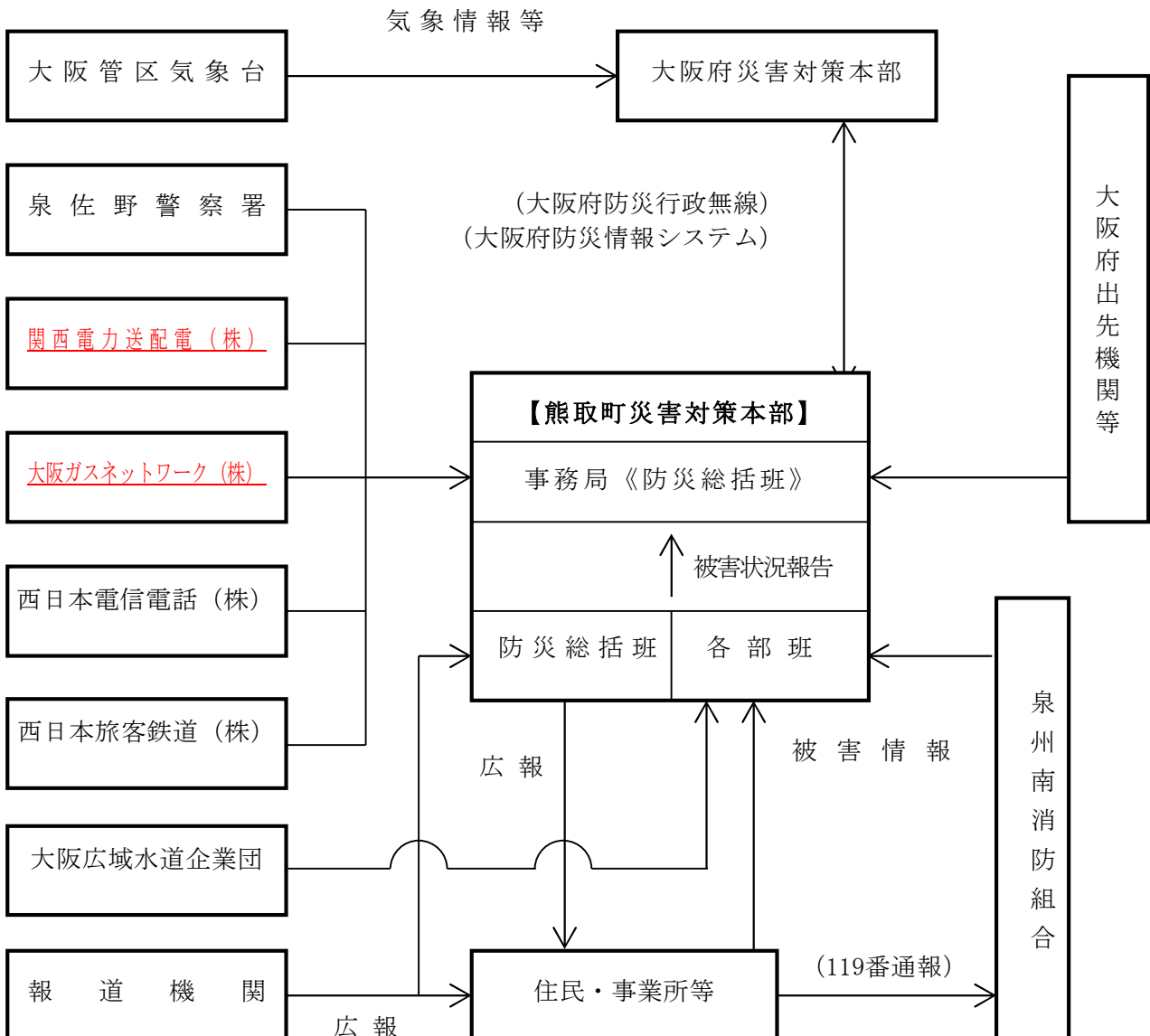
被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、大阪府に対して行う（大阪府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。ただし、地震が発生し、当該市町村区域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに大阪府に災害確定報告を行う。なお、大阪府への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、大阪府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、大阪府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、町は、第一報を大阪府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。

また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

3 被害状況収集伝達系統



第2 防災関係機関の情報収集伝達

災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、大阪府に速やかに報告する。

河川、ため池、砂防、道路・交通施設、水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄軌道、医療機関、その他

第3 通信手段の確保

町、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

総務省及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

なお、大阪府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

総務省及び内閣府は、非常本部等又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとし、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、非常本部等又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。

第4節 災害広報

町は、大阪府をはじめとする他の防災関係機関と、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。

第1 災害広報

町は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 広報の内容

(1) 台風接近時の広報

- ア 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ

(2) 地震発生直後の広報

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象の状況
- イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ 要配慮者への支援の呼びかけ
- エ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起等

(3) 風水害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 要配慮者への支援の呼びかけ
- ウ 土砂災害（二次的災害）の危険性等

(4) その後の広報

- ア 二次災害の危険性
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 義援物資等の取扱い等

2 広報の方法

- (1) 広報紙の内容変更・臨時発行等
- (2) 広報車による現場広報
- (3) 防災行政無線（同報系を含む。）による広報
- (4) 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- (5) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (6) 携帯メールや緊急速報メール
- (7) 町ホームページ、おおさか防災ネットをはじめとするインターネットやSNSの活用
- (8) ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供
- (9) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報

3 災害時の広報体制

- (1) 災害広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置
 - ア 広報資料の作成
 - イ 防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

町は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の要請

町長及び大阪府知事は、災害に関する予警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報を行い、緊急放送が必要であると認めたときは、災害対策基本法の規定に基づき、次の報道機関に対して放送を要請する。

(1) 日本放送協会（大阪放送局）

(2) 民間放送事業者

ア 株式会社毎日放送

イ 株式会社MBSラジオ

イ 朝日放送テレビ株式会社

ウ 朝日放送ラジオ株式会社

エ 関西テレビ放送株式会社

オ 読売テレビ放送株式会社

キ テレビ大阪株式会社

ク 大阪放送株式会社

ケ 株式会社エフエム大阪

コ 株式会社FM802

(3) 有線テレビジョン放送事業者

株式会社ジェイコムウエスト

2 報道機関への情報提供

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3 要配慮者に配慮した広報

(1) 障がい者等への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障がい特性に配慮した広報を行う。

(2) 外国人への情報提供

外国語放送の必要が生じたとき、町は、大阪府に対して外国語放送など適切な対応を要請する。

(3) 避難行動要支援者への情報提供

広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報を行う。

4 安否情報の提供

日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。

第3 広聴活動の実施

町は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

第4 災害モード宣言

大阪府は、住民や事業者等に、大阪府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1 発信の目安

(1) 台風

ア 気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、大阪府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合

イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が大阪府域付近に上陸し、大阪府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合

(2) 地震

大阪府域に震度 6 弱以上を観測した場合

(3) その他自然災害等

その他自然災害等により、大阪府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

(1) 台風

ア 自分の身の安全確保

イ 出勤・通学の抑制

ウ 町長の発令する避難情報への注意

(2) 地震

ア 自分の身の安全確保

イ 近所での助け合い

ウ むやみな移動の抑制

エ 出勤・通学の抑制

〔災害応急対策〕

第3章

消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

町は、泉州南消防組合をはじめ他の関係機関と、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 熊取町

1 災害発生状況の把握

高所見張り、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

(1) 消火活動

- ア 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
- イ 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

- ア 泉佐野警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- イ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。
- ウ 救出活動は、消防機関により救助隊を編成し、救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出作業にあたるものとする。なお、救出にあたっては、泉佐野警察署に協力を要請し、常に緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。
- エ 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重傷者を最優先する。
- オ 災害現場では、必要に応じて応急救護所を設置し、救急隊、医療救護班により負傷者の応急手当、トリアージを行う。トリアージ結果によっては、直ちに医療機関に搬送する。
- カ 多数の死傷者がある場合は、（一社）泉佐野泉南医師会を通じて、医師等の現場派遣、病院への収容等、必要な措置について応援を要請するものとする。
- キ 行方不明者がある場合、泉佐野警察署に協力を求め、速やかに捜索を行うものとする。

2 相互応援

- (1) 町及び泉州南消防組合では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、大阪府、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 町は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。被災市町村は、町に対して、災害の状況、地理等の情報を提供する。

第2 大阪府

町から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、災害対策本部を設置し、町に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、被害の拡大に府域市町村だけで対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請するなど、必要な総合調整を行う。

なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部（※1）を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。

その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議（※2）を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。

※1 消防応援活動調整本部（本部長：大阪府知事）

災害が発生した市町村の消防の応援等のため、大阪府及び市町村が実施する措置の総合調整及び関係機関との連絡を行うための組織のこと。

※2 広域防災連絡会議（本部長：災害対策課長）

広域的支援部隊（緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊災害派遣部隊など）の派遣を要請した場合に、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的とする会議のこと。（大阪府広域的支援部隊受入計画）

第3 各機関による連絡会議の設置

町は、大阪府、泉佐野警察署及び自衛隊と相互に連携した救助、救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第4 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助、救急活動を実施する。

また、泉州南消防組合、泉佐野警察署など防災関係機関との連携を図る。

第5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

町及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 医療情報の収集・提供活動

1 熊取町

（一社）泉佐野泉南医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに大阪府へ報告する。また住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2 大阪府

町からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村等、関係機関及び大阪府民に提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

町は、災害の状況に応じ速やかに（一社）泉佐野泉南医師会の協力を得て、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。

また、熊取町災害医療センター（（社医）三和会永山病院）は、町及び大阪府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施する。

なお、町単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、大阪府及び大阪府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

ア 編成数、構成

機 関 名 \ 構 成	班 数	医 師 数	看 護 師 数	そ の 他
熊取町災害医療センター	2	2	4	2
（一社）泉佐野泉南医師会熊取班	2	2	4	2

イ 参集場所

医療救護班の参集場所は総合保健福祉センターとする。

(2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し移動することとする。

(3) 救護所の設置・運営

ア 設置基準

次の場合に救護所を設置し、医療救護班等による医療救護活動を実施する。

- (ア) 町内の医療機関が被災し、その機能が喪失又は低下したため、町内医療機関では対応しきれない場合
 - (イ) 被災現場での患者が多数で、町内の医療機関のみでは対応しきれない場合
 - (ウ) 避難所に傷病者が多く、避難所内に救護所の設置が必要な場合

(エ) 被災地から医療機関への傷病者の移送に時間を要するため、被災地での対応が必要な場合
イ 設置場所

設置場所については、各避難所やその他適当な安全な場所に設置する。

また、医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

ウ 運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- (ア) 交代要員の確保
- (イ) 携帯電話等通信手段の確保
- (ウ) 医薬品、医療用資器材の補給
- (エ) 医療用水の確保
- (オ) 食糧、飲料水の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

(4) 医療救護班の受入れ・調整

医療救護班の受入れについては、健康福祉部《医療・福祉対策班》が窓口となり、大阪府（保健所）の支援・協力のもと救護所への被災状況に応じた配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に熊取町災害医療センターや（一社）泉佐野泉南医師会により編成派遣された医療救護班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

町及び大阪府、各医療関係機関等が派遣する主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

- ア 患者に対する応急処置
- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

町は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として泉州南消防組合が所有する救急車で実施する。

イ 航空機搬送

町は、航空機による搬送が必要と認めるときは、ドクターヘリや消防ヘリ、自衛隊機などによる搬送を大阪府に要請する。

2 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整及び大阪府内のDMATの派遣調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

(ア) 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供

(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)及び医療救護班の受入れや派遣及びこれに係る調整

(ウ) 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援

(エ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

(オ) 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

ア 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供

イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整

ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援

エ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 熊取町災害医療センター

熊取町災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 町の医療拠点としての患者の受入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び熊取町災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第4 医薬品等の確保・供給活動

町は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、大阪府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

町及び大阪府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

[災害応急対策]

第4章

避難行動

第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、大阪府は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

1 住民情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	<u>居住者等</u> がとるべき行動	行動を <u>居住者等</u> に促す情報	<u>居住者等</u> が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル 1	・ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	<u>早期注意情報</u> (気象庁が発表)	
警戒レベル 2	・ 防災マップ等により <u>自宅・施設等</u> の災害リスク、 <u>指定緊急避難場所</u> や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	<u>大雨・洪水注意報</u> (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意情報 ・ <u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u>（注意） ・ <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>（注意） ・ <u>府が提供する土砂災害危険度情報</u>（注意）
警戒レベル 3	<p><u>危険な場所から高齢者等は避難</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢者等※は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。</u> ・ <u>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</u> ・ <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をした</u> ・ <u>り、自主的に避難するタイミングである。</u>例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、<u>このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u> 	<u>高齢者等避難</u> (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ <u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u>（警戒） ・ 大雨警報（土砂災害） ・ <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>（警戒） ・ <u>府が提供する土砂災害危険度情報</u>（警戒）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル 4	<u>危険な場所から全員避難</u> ・ <u>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u>	<u>避難指示</u> (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫危険情報</u> ・<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険）</u> ・<u>土砂災害警戒情報</u> ・<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険）</u> ・<u>府が提供する土砂災害危険度情報（危険）</u>
警戒レベル 5	<u>命の危険 直ちに安全確保</u> ・ <u>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u> <u>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</u>	<u>緊急安全確保</u> (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫発生情報</u> ・<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫）</u> ・<u>（大雨特別警報（浸水害））※1</u> ・<u>（大雨特別警報（土砂災害））※1</u> ・<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫）</u> ・<u>土砂キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）</u>

注1 町長は、居住者に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注2 町長が発令する避難指示等は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注4 気象庁は令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

2 実施者

(1) 緊急安全確保、避難指示

ア 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに大阪府知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・大阪府知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・大阪府知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

大阪府知事は、町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う。

(災害対策基本法第60条)

イ 大阪府知事又はその命を受けた職員は、洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

ウ 警察官、海上保安官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)

オ 水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条)

カ 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

キ 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

(2) 「高齢者等避難」の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

第2 洪水、土砂災害による高齢者等避難の指示

1 町長は、河川避難判断水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20mに達するなど洪水により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により高齢者等避難避難を発令・伝達する。

2 町長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に、広報車等により住民に避難の準備を広報する。

第3 住民への周知

町長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、町及び大阪府、事業者は、避難者等のニーズを充分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

第4 避難者の誘導等

1 熊取町

避難誘導に当たっては、町は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際し、泉佐野警察署の協力を得るとともに、自主防災組織や避難支援者、自治会、赤十字奉仕団等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。また、大阪府が示した指針に基づき、避難行動・避難所運営マニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

- (1) 誘導にあたっては、定められた避難場所へ自治会単位での集団避難を行わせ、妊産婦、傷病者、高齢者、乳幼児、児童、障がい者及びこれらの人に必要な介助者を優先して行うものとする。誘導にあたっては、迅速、的確に行う。
- (2) 町立学校、社会教育施設等においては、各施設の管理者が、児童、生徒、施設利用者等を避難場所まで安全に誘導する。
- (3) 避難路については、安全を十分認識し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また、夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。また、緊急交通路に選定されている避難路での避難については、関係機関と緊密な連携をとりながら避難者の安全を確保する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

3 避難路の確保

町、大阪府、泉佐野警察署及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第5 広域避難

1 府内市町村間の広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 都道府県外の広域避難の協議等

町は、他府県の市町村への受入れについては大阪府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、大阪府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

大阪府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

第6 被災者の運送

町は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、大阪府を通じて、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

第7 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) 町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
大阪府知事は、熊取町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは町長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（災害対策基本法第73条）
- (2) 警察官は、町長（権限の委任を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (4) 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。（水防法第21条）

2 規制の内容及び実施方法

町長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、泉佐野警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第2節 指定避難所の開設・運営等

町は、災害が発生したとき、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。

第1 指定避難所の開設

1 熊取町

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、大阪府への要請等により必要な施設の確保を図る。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、町は、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

2 大阪府

町から要請があった場合に、大阪府域の他の市町村への応援の指示、関西広域連合、他府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。また、市町村から避難所の開設状況等の報告を受けた場合には、その情報を内閣府等に共有するよう努める。

第2 指定避難所の管理、運営

町は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理、運営する。

大阪府は、施設の本来の機能の早期回復のため、町と協力して、応急仮設住宅の提供等避難者の住宅の確保に努める。

1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ア 避難指示が発せられた場合
 - イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

2 災害対策本部との連絡体制

避難所責任者は、避難者、傷病者の数、生活必需物資の状況、その他避難所の状況等を定期的に、一般加入電話、携帯電話、あるいはファックスで報告する。

3 自治会、自主防災組織及び施設管理者との連携

避難所責任者は、自治会、自主防災組織や施設管理者と協力し、災害対策関連情報の提供、物資の分配等に従事し、避難所の効率的な運営に努める。

4 指定避難所の管理、運営の留意点

町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所の避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに大阪府への報告
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保
- (6) 避難行動要支援者への配慮
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- (8) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (9) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
- (10) 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮
- (11) 指定避難所運営組織への女性の参加
- (12) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (13) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- (14) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (15) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- (16) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること
- (17) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
- (18) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること
- (19) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- (20) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や

避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

第3 指定避難所の早期解消のための取組み等

町は、大阪府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、町は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、町は、大阪府、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

第4 避難所の閉鎖

- 1 町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。なお、避難者のうち家屋の倒壊等により帰宅が困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。
- 2 避難所責任者は町長の指示により避難者を帰宅させる等必要な指示を与える。

第3節 避難行動要支援者への支援

町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、大阪府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）を被災市町村へ派遣し、支援する。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

町は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織、避難支援者等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、大阪府及び町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

町は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、大阪府と協力し、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町及び大阪府は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

(1) 特別養護老人ホーム

- ア 永楽荘
- イ 弥栄園

(2) 介護老人保健施設

- ア アルカディア
- イ ライフケアながやま

(3) 軽費老人ホーム

- ケアハウス永楽

(4) 知的障がい者更生施設

- 熊取療育園

(5) 身体障害者療護施設

- ア くまとり弥栄園
- イ なかまの里

(6) 身体障害者授産施設

- なかまの里

3 広域支援体制の確立

大阪府は、町を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

第4節 広域一時滞在への対応

町は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、大阪府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

大阪府は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。

また、町は、大阪府が他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受け、被災住民の受入れについて大阪府より連絡を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供することとする。

そのため、町では、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

[災害応急対策]

第5章

交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

町、大阪府をはじめ防災関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

泉佐野警察署、道路管理者は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

町、大阪府、泉佐野警察署、道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、泉佐野警察署は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

泉佐野警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、町、大阪府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

町、大阪府、泉佐野警察署、道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 町、大阪府、道路管理者

(ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を大阪府及び大阪府警察に連絡する。

(イ) 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、泉佐野警察署と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

(ウ) 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、泉佐野警察署、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 泉佐野警察署

(ア) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(イ) 緊急交通路における交通規制の実施

緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(5) 交通規制の標識等の設置

泉佐野警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(6) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

大阪府は、必要に応じて、社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき出動要請を行う。

泉佐野警察署は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

2 緊急交通路の周知

町、大阪府、泉佐野警察署及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 輸送基地の確保

- (1) 町の陸上輸送基地は、役場及び町公民館とし、周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

4 輸送手段の確保**(1) 車両の確保**

町が所有している（専用公用車含む。）車両については、総務部《避難対策総務班》が一括管理し、車両の確保を行う。しかし、一時的に多数の車両を必要とした場合や、災害が広域にわたるなど、町の車両のみでは避難者の輸送、救助物資輸送など困難な場合は、大阪府に対し、車両確保等の要請を行う。

(2) 調達依頼

町所有分では不足する場合で、運送業者からの借上げ又は、大阪府知事に調達依頼するときは、次の事項を明示する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集合場所及び日時
- オ その他必要事項

(3) 緊急通行車両の事前届出及び確認申請

- ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく通行規制が実施された場合には、事前届出済証の交付を受けている車両については、大阪府公安委員会（泉佐野警察署）又は大阪府知事に対し、緊急通行車両等の確認申請を行い、所定の証明書及び標章の交付を受ける。

イ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合には、事前届出済証を受けていない車両や運送業者から借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を大阪府公安委員会（泉佐野警察署）に又は大阪府知事に持参し、緊急通行車両等としての確認申請を行う。

第2 航空輸送

1 輸送基地の確保

(1) 町の災害時用臨時ヘリポートについては、次の場所を選定する。

ヘリポート名	所在地	面積(m ²)
大阪観光大学グラウンド	大久保南5丁目3番1号	3,600
京都大学複合原子力科学研究所研究員宿舎前広場	朝代西2丁目1010番地	2,000
町民グラウンド	久保5丁目3080番地	9,000

(2) 町は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。

(3) 町及び大阪府は、大阪市消防局、泉佐野警察署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

町は、大阪市消防局、泉佐野警察署、自衛隊の協力を得て、輸送手段の確保を図る。

第2節 交通の維持復旧

鉄軌道、道路の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を大阪府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社 JR 阪和線熊取駅）

- ア あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、泉佐野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設（町、大阪府、西日本高速道路株式会社関西支社阪奈高速道路事務所）

- ア あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や大阪府、大阪府警察、高速道路会社ほか大阪府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- エ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設

- ア 線路、保安施設、通信施設等、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- イ 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設

- ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

[災害応急対策]

第6章

二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

関係機関は、地震活動又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設 等）

町、大阪府及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

また、町、大阪府及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

1 ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防機関の長は、直ちにその旨を現場責任者、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
現場責任者は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 大阪府知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退きを指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 町、大阪府及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 町、大阪府及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 町、大阪府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

- (1) 町及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。
- (2) 町及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 町及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 土砂災害危険箇所

町は、二次災害の防止のため、必要に応じ、大阪府に斜面判定士の派遣を要請する。

大阪府は、町の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、大阪府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出勤を要請する。

5 橋梁等道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

6 避難及び立入制限

町は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 公共建築物

町及び大阪府は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 民間建築物等

1 危険度判定

(1) 熊取町

ア 民間建築物

町は、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、大阪府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。町は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

イ 宅地

町は、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする箇所の、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、大阪府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

町は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(2) 大阪府

大阪府は、町の派遣要請に基づき、事前に登録された応急危険度判定士等に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に応急危険度判定士等の派遣を要請する。

2 空き家等の対策

町は、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。大阪府及び町は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3 放射性物質（原子力施設、放射性同位元素に係る施設等）

1 施設の点検、応急措置

原子力事業者等は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視等を実施する。

2 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊等によって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を町を経由して大阪府に報告する。大阪府は、被災文化財の被害拡大を防止するため、町を経由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第3節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

- 1 ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、町及び大阪府に報告する。
- 2 大阪広域水道企業団、大阪府南部流域下水道事務所、[大阪ガスネットワーク株式会社](#)及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、町及び大阪府に報告する。
[関西電力送配電株式会社](#)は、大阪府内において停電が発生した場合には、直ちに停電状況を調査し、町及び大阪府に報告する。

第2 ライフライン事業者における対応

1 水道（大阪広域水道企業団）

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、大阪府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急給水

ア [大阪広域水道企業団](#)は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ 給水車、トラック等により、応急給水を行う。

ウ 被害状況に応じて、役場、消防署、災害医療センター、指定避難所等の重要給水施設へ優先的な応急給水を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

(3) 広報

水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、防災行政無線の活用や町ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

2 下水道（熊取町、大阪府）

(1) 応急措置

ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。

ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

エ 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防機関、泉佐野警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急対策

ア 被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。

イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

ア 生活水の節水に努めるよう広報する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災等、二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、町及び大阪府、消防機関、泉佐野警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、町及び大阪府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社）

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）

- 1 放送体制の確保に努める。
- 2 非常放送を実施する。
- 3 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- 4 施設の応急復旧を進める。
- 5 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第4 大阪府及び関係機関における対応

1 電源車等の配備

大阪府は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。また、大阪府は、近畿経済産業局、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県で大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

2 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、府、関係省庁及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、大阪府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施するものとする。

第4節 農林水産関係応急対策

町をはじめとする防災関係機関は、農林水産業に関する応急対策を講ずる。

第1 農業用施設

町及び土地改良区等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

1 熊取町

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

2 土地改良区等

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講ずる。

第2 農作物

1 技術の指導

大阪府、町及び大阪泉州農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等、応急措置の技術指導を行う。

2 病虫害の防除

大阪府は、町その他関係機関と協力して、病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

第3 畜産

町は、大阪府が実施する、家畜伝染病の予防等家畜被害などの家畜の管理についての技術指導等に協力する。

第4 林産物

町は、大阪府が実施する、林産物の被害を軽減するための病虫害の防除等の倒木に対する措置等の技術指導に協力する。

[災害応急対策]

第7章

被災者の生活支援

第1節 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、町及び大阪府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

大阪府は、支援体制の整備にあたり、ボランティア団体・避難支援者や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、町の支援体制の整備を支援する。

内閣官房は、非常本部等が設置された場合又はこれらに準ずる政府の初動体制が確立された場合には、被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に、関係省庁で構成される被災者生活・生業再建支援チームを開催し、関係機関と連携して対応にあたるものとする。

第2節 住民等からの問い合わせ

町及び大阪府は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、大阪府及び町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、大阪府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

町長は、自ら実施する災害応急措置のうち、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、その旨を大阪府知事に報告するとともに法の適用を申請する。

第1 適用基準

災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次の1つに該当する場合において、大阪府知事が指定する。

なお、町における人口区分は30,000人以上50,000人未満による。

- 1 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合
- 2 家屋の全壊、全焼、流出によって住家を失った世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、60世帯以上に達した場合
- 3 大阪府区域内の住家の滅失世帯数が、2,500世帯以上であって、町区域内の住家の滅失世帯数が、30世帯以上に達した場合
- 4 大阪府区域内の住家の滅失した世帯数が、12,000世帯以上であって、町区域内の住家の滅失世帯数が多数である場合。
- 5 災害が隔絶した地位に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合（厚生労働大臣に協議が必要）
- 6 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は、受けるおそれが生じた場合（厚生労働大臣に協議が必要）
（備考）
 - ①全壊・全焼・滅失世帯は1世帯とする。
 - ②半壊・半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
 - ③床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は3世帯をもって住家消失1世帯とする。

第2 適用手続

- 1 町長は、災害の前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を大阪府知事に報告する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- 2 災害の状態が急迫し大阪府知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を大阪府知事に報告し、その後の処理について大阪府知事の指示を受ける。

第3 救助の内容

1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出

- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、関係資料「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」に示す。

救助の期間については、やむをえない特別の事情のある時は、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

3 職権の一部委任

大阪府知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

なお、上記により町長が行う事務のほか、町長は、大阪府知事が行う救助を補助するものとする。

第4節 緊急物資の供給

町及び大阪府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

町及び大阪府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、町は、大阪府に要請することもできる。また、大阪府は、被災市町村において備蓄物資等の不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待たないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

第1 給水活動

熊取町、大阪府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

1 熊取町、大阪広域水道企業団

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所等の給水拠点での給水の実施
- (2) 給水車・トラック等による給水の実施
- (3) 緊急給水口、あんしん給水栓を活用した仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査
- (7) 災害用備蓄水（ボトル水：500ml、缶詰水：大阪広域水道企業団製 490ml）・給水袋等の配布

2 水道施設の被害、汚染防止及び応急復旧

- (1) 災害による水道施設の損壊、汚染防止に対処するため、必要な技術要員の待機、資材の確保を図るとともに、保全対策を次のとおり実施するものとする。
 - ア 緊急修理資機材を集結し、出動体制を整備する。
 - イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。
- (2) 水道施設が被災し、又は水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは直ちに次の措置をとるものとする。
 - ア 施設の損壊、漏水の障害を応急復旧する。
 - イ 水道が汚染し、飲料水として使用することが不適當なときは、直ちにその使用禁止、停止及び制限等の措置をとる。
- (3) 水道施設の損壊等により、飲料水の供給が広範囲に不可能となったときは、直ちに事故

報告を大阪府知事に提出するものとする。

3 給水の対象等

飲料水供給の対象、供給期間、供給に要する費用の限度等は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

4 応援要請

被害が甚大で、町単独で実施困難な場合は、速やかに大阪府、（公社）日本水道協会及び大阪広域水道企業団に応援要請を行う。

5 大阪府

町の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用に関する調整
- (2) 給水用資機材の調達に関する総合調整
- (3) 給水活動に関する情報の提供
- (4) 給水活動に関する応援の調整
- (5) 飲料水の水質検査
- (6) ボトル水・缶詰水等の配布（災害時用備蓄水の配布）

第2 食料・生活必需品の供給

町、大阪府をはじめ防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1 食料の供給

(1) 食料の供給

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、大阪府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、大阪府に報告する。

- ア 指定避難所毎の必要量算定
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している物資の調達

(2) 供給対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊飯できない者
- ウ 町内を旅行中の者又は一時滞在者で供給を行う必要がある者

(3) 調達方法

被災者の食料の供給は、各避難所に備蓄しているアルファ化米、高齢者用食等をもって行うが、健康福祉部《食料配給班》は、避難所毎の必要量を算定し、被災者数に応じて町内の食料品店等からも必要量を調達する。それでもなお不足する場合は、大阪府に対し応援を要請する。

なお、大規模な災害により災害救助法の適用を受けた場合には、米穀、乾パン、漬物については、「大阪府災害救助用食料緊急引渡要領」により、災害救助用食料の引渡しの申請を大阪府に行い、災害救助用食料の引渡しを受ける。

また、他の市町村、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、大阪府に報告する。

(4) 調達食料の搬送

調達食料は、町内の食料品店等から避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによることが困難な場合は、あらかじめ定めた集積所に受け入れ、健康福祉部《食料配給班》が避難人数に応じて配分を行い、公用車や応援車を用いて搬送する。

(5) 供給方法

- ア 災害直後における食料の供給は、各避難所に備蓄しているアルファ化米、乾パンを避難者数に応じて供給する。なお、高齢者、乳幼児に対しては、高齢者用食及びミルク（液体・粉）を供給する。
- イ 炊き出しは、避難所に収容された被災者に対し、各小中学校の避難所等において実施する。

健康福祉部《食料配給班》は、炊き出しに使用できる設備等の現況を把握しておくとともに器材等の調達についても器材調達先等を定めておくものとする。

- ウ 炊き出し以外の食料（インスタント食品、缶詰等）の配給については、配給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生ずることのないよう適切に実施しなければならない。
- エ 食料の供給にあたっては衛生的に取り扱うことに特に注意して行う。

(6) 炊き出し、配給の基準等

炊き出し、支給限度、期間等は災害救助法に基づき、定められた基準による。

(7) 住民等の協力

炊き出し等の実施にあたっては、ボランティア及びその他自主防災組織等の協力を得て実施できるよう協力体制を整備する。

2 生活必需品の供給

町は、災害によって住宅に被害を受け、日常生活に欠くことができない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は棄損し急場をしのげない者に対し、次のとおり給与又は貸与するものとする。

(1) 供給対象者

- ア 災害により住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給品目の種類

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- エ 食器（茶碗、皿、箸等）
- オ 日用品（タオル、石鹸、ちり紙、歯ブラシ等）
- カ 光熱材料（マッチ、ろうそく等）

(3) 調達方法

町で備蓄している生活必需品のほか、あらかじめ町内の関係業者の協力を得て協議の上調達するものとし、必要量が確保できない場合は、大阪府に対して物資の調達あっせんを依頼する。

(4) 供給方法

物資の供給は、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目破損等を明らかにして、被災者間に不公平が生ずることのないよう適切に実施するものとする。

(5) 配給数量等の基準

物資配給の対象者、配給品目、配給のため支出できる経費の限度、期間等は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

(6) 住民等の協力

物資配給の実施にあたっては、ボランティア及びその他自主防災組織等の協力を得て実施できるよう協力体制を整備する。

3 大阪府

町から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 被災市町村毎の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達
- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整
- (6) 農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- (7) 不足する場合は、関西広域連合に要請
- (8) 応援物資等を、輸送基地で受け付けし、地域防災拠点等、市町村の集積地まで輸送

4 その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、町及び大阪府からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

(1) 農林水産省

応急用食料品の供給に係る要請及び調整並びに米穀の供給

(2) 近畿農政局（大阪府拠点）

応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡

(3) 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品等の備蓄物資の供給

(4) 経済産業省

被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整

(5) 近畿経済産業局

生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達

(6) 関西広域連合

救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保

第5節 住宅の応急確保

町及び大阪府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

大阪府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

ただし、大阪府から委任を受けた場合は、町が実施する。

第2 住居障害物の除去

大阪府は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

ただし、大阪府から委任を受けた場合は、町が実施する。

大阪府は、町に委任した場合、障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

第3 応急仮設住宅の建設

大阪府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、被災市町村と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

ただし、大阪府から委任を受けた場合は、町が実施する。

- 1 建設型応急住宅の管理は、大阪府と協力して行う。
- 2 大阪府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障がい者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。
- 5 応急仮設住宅の建設にかかる資機材及び業者の確保については、熊取町防災事業組合等に協力を要請する。
- 6 町の応急仮設住宅の建設予定地は次の箇所とする。

名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
中央公園	野田4丁目274番地の151	5,800
八幡池青少年広場	大宮2丁目484番地の1	5,500
つばさが丘2号公園	つばさが丘西2丁目1885番地の49	2,500
自由が丘2号公園	自由が丘2丁目274番地の310	2,100
大久保防災コミュニティ公園	大久保中3丁目582番地の10	1,900
長池オアシス公園	長池621番地の77	1,800
南山の手台運動公園	南山の手台1853番地の25	1,700

水荘園公園	大久保北2丁目207番地の3	1,500
熊取歴史公園	紺屋1丁目140番地の5	1,500
山の手台5号公園	山の手台2丁目1877番地の298	1,400

第4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

第5 応急仮設住宅の運営管理

町及び大阪府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、大阪府と町が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第6 公共住宅への一時入居

町及び大阪府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、大阪府・市町営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 大阪府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 町及び大阪府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第6節 応急教育

熊取町教育委員会は、文教施設の被災又は小中学校児童生徒及び保育園児の被災により、通常の教育ができない場合における応急教育などの実施は、次のとおりとする。

第1 教育施設の応急整備

町及び大阪府は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、熊取町教育委員会若しくは大阪府と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の町との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 熊取町

学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 熊取町教育委員会

児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

2 学校給食の応急措置

学校、町及び大阪府は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

第3 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

町及び大阪府は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

町は、町立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2 学用品の支給

町は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・**高校生徒**（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び**高等部生徒**を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童・生徒の健康管理

町、大阪府及び学校は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第4 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を熊取町教育委員会を經由して大阪府教育委員会に報告する。

熊取町教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府教育委員会と協議のうえ、その

所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第5 応急保育

1 保育児童の安全確保

町は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、休所、中途帰宅等適切な措置をとるものとする。

2 保育施設の応急整備

町は、被害を受けた保育所の保育実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替施設の確保に努める。

3 保育児童の健康保持

町は、被災地区の保育児童に対しては、保健所の指示援助により、健康診断、検便等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適当な指導を行うものとする。

4 応急保育の確保

町は、保育施設等の被害や児童の被災により通常保育が不可能な場合、隣接保育所との合同保育などを実施して応急保育を確保する。

第7節 自発的支援の受入れ

大阪府内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

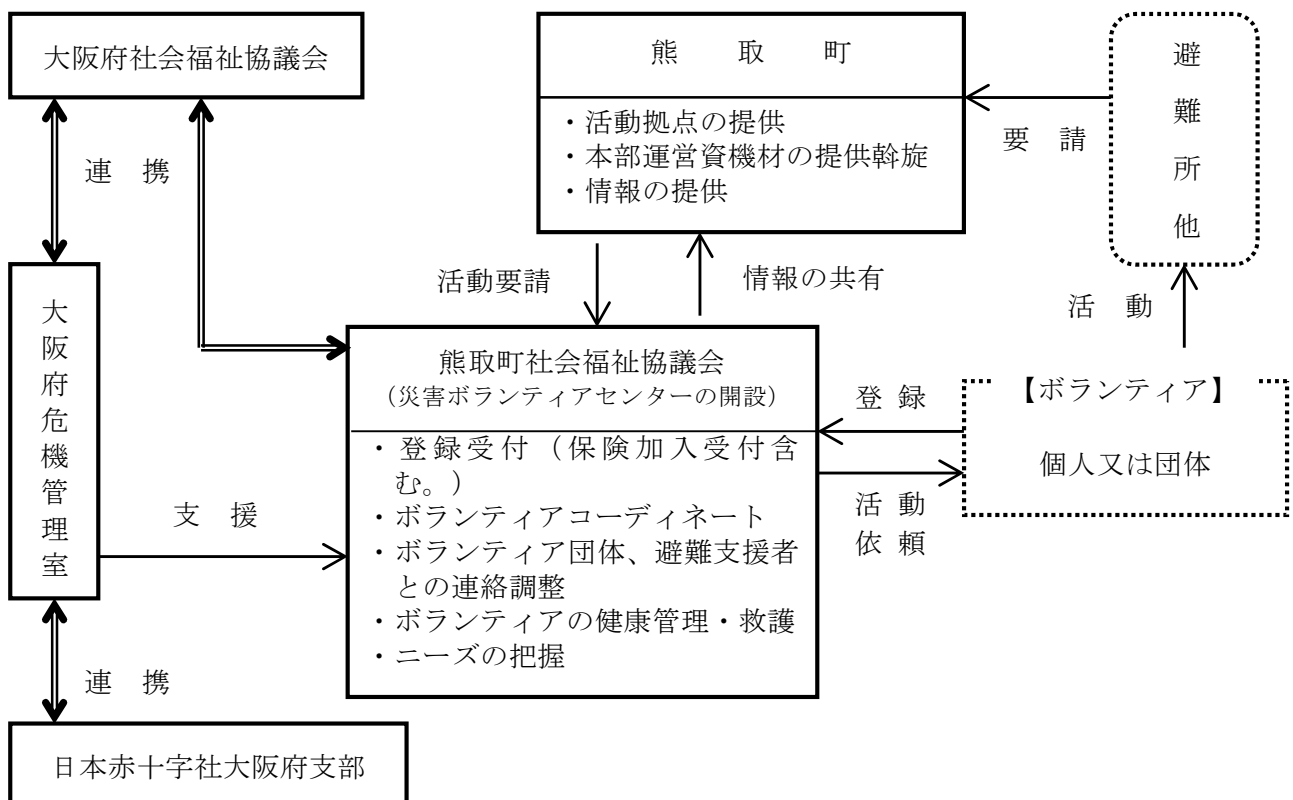
第1 ボランティアの受入れ

町、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、町社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等及びの活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、町及び大阪府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 災害ボランティアの要請、受入れ系統



(1) 受入れ窓口の開設

熊取町社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。

(2) 活動拠点の提供

熊取町社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に必要な場所として総合保健福祉センター等を提供する。

(3) 情報の提供

熊取町社会福祉協議会及び大阪府社会福祉協議会に対し、ボランティア活動に必要な活動場所、活動内容等、情報の提供を行う。

(4) ボランティアの活動項目

ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- ア 被災者に対する給食・給水支援
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者・障がい者など避難行動要支援者への援助
- エ その他被災者に対する支援活動

2 大阪府

災害の状況、町から収集した住民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク等のボランティア等のボランティア活動推進機関と「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

第2 義援金品の受付・配分

町に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

ア 町に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

(2) 配分

ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。

イ 町は、大阪府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

あらかじめ定めた計画に従い、義援物資の受付、保管、配分、輸送を行う。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

大阪府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、町と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

町及び大阪府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受入れ

町、大阪府をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講ずる。大阪府は、国のルート以外に、海外の自治体との地域レベルの協力体制について検討を行う。

1 国との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国、大阪府と十分な連絡調整を図りながら対応する。

2 支援の受入れ

(1) 町は、大阪府と連携し次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 町は、大阪府と連携し海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ア 案内者、通訳等の確保
- イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第8節 災害対策要員の確保

町は、災害対策の実施にあたり労働者が不足する場合に労働者の不足を補い、応急対策の円滑な推進を図るため、必要な労働者等人員を確保するものとする。

第1 災害対策要員の確保

災害対策を実施するために必要な労働者及び技術員の動員は、民間協力団体の協力動員により、町において行うものとするが、必要な労働力が確保できない場合、労働者については公共職業安定所に依頼し、又は大阪府商工労働部を通じ他府県の労務供給の協力を要請して確保する。

また、技術者については防災関係機関が自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で応援を要請する。

第2 労働者確保の種別

必要な労働者等の確保は概ね次の方法によるが、災害時の状況に応じ適当な方法を採用するものとする。

- (1) 災害対策実施機関の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
- (2) 民間協力団体等の協力動員
- (3) 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者の動員
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時等における従事命令による労働者等の動員

第3 公共職業安定所の労働供給

町単独では必要な労働者の供給を確保できない場合は、所轄の職業安定所に必要な労働者の供給を依頼し、可能な限りその確保に努める。

1 依頼時の連絡事項

- (1) 労働者数
- (2) 男女別内訳
- (3) 作業の内容
- (4) 作業実施期間
- (5) 賃金の額
- (6) 労働時間
- (7) 作業場所の所在
- (8) 残業の有無
- (9) 労働者の輸送方法
- (10) その他必要な事項

2 賃金の額

賃金の額は原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定めるものとする。

3 労働者の輸送

労働者の作業就労に際し、労働者の住所と作業現場との距離、作業能率その他を考慮し、車両等により労働者の輸送に努めるものとする。

4 供給の不足

労働者の供給に不足が生じる場合には、所轄の職業安定所を通じて隣接市の職業安定所からの供給を依頼し、その確保に努めるものとする。

第4 応援要請による技術者等の動員

指定行政機関等に必要な技術者等の応援を要請する場合には、次の事項を記載した文書で行うものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与、その他勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第5 労働者等の従事命令

緊急時必要のある場合、従事命令又は協力命令を発し、要員の確保に努めるが、その種類、執行者及び対象者は次のとおりとする。

対象事業	命令区分	根拠法令	執行者	対象者
災害応急対策作業	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	町長	当該町域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
		災害対策基本法 第65条第2項	警察官 海上保安官	
		災害対策基本法 第65条第3項	自衛官	
災害応急対策作業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法 第71条第1項	大阪府知事	
		災害対策基本法 第71条第2項	委託を受けた町長	
災害応急対策作業	従事命令	警察官職務執行法 第4条第1項	警察官	その場に居合せた者又はその物件の管理者
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防吏員 消防団員	火災現場付近にある者
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防機関の長	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
救助作業	従事命令 協力命令	災害救助法 第24条・第25条	大阪府知事	医療、土木建築工事、 輸送関係者又はその近隣の者

[災害応急対策]

第8章

社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

町及び大阪府は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第1 防疫活動

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、大阪府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 町の役割

- (1) 大阪府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - ウ 指定避難所の防疫指導
 - エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - オ 衛生教育及び広報活動
- (2) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、大阪府に協力を要請する。
- (4) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 被災者の健康維持活動

町及び大阪府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体・避難支援者の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 大阪府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、町に助言する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第3 保健衛生活動における連携体制

町は、大阪府と協力し、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第4 動物保護等の実施

町、大阪府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

町は大阪府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物由来感染症予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(1) 各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府との連絡調整を行う。

(2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに大阪府、泉佐野警察署等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

町は、大阪府と協力し、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第1 し尿処理

1 町の役割

(1) 初期対応

- ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。
- エ 処理施設への搬入ルート及び緊急交通路に指定されている道路上の廃棄物の除去を行い、収集・処理ルートを確認する。
- オ 処理施設及び委託業者の収集車両等の被害状況と復旧見込みを把握するとともに、復旧に時間を要する場合は、大阪府や他市町村、関係団体等に応援を要請する。

(2) 処理活動

- ア 速やかに、し尿の収集処理体制を確認する。
- イ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確認し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- ウ 必要に応じて、大阪府、隣接市町村、関係団体等に応援を要請する。

2 大阪府

- (1) 町からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、大阪府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。
- (2) 被災地域の市町村から災害し尿等の収集運搬について協力要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。

第2 ごみ処理

1 町の役割

(1) 初期対応

- ア 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。
- イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ 処理施設への搬入ルート及び緊急交通路に指定されている道路上の廃棄物の除去を行い、収集・処理ルートを確認する。
- エ 処理施設及び委託業者の収集車両等の被害状況と復旧見込みを把握するとともに、復旧に時間を要する場合は、大阪府、他市町村、関係団体等に応援を要請する。

(2) 処理活動

- ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ 必要に応じて、一時保管場所を設置する。
- ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確認し、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- オ 処理施設の能力が不足、または、収集車及び収集作業員が不足する場合は、必要に応じて、大阪府や他市町村、関係団体等に応援を要請する。

2 大阪府

- (1) 町からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、大阪府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

第3 災害廃棄物等処理

1 町の役割

(1) 初期対応

- ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート及び緊急交通路に指定されている道路上の廃棄物の除去を行い収集・処分ルートを確認する。
- ウ 災害廃棄物等の発生量と全体の作業量、処理体制の整備状況等を勘案し、必要に応じて、大阪府や他市町村、関係団体等に応援を要請する。

(2) 処理活動

- ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- イ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- オ 可燃性の災害廃棄物等については、家庭ごみの処理に支障を来さない範囲で、環境センターにおいて中間処理を行い、その他の災害廃棄物等については、別に締結する協定書に基づき処理を依頼するとともに、必要に応じて臨時の中間処理（破砕・焼却）設備の設置について検討する。
- カ 再生利用及び焼却処分が不可能な災害廃棄物等については、大阪湾フェニックス等の最終処分場へ搬送を行うまたは、関係団体等に応援を要請する。
- キ 必要に応じて、大阪府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

2 大阪府

- (1) 町からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分場までの処理ルートの確保を応援する。

- (2) 町の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。

全体処理計画に基づき、大阪府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

- (3) 町が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市町村等から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会に対して協力を要請する。

- (4) 大阪府域で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確認するため、関西広域連合、他の府県や国に対し応援を要請する。

- (5) 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、大阪府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。

- (6) 必要に応じて、近畿地方整備局と港湾内における災害廃棄物の仮置場の確保について調整する。

第3節 遺体対策

町、泉佐野警察署は、遺体対策について、必要な措置をとる。

第1 泉佐野警察署

- 1 災害発生地域等における遺体の早期収容に努め、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
- 2 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、町をはじめ関係機関に連絡を行い、速やかな身元確認に努める。

第2 熊取町

- 1 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- 2 身元不明の遺体については、大阪府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- 3 遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、町が代わってこれを実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
 - (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。
 - (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - (4) 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
- 4 遺体安置所の設定
 - (1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
 - (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
 - (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
 - (4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
 - (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
 - (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
 - (7) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。
 - (8) 自ら遺体対策の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。
- 5 災害時応援協定による措置
被災者等の生活の早期安全を図るため、災害時における葬儀業務等の応援協定に基づき、株式会社 金田佛心社に対して必要な措置を要請する。

第3 大阪府

- 1 大阪府警察より検案要請があった場合、監察医事務所において検案を行う。
- 2 町からの要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村との調整、他府県への応援要請を行う。

第4節 社会秩序の維持

町、大阪府をはじめ防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

町及び大阪府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

泉佐野警察署は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、大阪府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 暴力団排除活動の徹底

泉佐野警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

町、大阪府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

町及び大阪府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

2 生活必需品等の確保

町及び大阪府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、大阪府民は、これに応ずるよう努める。

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総則

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

大阪府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

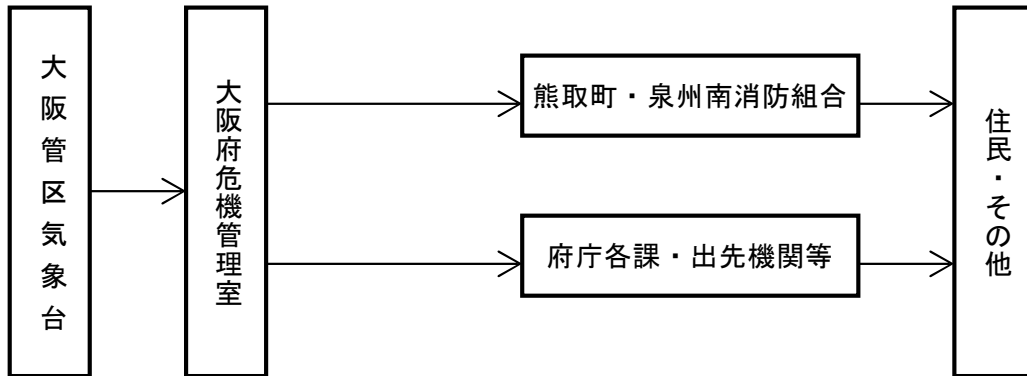
- 1 大阪府は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策編で対処する。

第2章 東海地震注意情報発表時の措置

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

防災関係機関は、職員の待機、非常配備等、対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報等の準備を行う。消防機関においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、泉州南消防組合に地震警戒警防本部を設置する。

第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

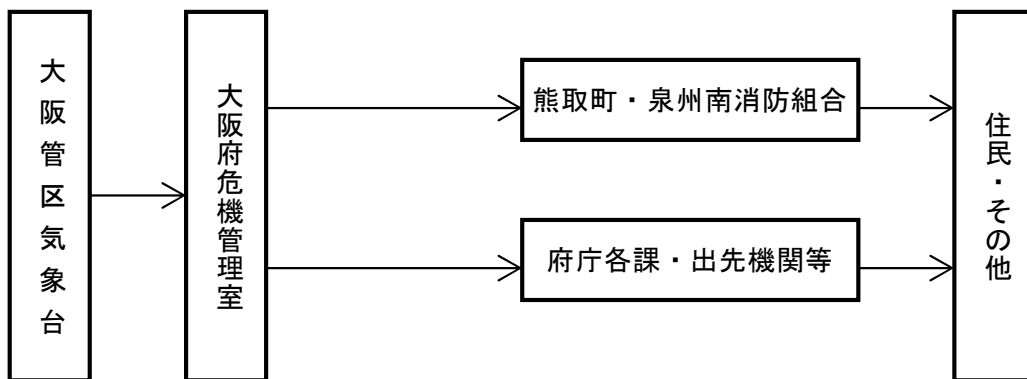
防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

第1 東海地震予知情報等の伝達

町は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民等に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

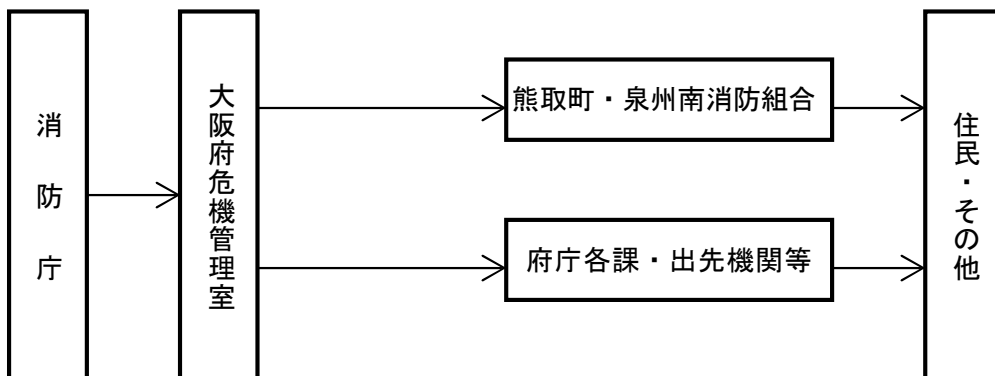


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 町は、震度予想や地域の実情に応じて、大阪府に準じた組織体制をとる。
- (2) 町及び大阪府は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

町及び消防団は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

泉佐野警察署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 船舶に対する情報伝達と緊急避難準備の指導
- (3) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもと、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 危険箇所対策

- (1) 町及び大阪府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民について、町長は、大阪府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した指定避難所に事前避難させる。

7 社会秩序の維持

(1) 警備活動

泉佐野警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

町、大阪府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

8 多数の者を受け入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を受け入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民等に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力 等

2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 防災行政無線、広報車等を活用し、自主防災組織等とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

付編 2 : 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総 則

第 1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第 2 推進地域

南海トラフ特措法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された大阪府の推進地域は、町含む府下の 42 市町村である。（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号）

第 3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町に係る地震防災に関し、町をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則 第 3 節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2 防災対応について

町、大阪府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

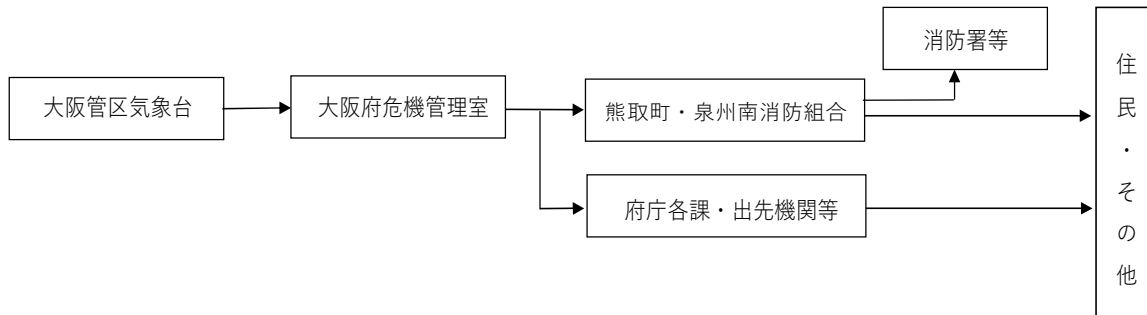
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

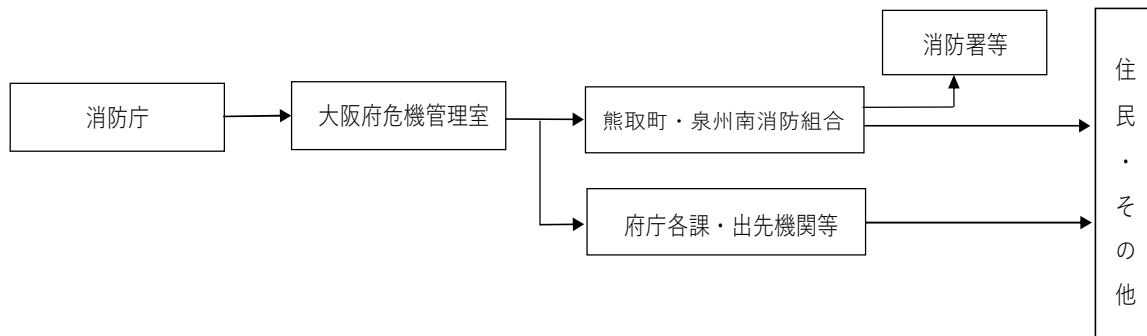
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容

(2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第3章 地震発生時の応急対策等

第1 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「災害応急対策 第1章 活動体制の確立」によるものとする。

第2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「災害応急対策 第1章 活動体制の確立～第8章 社会環境の確保」によるものとする。

第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「災害予防対策 第2章 地域防災力の向上」「災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動」によるものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「新・大阪府地震防災アクションプラン」によるものとする。（「災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第2節 地震災害予防対策の推進」参照）

[事故等災害応急対策]

この編は、第1節から第7節までの事故等災害に限定した災害応急対策を定める。なお、記載事項以外の対応やその他の都市圏特有の事故についても、防災関係機関は、災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、相互に連携し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救急・救助、医療救護活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。

第1節 鉄道災害応急対策

鉄軌道事業者及び大阪府、町、その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

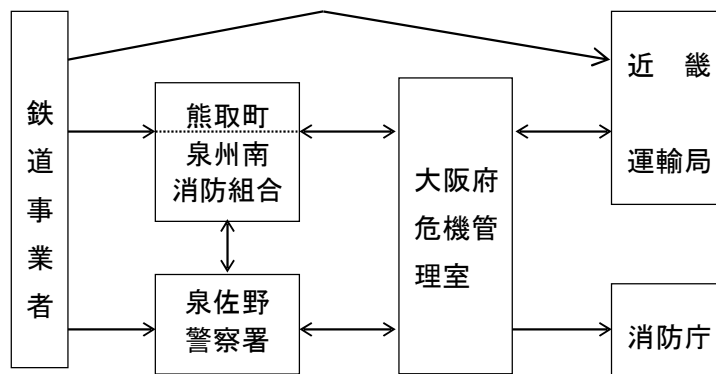
なお、大阪府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 情報収集伝達体制

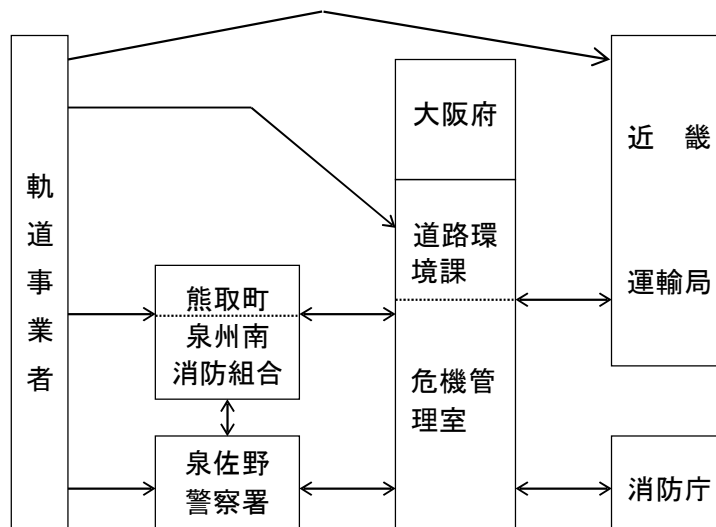
大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路

(1) 鉄道事業者



(2) 軌道事業者



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

3 連絡体制

- (1) 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番及び110番通報等によって泉州南消防組合及び泉佐野警察署へ鉄道災害の発生を連絡する。

- (2) 関係機関への連絡

町域において、列車の衝突等の大規模事故の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに大阪府に報告し、泉佐野警察署及び関係機関に同時に連絡する。

4 組織体制

災害の状況に応じ、災害対策本部を設置するとともに、大阪府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

5 活動内容

災害の態様に応じ、地震、風水害等応急対策を準用し、避難誘導、災害広報、消火、救助、医療活動等被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を実施し、住民の身体・生命の安全確保に努める。

また、大阪府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

6 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、近隣市町と協力体制をとる。

第2 鉄軌道事業者の災害応急対策

鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

第2節 道路災害応急対策

町は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は、重大な交通事故による災害が発生した場合には、関係機関と相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 連絡体制

1 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番及び110番通報等によって泉州南消防組合及び泉佐野警察署へ道路災害の発生を連絡する。

2 関係機関への連絡

町域において、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は、重大な交通事故の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに大阪府に報告し、泉佐野警察署及び関係機関に同時に連絡する。

第2 組織体制

災害の状況に応じ、災害対策本部を設置するとともに、大阪府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

第3 活動内容

災害の態様に応じ、地震、風水害等応急対策を準用し、避難誘導、災害広報、消火、救助、医療活動等被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を実施し、住民の身体・生命の安全確保に努める。

また、大阪府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

第4 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、近隣市町と協力体制をとる。

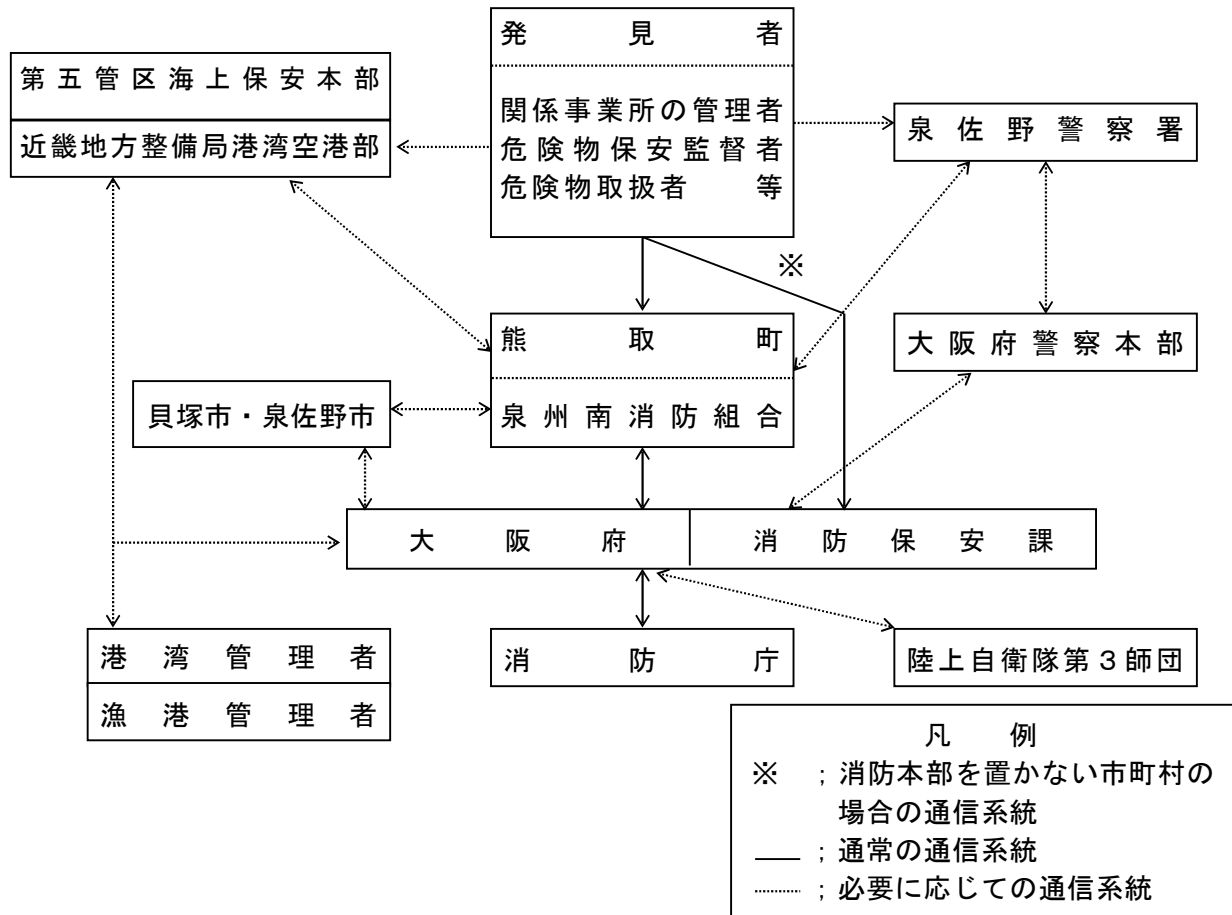
第3節 危険物等災害応急対策

町及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

第1 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 活動内容

- (1) 町及び泉州南消防組合は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 町及び泉州南消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

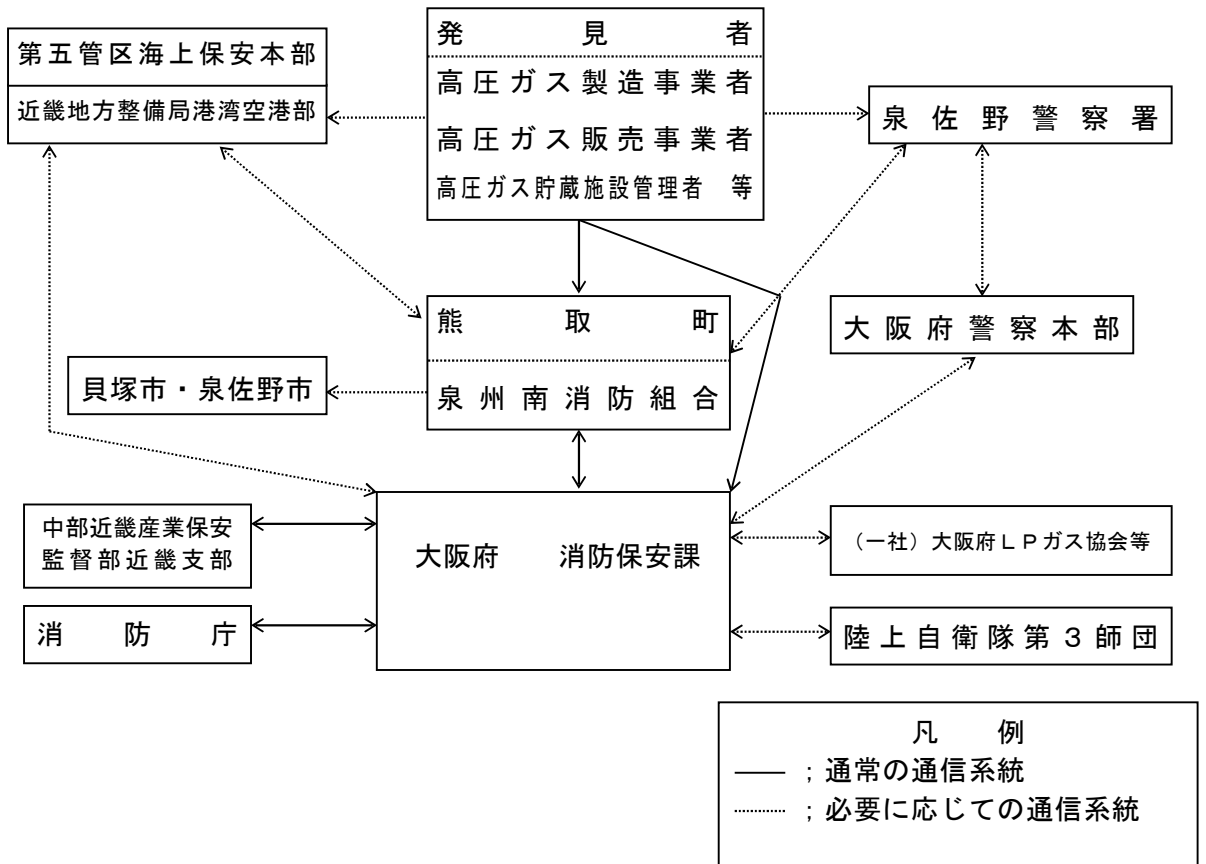
3 事業者

- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、町にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第2 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 活動内容

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

町は、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

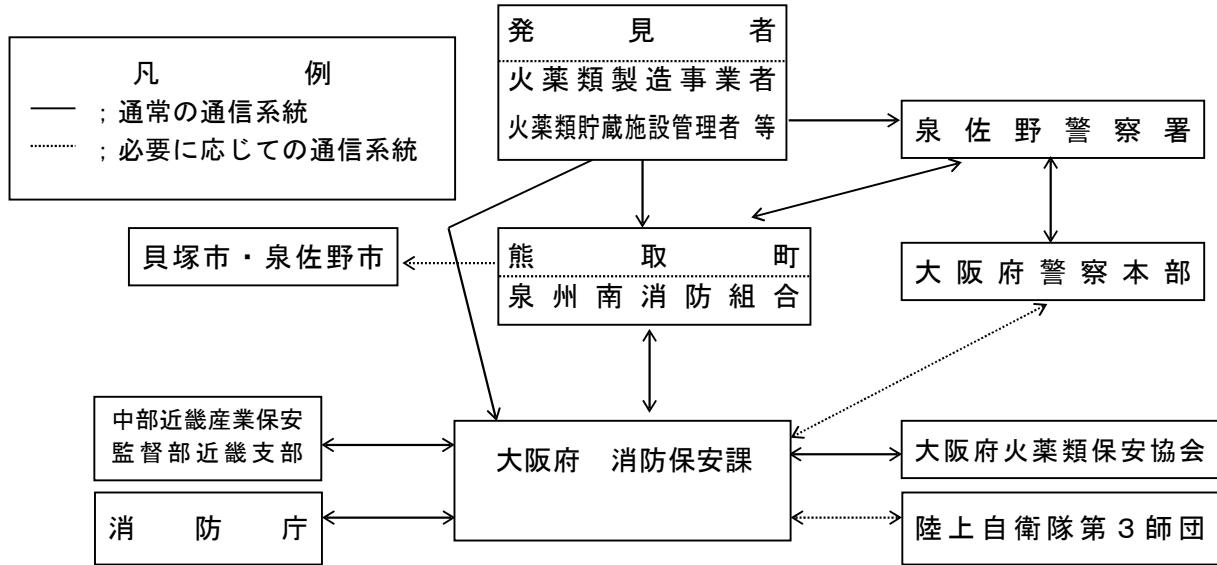
3 事業者

高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行い、大阪府及び町にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

第3 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 活動内容

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、火薬類取締法の権限を移譲されている町は、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

3 事業者

- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、町及び大阪府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずる。

第4 毒物劇物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

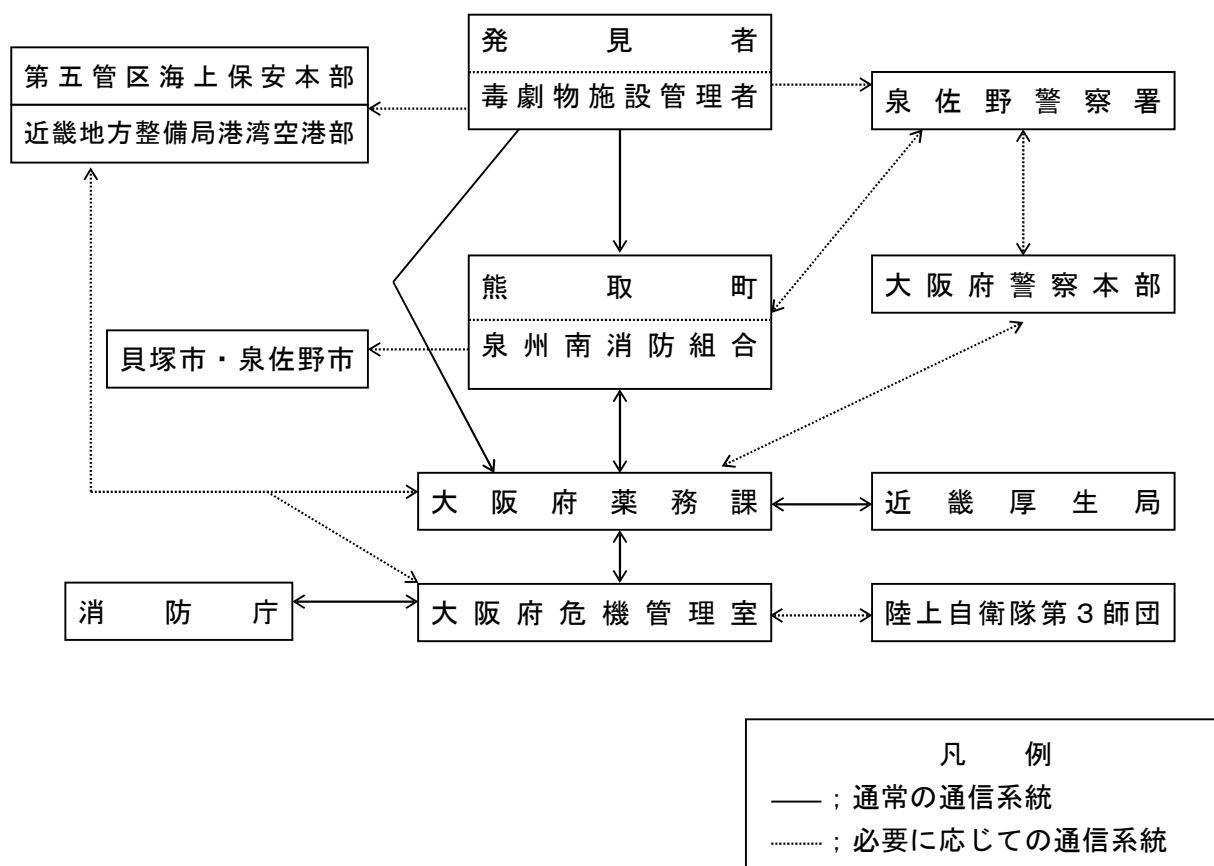
2 活動内容

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、町及び大阪府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

〔別図〕



第5 管理化学物質災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

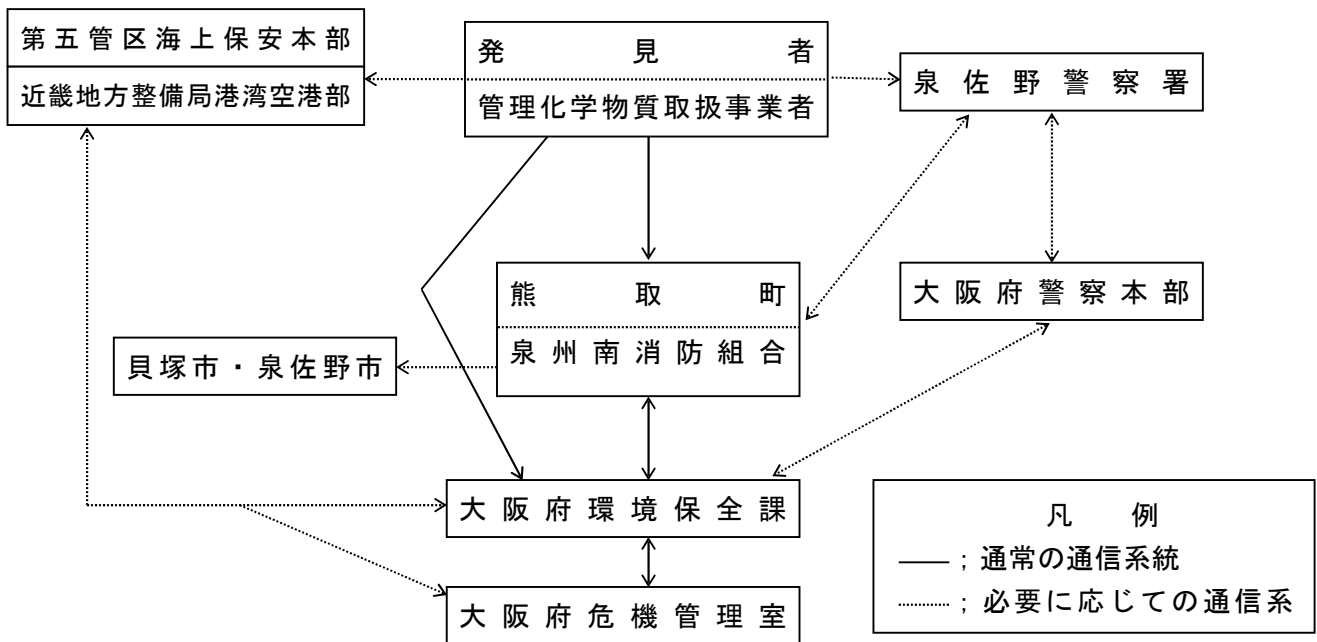
2 活動内容

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、生活環境保全条例の権限を移譲されている町は、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

3 事業者

- (1) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、大阪府及び町にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。

〔別図〕



第4節 高層建築物、市街地災害応急対策

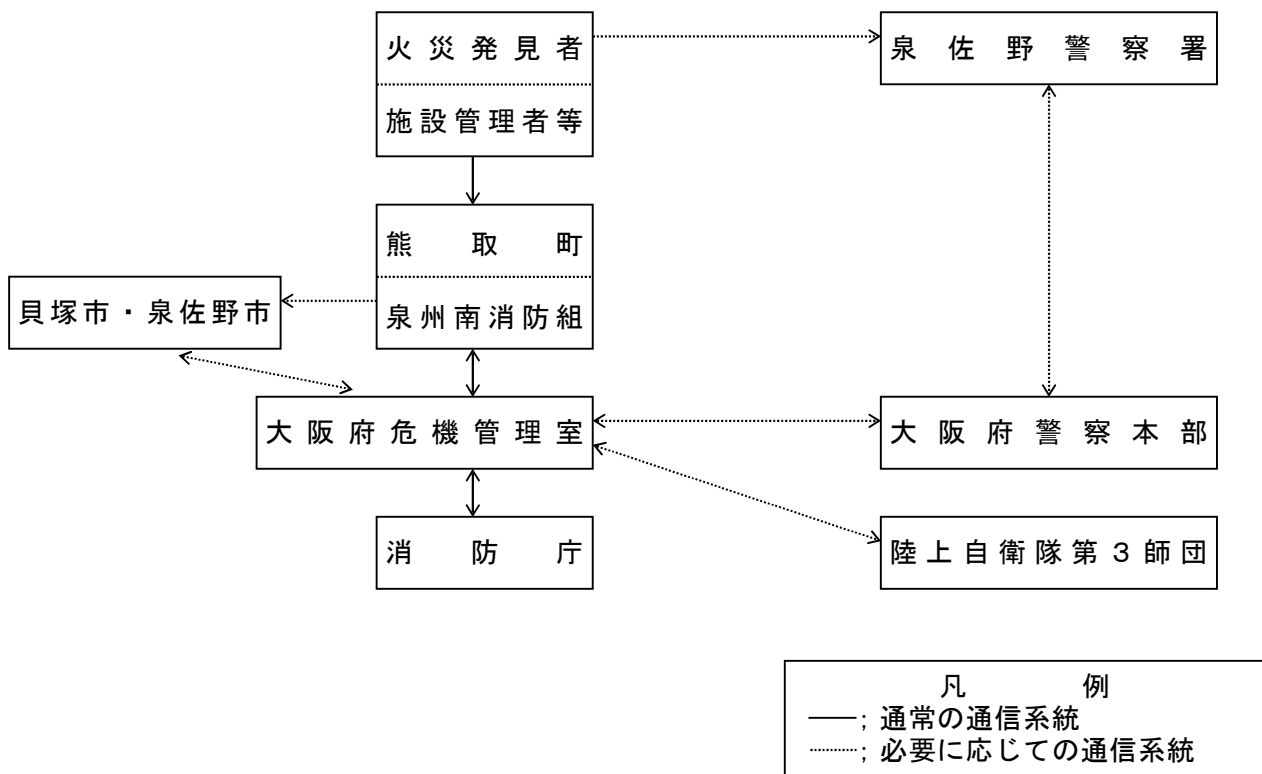
高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

なお、大阪府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



第2 火災の警戒

1 火災警報

町長は、大阪府知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

2 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、泉州南消防組合の条例で定める火の使用の制限に従う。

3 住民への周知

町は、防災行政無線、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第3 応急対策

町は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。
なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
範囲は、地下街にあっては、原則として、当該地下街全体及びガス漏れ場所から半径100m以上の地上部分に設定する。
- (4) 避難誘導
避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、大阪府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。
- (5) 救助・救急
負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。
- (6) ガスの供給遮断
ア ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社（都市ガスの場合）、または、一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。
イ 大阪ガスネットワーク株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社一等に連絡する。

2 火災等

消防機関は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 広域応援体制

- (1) 町は、市街地における火災が延焼・拡大し、町単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、大阪府、大阪府警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。
- (2) 大阪府は、町から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

第4 高層建築物の管理者等

- 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第5節 林野火災応急対策

町及び防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

第1 活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

1 組織体制

- (1) 現地指揮本部の設置
- (2) 現地対策本部の設置
- (3) 林野火災対策本部等の設置
- (4) 災害対策本部の設置

2 活動内容

町及び消防機関は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- (1) 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、大阪府警察等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- (2) 隣接市町村等に応援要請を行った場合、発災地の市町村に現地対策本部を設置する。
- (3) 火災の規模等が通報基準に達したとき、大阪府に即報を行う。
- (4) 火災が拡大し、町単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。
- (5) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (6) 警戒区域、交通規制区域の指定
- (7) 空中消火の要請又は大阪府知事への依頼
- (8) 消防庁又は大阪府知事に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する災害派遣要請についての検討
- (9) 応援部隊の受入れ準備

第2 火災通報等

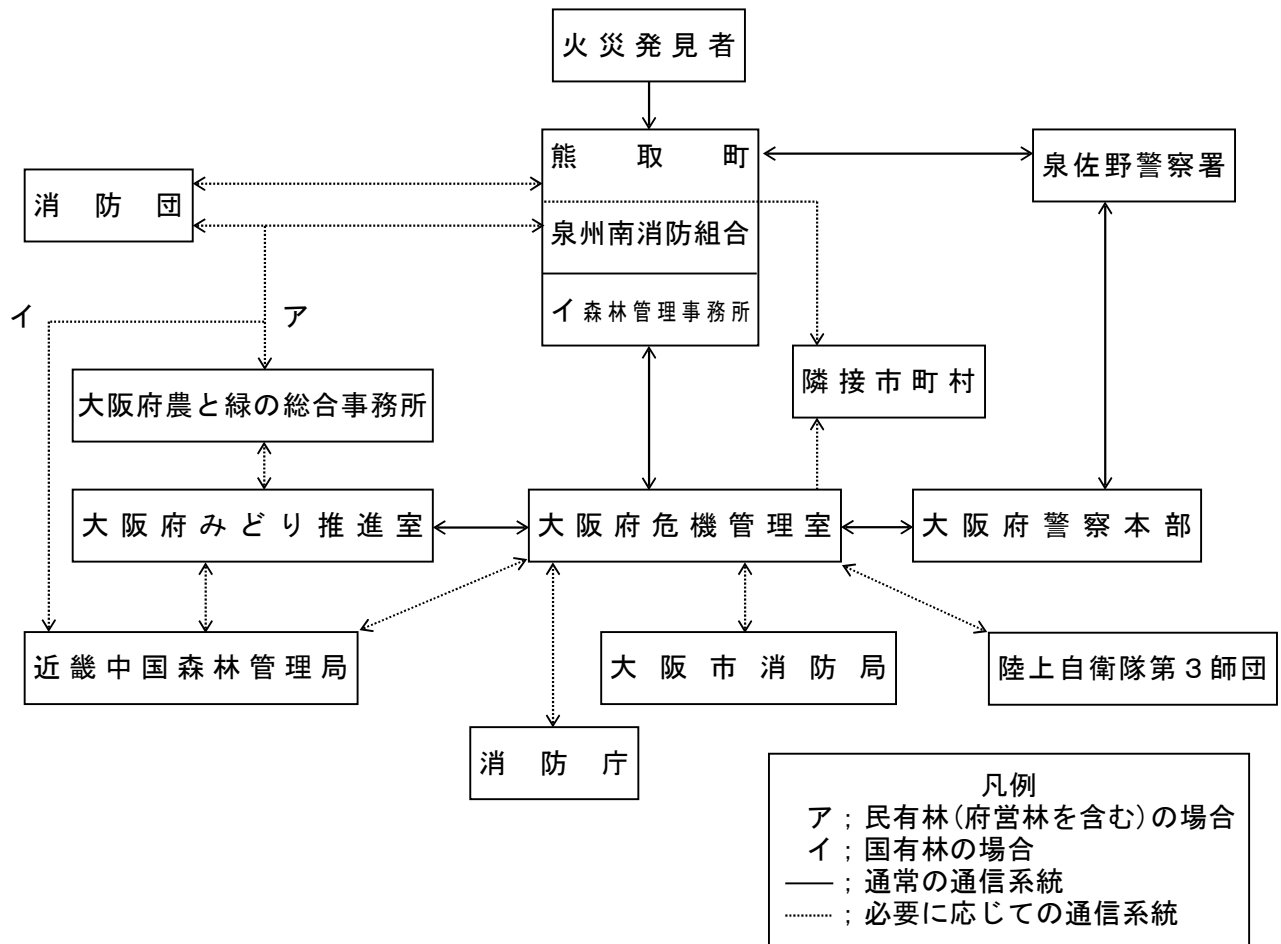
1 通報基準

町は、林野における火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、大阪府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- (1) 焼損面積5ha以上と推定される場合
- (2) 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- (3) 空中消火を要請する場合
- (4) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

2 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第3 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、大阪府知事に通報する。大阪府知事は町長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く。）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/s以上となる見込みのときただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

2 火災警報

町長は、大阪府知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、泉州南消防組合の条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

町は、防災行政無線、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第6節 その他災害応急対策

熊取町地域防災計画においては、地震、風水害に加え、原子力災害、林野火災、高層建築物・市街地災害、危険物等災害、大規模交通災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも大規模な食中毒、自然災害、遭難など不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、災害の態様に応じ、「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」を準用し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・医療活動、被害の拡大防止対策、広域要請等の応急対策を講ずるものとする。

[災害復旧・復興対策]

第 1 章

災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進

町をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の大阪府民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 被害の調査

町は、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、大阪府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

町は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は大阪府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

町は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

町は、町域で激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する著しい災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査・把握し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行えるよう、大阪府に対して激甚災害の指定を得るための措置を要請する。

第4 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

第5 特定大規模災害

町は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された被害）を受け、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、大阪府に対し、町に代わって工事を行うことを要請する。

第2節 被災者の生活再建などの支援

町は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

府及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害見舞金等支給条例の定めるところにより支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ア 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害
- イ 大阪府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- ウ 大阪府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

- ア 死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合
- イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

町及び熊取町社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

町は、自然災害により大阪府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

熊取町社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、大阪府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 罹災証明書の交付等

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査にあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約

した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

- 1 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 2 大阪府は、「地方税法」及び「大阪府税条例」に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
 - (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長
 - (2) 府税の還付又は減免
 - (3) 徴収猶予
 - (4) 滞納処分の執行停止、換価猶予
- 3 大阪府は、条例に基づき、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。
- 4 町は、地方税法及び条例に基づき、町税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 5 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

第5 住宅の確保等

町は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 相談窓口の設置

町は、住宅に関する相談窓口を設置し、町民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕等、建設業者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

2 住宅復興計画の策定

町は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

町は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空家活用
既存の空家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。
- (2) 災害公営住宅の供給
災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。
- (3) 特定優良賃貸住宅等の空家活用
自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

4 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

町は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、大阪府を通じて国に法の適用申請を行う。

第6 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

町域において、被災者生活再建支援金の支給に該当する自然災害が発生した場合、町は大阪府に対して「被災者生活再建支援法」の適用要請を依頼する。

町は、被災者生活再生支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び大阪府への送付に関する業務の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 - ・上記(3)ア～ウの世帯 100万円
 - ・上記(3)エの世帯 50万円
 - ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。
- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
 - ・住宅を建設又は購入した場合
 - 上記(3)ア～エの世帯 200万円
 - 上記(3)オの世帯 100万円
 - ・住宅を補修した場合
 - 上記(3)ア～エの世帯 100万円

上記(3)オの世帯 50万円

- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）

上記(3)ア～エの世帯 50万円

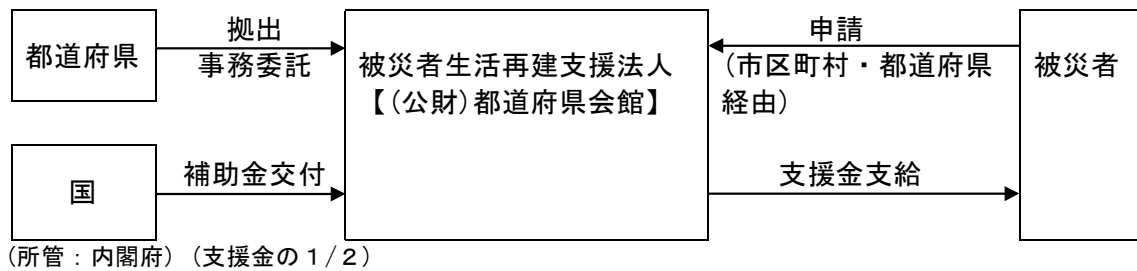
上記(3)オの世帯 25万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。(中規模半壊世帯は1/2)

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



第3節 中小企業の復旧支援

災害によって被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・大阪府によって講じられることになるが、町は、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・大阪府に要請するとともに、関係部局、関係機関、団体等の協力を得て、必要なPR活動を行う。

なお、町及び大阪府は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第1 再建資金の需要の把握

町は、大阪府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。

第2 中小企業者に対する金融制度の周知

町は、商工会やその他関係団体を通じて、国・大阪府が行う金融上の特別措置、日本政策金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害復旧資金緊急融資及び経営安定資金貸付、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

第3 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 大阪府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4節 農林業関係者の復旧支援

町は、災害によって被害を受けた農林業者又は組合等に対し復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、国・大阪府が行う災害復旧に関する融資制度についてPRするとともに、大阪泉州農業協同組合等の協力を得て、被災した農林業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

第1 資金の融資措置

町は、大阪泉州農業協同組合等の協力を得て、被災した農林業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

第2 融資制度の周知

町は、農林業関係団体を通じて、国・大阪府が行う災害によって被害を受けた農林業者又は組合等に対する融資制度について周知する。

第3 資金の融資

融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 天災融資資金（天災融資法）

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。大阪府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

第1 水道（熊取町、大阪広域水道企業団）

1 復旧計画

- (1) 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第2 下水道（熊取町、大阪府）

1 復旧計画

- (1) 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第3 電力（関西電力送配電株式会社）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- (3) 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努める。

2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社））

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

2 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

第6 共同溝・電線共同溝（熊取町、大阪府、近畿地方整備局）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

1 復旧計画

- (1) 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- (2) 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- (3) 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

2 広報

災害時においては、大阪府や関係機関等への情報提供に努める。

第8 鉄道（鉄道事業者）

1 復旧計画

- (1) 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- (2) 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

2 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

第9 道路（熊取町、大阪府、近畿地方整備局）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

(4) 大阪府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

[災害復旧・復興対策]

第2章

災害復興対策

第1節 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、町、大阪府は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、町及び大阪府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向等、中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2節 熊取町における復興に向けた取組み

第1 町は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

第2 町は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び大阪府の復興方針に即して、大阪府と共同して定めることができる。

また、町は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

第3 町は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標等、復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- 1 復興計画の区域
- 2 復興計画の目標
- 3 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- 4 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- 5 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 6 復興計画の期間
- 7 その他復興事業の実施に関し必要な事項

〔原子力災害対策編〕

第 1 章

総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいい、これに付随して行われる運搬を含む。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、町、大阪府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

併せて、福井県内に立地する原子力施設の事故等による広域避難の受入れを円滑に行うために必要な事項を定める。

第2節 計画の性格

本編は、原子力災害の特殊性に鑑み、熊取町地域防災計画の特別編として構成するものであり、自然災害を中心とする地域防災計画の他の編では定めていない原子力災害特有の事項を中心に定める。本編に定めのない事項については、熊取町地域防災計画によるものとする。

計画を修正するにあたっては、大阪府地域防災計画（原子力対策編）を基本とするものとし、大阪府の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。なお、大阪府は、町の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は大阪府の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

第1 町域の原子力事業所の名称、所在地等

名称	所在地	施設概要	原災法上の位置付け
京都大学 複合原子力科学研究所	熊取町朝代西 2丁目1010番地	・試験研究炉 K U R (熱出力5,000kW) ・試験研究炉 K U C A (熱出力100W)	原災法第2条第3号ロ及びト (原子炉設置承認及び核燃料物質使用承認を受けた者)
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	熊取町朝代西 1丁目950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)

第2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）については、原子力災害対策指針において、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して設定することが基本とされており、原子力施設の種類に応じ、予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）及び緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）が定められている。

当該指針を踏まえると、京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、施設からおおむね半径500mで全域がU P Zとなる。

原子力災害対策重点区域は、上記の数値を目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要とされており、大阪府において、原子力災害対策重点区域は次頁のとおりとする。

【原子力災害対策重点区域（すべてUPZ）】

<p>【図-A】 京都大学複合原子力科学研究所から おおむね半径 500m</p>	<p>大久保南3丁目、朝代東1丁目、朝代東2丁目 朝代西2丁目、朝代西3丁目、美熊台1丁目の各々の一部</p>
<p>【図-B】 原子燃料工業株式会社熊取事業所から おおむね半径 500m</p>	<p>大久保南1丁目、大久保南3丁目、大久保南4丁目 大久保東2丁目、五門西4丁目、五門東4丁目、東和苑 美熊台1丁目、朝代西1丁目、朝代西2丁目 朝代東1丁目、朝代東2丁目の各々の一部</p>



〔図-A〕 京都大学複合原子力科学研究所からおおむね半径500mの範囲

〔図-B〕 原子燃料工業株式会社熊取事業所からおおむね半径500mの範囲

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

第1 原子力事業者における災害（事故）の想定

町に立地する原子力事業所では、そこで取り扱われる放射性物質の種類、量、使用方法や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）」による国の安全審査で想定される事故がそれぞれ異なる。

本編の基礎となる災害（事故）は、原子炉等規制法による国の安全審査において採用される最大規模の事故（以下「仮想事故等」という。）を基本とし、各原子力事業所で想定される仮想事故等による放射性物質及び放射線の放出形態とその対策の概要を原子力災害対策指針に沿って整理する。

1 京都大学複合原子力科学研究所

京都大学試験研究炉（KUR）では、高出力運転時の冷却機能喪失等による放射性物質の放出が想定される。この場合、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノンの希ガス及び揮発性の高いヨウ素が主であり、これらが排気筒又は建屋から環境へ放出されることとなる。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性がある。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動し、距離が長くなるにしたがい、拡散により濃度は低くなることが想定される。

一方、試験研究炉（KUCA）は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

なお、京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質等の使用施設や保管施設では、全て形状制限管理されているので、臨界事故は想定しがたい。

2 原子燃料工業株式会社熊取事業所

(1) 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料加工施設である原子燃料工業株式会社熊取事業所では、火災、爆発、漏えい等によって施設からウラン等がエアロゾルとして放出される場合等が考えられる。これらの放出された放射性物質は、プルームとなって放出、拡散される。火災等により、フィルターを通さずに放出された場合、量的には多いとみられる粗い粒子状のものは、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。また、フィルターを通して放出される場合には、気体状の物質とほぼ同様の状態になると考えられる。

(2) 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生し、周囲に放出される。この場合、施設の遮へいが十分な箇所で発生した場合は、放射線の影響は無視できるが、遮へいが十分でない場合は、施設から直接放出される中性子線及びガンマ線に対する防護が必要となる。

ただし、施設から直接放出される放射線は、施設内外の遮へい条件によるが、施設からの距離のほぼ2乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

また、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出は、希ガス及びヨウ素を考慮すればよいが、その潜在的な総量は原子炉施設に比べて極めて少ない。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所の製造過程は、取り扱い易い固体の二酸化ウラン粉末から、小指先大の円柱状のペレットに加工し、最終製品として燃料集合体を製造するという機械的加工を行っており、原料に用いるウランは低濃縮ウラン（ U^{235} が5%以下）であり、臨界事故は想定しがたい。

第2 その他の放射性同位元素取扱事業所における災害

町域には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第3条の使用許可を受けた者（以下「放射性同位元素取扱事業者」という。）もあるが、いずれも核燃料物質を取り扱う施設ではない。

これらの事業所において、臨界事故や事業所外に影響を及ぼすような放射線事故は基本的に考えられないが、防災対策の観点から、原子力事業所に準ずる対策を講じるよう努める。

放射性同位元素取扱事業者は、関係諸法令等を遵守するとともに、原子力事業所に準じて必要な対策を講じるよう努める。

第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

UPZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確率的影響のリスクを低減するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が緊急事態区分のどれに該当するか判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施する。

1 緊急事態区分

事故の初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出前から必要に応じた防護措置を講じる必要がある。本計画においては、原子力災害対策指針及び原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）を踏まえ、以下のとおり緊急事態の区分を設定し、施設の状況等に応じて緊急事態区分に該当する防護措置を実施する。

<緊急事態区分>

- ・情報収集事態
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

UPZにおいては、全面緊急事態になった際には予防的な防護措置として、原則、屋内退避を実施する。

2 緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）を設定する。各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力災害対策指針に定められたEALの枠組みに基づき、原子力事業者が行う。

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

UPZ及びUPZ外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時における環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、避難、一時移転及び飲食物の摂取制限等、必要な防護措置を実施する。

〔注 記〕

本編における用語について

- 住 民・・・・・・・・町域に住所を有する者、他市町村から町域に通学・通勤する者及び災害時に町域に滞在する者等を含める。
- 要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
- 市町村・・・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（泉州南消防組合、消防団）を含める。
- 関係市町・・・・・・・・原子力災害事前対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第7条第2項後段でいう関係周辺市をいう。
緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策においては、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する（した）市町をいう。
- 関西広域連合・・・・・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関・・・・・・・・国、大阪府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、大阪府域は陸上自衛隊第3師団の警備地区内となっている。
- 原子力事業者等・・・・・・・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。
- P A Z・・・・・・・・Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）
急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。原子力災害対策指針では、大阪府内に立地する試験研究炉、核燃料加工施設には設定されていない。
- U P Z・・・・・・・・Urgent Protective Action Planning Zone（緊急防護措置を準備する区域）
確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域のこと。
- 周辺監視区域・・・・・・・・原子力施設の周囲を柵等により区画して立ち入りを制限し、その外側にいる人が受ける放射線の量が法令で規制している値を超えることがないようにした場所のこと。周辺監視区域内では、人の居住の禁止、立ち入りの制限などの措置を講じなければならない。
- 緊急事態区分・・・・・・・・原子力施設や外的事象の発生等の状況に応じて設定された緊急事態の区分のこと。本編では、「情報収集事態」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の4つに区分している。
- 情報収集事態・・・・・・・・地震による原子力施設への影響や放射線量の状況等を情報収集する段階のこと。
- 警戒事態・・・・・・・・その時点では**住民等**への放射線による影響やそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備等を開始する必要がある段階のこと。
- 施設敷地緊急事態・・・・・・・・原子力施設において**住民等**に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた屋内退避等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。
- 全面緊急事態・・・・・・・・原子力施設において**住民等**に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。
- E A L・・・・・・・・Emergency Action Level（緊急時活動レベル）

原子力事業者が原子力施設の状態等に応じて緊急事態区分のどの段階にあるかを判断するための基準のこと。

O I L Operational Intervention Level (運用上の介入レベル)

緊急時モニタリングにより計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準のこと。

オフサイトセンター 緊急事態応急対策等拠点施設のこと。緊急事態時に、国、大阪府、関係市町や原子力事業者などの関係機関の要員が参集し、原子力災害対策を実施する拠点となる施設。

屋内退避 住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置のこと。

避難 空間線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施するもの。

一時移転 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

E R C Emergency Response Center (緊急時対応センター)

原子力施設で災害が発生した場合に、原子力規制庁に設置される政府の対策拠点となる機関。全面緊急事態の発生時には、国の原子力災害対策本部の事務局が設置される。

外部被ばく 体外にある放射線源から放射線を受けること。

内部被ばく 放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。

避難退域時検査 避難時に受ける放射能汚染検査で、身体及び所持品等に付着した放射性物質による汚染を放射線測定器で確認すること。スクリーニング。

簡易除染 身体及び所持品等に付着した放射性物質による汚染を拭き取りやシャワー等により除染すること。

〔原子力災害対策編〕

第 2 章

原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原災法又は関係法律に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。

第1 安全確保の責務

- 1 原子力事業者は、自己の原子力施設の使用、運転、管理等にあたって、関係諸法令を遵守し、安全管理に万全の措置を講ずる。
- 2 原子力事業者は、自己の原子力事業所周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、自己の原子力事業所に起因する周辺環境放射線監視及び放射線防護等、原子力事業所周辺等の安全確保に万全の措置を講ずる。
- 3 原子力事業者は、事業所内の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防用設備等の整備を図る等、救出救助及び消火体制の充実に努める。

第2 原子力事業者防災業務計画の作成等及び防災要員の現況等の届出

- 1 原子力事業者は、原災法第7条の規定により、当該原子力事業所における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を原子力事業所ごとに作成し、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- 2 原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとする場合は、作成又は修正しようとする日の60日前までに大阪府及び町に協議する。
- 3 町は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始する。
- 4 原子力事業者は、原災法第8条第4項、第9条第5項及び第6項、第11条第3項及び第4項の規定に基づき、その原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について町、大阪府他関係機関に届け出る。

〔届出内容〕

- ・原子力防災要員現況届出書
- ・原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- ・放射線測定設備現況届出書
- ・原子力防災資機材現況届出書

第3 施設の災害事前対策

- 1 原子力事業者は、施設の耐震・不燃化対策を推進し、安全を確保する。
- 2 原子力事業者は、放射線による被ばくの予防対策を推進する。
- 3 原子力事業者は、自己の原子力事業所の環境放射線の測定を行い、常に放射線レベルを把握するとともに、その結果を公表する。
- 4 原子力事業者は、原子力防災組織及び原子力防災要員の充実改善を図る。

第4 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

原子力事業者は、自己の原子力事業所内に放射線測定設備を整備する。
また、放射線障害防護用器具、非常用通信機器、放射線計測器等の原子力防災資機材を整備する。

第5 救急救助用資機材の整備

原子力事業者は、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の応急措置及び除染の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図る等、救出救助体制の整備に努める。

また、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の緊急被ばく医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく傷病者等の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。

第6 緊急時活動レベル（EAL）の設定

原子力事業者は、原子力災害対策指針に定められたEALの枠組みに基づき、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定を検討し、その結果を原子力事業者防災業務計画に反映して原子力規制委員会に届け出る。

第3節 町の災害事前対策

第1 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

町は、地域防災計画（原子力防災対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、災害時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第2 立入検査と報告の徴収

町は、原子炉施設及び住民の安全確保に関する協定書第7条及び原子力関係施設及びその周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書第8条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われていることを確認する。

第3 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態が発生したときは、町長は、国の原子力災害現地対策本部長及び大阪府知事とともに、オフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。原子力災害合同対策協議会には、熊取町原子力災害現地対策本部員をはじめ、あらかじめ、指定された防災関係機関の代表者が参画する。

第4節 情報の収集・連絡・分析体制等の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

町は、国、大阪府、関係市町その他防災関係機関及び原子力事業者と連携を図り、周辺住民等の危険回避の情報を含め、原子力防災に関する情報を迅速・的確に、かつわかりやすく提供できるよう、情報伝達体制等を整備する。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、大阪府が平常時より収集・蓄積した原子力防災関連情報について、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について大阪府と連携してその推進に努める。

第5節 環境放射線モニタリング体制等の整備

町は、国、大阪府、関係市町及び原子力事業者と連携を図り、平常時及び緊急時における原子力事業所周辺の放射性物質及び放射線に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

緊急時モニタリングを実施するため、原子力規制委員会の統括の下、関係省庁、大阪府、関係市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成する緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングを実施するために、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング機器、携帯電話等の連絡手段等を整備する。

第6節 原子力災害医療体制等の整備

原子力災害に係る専門的な医療知識、資機材が必要なため、原子力災害医療体制及び、関係市町が実施する住民の健康不安対策等への協力体制の整備を図る。

第1 原子力災害医療体制の整備

- 1 大阪府は、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき、原子力災害医療情報の収集・提供、被ばく傷病者等の搬送方法等を国、町、原子力事業者及び原子力災害医療機関と連携して迅速かつ円滑に活動できるよう努める。
- 2 町、大阪府、原子力規制委員会は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する原子力災害拠点病院及び一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するように努める。
- 3 町及び大阪府は、国の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に住民等の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定及び測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、住民等の被ばく線量評価体制を整備する。
- 4 町、大阪府、原子力事業者及び原子力災害拠点病院は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが実施する研修等に職（所）員を積極的に参加させる等人材育成に努める。

第2 資機材の整備

町及び大阪府は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、日本赤十字社大阪府支部、原子力事業者及び大阪府医師会等と協力して、緊急時における迅速かつ的確な医療体制を確保するため、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材の整備に努める。

また、国の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、原子力災害対策指針を参考に、避難経路近傍等における備蓄及び緊急時の配布手段の準備等の必要な措置を講じる。

第7節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

第1 放射線防護資機材の整備

町は、国及び大阪府と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

第2 情報交換の実施

町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、放射線防護資機材について、国、大阪府及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第8節 原子力防災に関する知識の普及と啓発

第1 住民等に対する知識の普及と啓発

町は、国、大阪府及び原子力事業者等と協力して、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のために次に掲げる事項について、普及・啓発活動を行う。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に大阪府や関係市町をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避、避難及び一時移転に関すること
なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意する。
- 7 緊急時にとるべき行動及び指定避難所での行動等に関すること
- 8 避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法に関すること
教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮する。

第2 防災業務関係者の人材育成

町は、国、大阪府と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、次に掲げる事項について被ばくの可能性がある環境下で活動する原子力防災業務関係者に対する教育、研修を必要に応じ実施する。更に、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。

なお、訓練の実施にあたっては、自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、関係機関間の連携の強化を図る。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象観測に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に大阪府や国等が講じる対策の内容に関すること
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第9節 防災対策資料の整備

町は、大阪府と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、大阪府防災センター、オフサイトセンター等に備え付ける。

<整備を行うべき資料の例>

- (1) 原子力施設（事業所）に関する資料
 - ア 原子力事業者防災業務計画
 - イ 原子力事業所の施設の配置図
- (2) 社会環境に関する資料
 - ア 種々の縮尺の周辺地図
 - イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者等の概要に関する資料）
 - ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ等の情報を含む。）
 - エ 指定避難所に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入能力、移動手段等の情報を含む。）
 - オ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障がい者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
 - カ 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害医療機関に関する、位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
 - キ オフサイトセンターへの飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料（過去5年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
 - イ 線量推定計算に関する資料
 - ウ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去数年間の統計値）
 - エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - オ 農林水産物の生産及び出荷状況
- (4) 原子力防災資機材等に関する資料
 - ア 原子力防災資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (6) 屋内退避及び避難等に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - イ 指定避難所運用体制（指定避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

第10節 原子力施設上空の飛行規制

大阪航空局は、航空機による原子力施設の災害の発生を防止するため、原子力施設上空の飛行に関し、次の措置を行う。

第1 原子力事業所付近の上空の飛行はできる限り避けさせる。

第2 原子力事業所上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わない。

第11節 災害復旧への備え

町、大阪府及び原子力事業者は、災害復旧に資するため、国と連携して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第12節 放射性同位元素等に係る原子力災害事前対策

原子力事業者以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者は、本計画に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

〔原子力災害対策編〕

第3章

緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から緊急事態に該当する事象の発生の通報があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 活動体制の確立

町は、原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

第1 組織体制

1 熊取町原子力災害警戒本部の設置

熊取町原子力災害警戒本部は、次の各号に該当する場合に設置する。

(1) 設置基準

- ア 原子力規制委員会より情報収集事態若しくは警戒事態が発生したことの連絡があったとき
- イ 原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき
- ウ その他町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 原子力災害対策本部が設置されたとき
- イ 当該災害に対する対策等の措置が終了した場合
- ウ 災害が発生するおそれがなくなったとき
- エ 災害警戒本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- イ 関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 職員の配備体制に関すること
- エ 原子力災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(4) 本部の組織及び事務分担

本部の組織及び事務分担は2.(6)の熊取町原子力災害対策本部に準じる。

2 熊取町原子力災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内（北館3階大会議室）に熊取町原子力災害対策本部を設置する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 原子力事業者から特定事象（原災法第10条第1項前段により通報を行うべき事象）（以下「特定事象」という。）の発生を受信したとき
- イ 大阪府モニタリング設備での放射線量が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。）
- ウ 内閣総理大臣が原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき

エ 大阪府又は国から原子力災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき

オ その他町長が必要と認めたとき

【特定事象に該当する事象】

- ① 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備で検出された放射線量が、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上になったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。）

- ② 排気筒等からの放出による放射能水準が、原子力事業所の境界付近において、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質を検出したとき
- ③ 火災等により管理区域以外の場所で、 $50 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量又は $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出したとき
- ④ 事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1 m離れた地点での放射線量が $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき又は放射性物質の漏えい等があったとき

【原子力緊急事態に該当する事象】

- ① 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備で検出された放射線量が10分以上又は2地点以上で同時に $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上になったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。）
- ② 原子力事業所内であって管理区域外の場所の放射線量が 5mSv/h 以上となったとき
- ③ 排気筒等からの放出による放射能水準が、原子力事業所の境界付近において、 $500 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質を検出したとき
- ④ 火災等により原子力事業所内であって管理区域外の場所における放射能水準が $500 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質を検出したとき
- ⑤ 臨界事故が発生したとき
- ⑥ 事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1 m離れた地点での放射線量が 10mSv/h 以上となったとき又は放射性物質の漏えい等があったとき
- ⑦ その他原災法施行令第6条第4項第4号で定める事象が発生したとき

(2) 廃止基準

- ア 内閣総理大臣から原災法第15条に基づく原子力緊急事態解除宣言（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされたとき（当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に大阪府域が含まれる場合を除く）
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ その他原子力災害対策本部長が認めたとき

(3) 本部の所掌事務

- ア 情報の収集・伝達・分析に関すること
- イ 職員の配備に関すること
- ウ 関係機関に対する応援の要請に関すること
- エ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること
- オ 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び連携に関すること
- カ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(4) 原子力災害対策本部等の設置又は廃止等の関係機関への通知

町長は、原子力災害対策本部等を設置し、若しくは廃止したときはその旨を、又は原子力災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項を直ちに大阪府知事及び関係機関に通知するとともに、庁内放送等により、速やかに周知徹底を図り、連絡責任者は各部班相互間の連絡調整を迅速に処理するものとする。

(5) 指揮体制

災害時における活動指揮については、原子力災害対策本部で定める組織とし、本部長、部長、班長、班員の順で行う。また、町長に事故ある場合又は不在時における指揮順位は、副町長、教育長の順とする。

(6) 本部の組織及び事務分担

本部の組織及び事務分担は災害応急対策第1章 活動体制の確立に準ずるものとする。

部 名	班 名	事 務 分 担
住 民 部	物資対策班 (住民課) (産業振興課)	1. 農林商工業者に対する採取、出荷制限等に関すること 2. 飲食物の摂取制限等に関すること
	環境対策班 (環境課) (環境センター)	1. 緊急時環境放射線モニタリングに関すること
健康福祉部	医療・福祉対策班 (健康・いきいき 高齢課)	1. 避難退域時検査・簡易除染等に関すること 2. 健康問診に関すること 3. 安定ヨウ素剤の配布に関すること

3 熊取町原子力災害現地対策本部の設置

原子力災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として熊取オフサイトセンター内に熊取町原子力災害現地対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 国が原子力災害現地警戒本部を設置したとき
- イ 国及び大阪府が原子力災害現地対策本部を設置したとき
- ウ 府が原子力事故現地連絡班若しくは原子力災害現地連絡部を設置したとき
- エ その他町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 原子力緊急事態解除宣言がされたとき
- イ 原子力災害対策本部長が認めたとき

(3) 本部の所掌事務

- ア 町が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること
- イ 現地における関係機関との連絡調整に関すること
- ウ その他必要な事項に関すること

第2 動員配備体制

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

1 動員配備体制

(1) 警戒配備

ア 配備時期

- (ア) 原子力規制委員会より情報収集事態若しくは警戒事態が発生したことの連絡があったとき
- (イ) 原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき
- (ウ) その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

通信情報活動等を実施する体制（通信情報活動等を実施するのに必要な人数）

(2) B号配備

ア 配備時期

- (ア) 原子力事業者から特定事象の発生の通報を受信したとき
- (イ) 大阪府モニタリング設備での放射線量が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。）
- (ウ) その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

原子力事故に対する応急対策を実施する体制（概ね全体の1/4）

(3) C号配備

ア 配備時期

(ア) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

(イ) 大阪府モニタリング設備での放射線量が10分以上又は2地点以上で同時に5 μSv/h以上となったとき

(ウ) その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

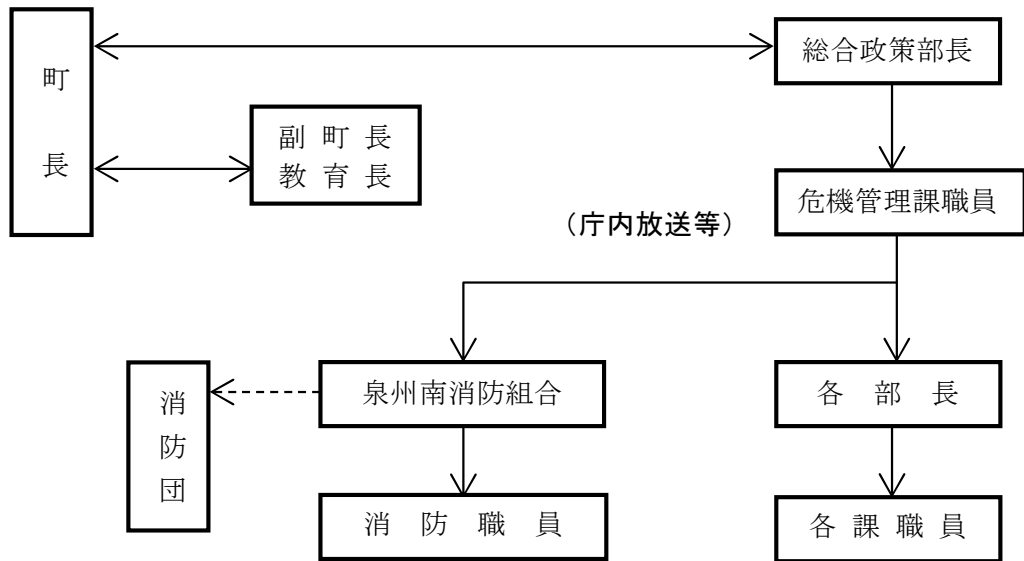
町の全力をあげて原子力災害応急対策等を実施する体制（全員）

<原子力防災活動体制>

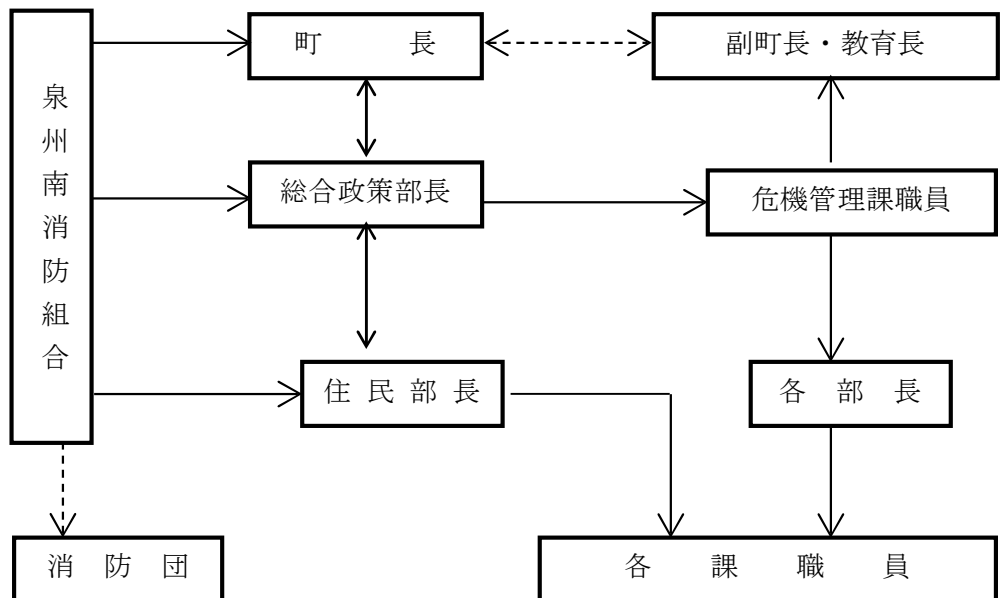
緊急事態区分	活動・設置基準	組織体制	動員配備体制
情報収集事態	○原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ○その他町長が必要と認めたとき	熊取町原子力災害警戒本部	警戒配備
警戒事態	○原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき ○原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき ○その他町長が必要と認めたとき	熊取町原子力災害警戒本部 ・ オフサイトセンター緊急参集要員の派遣 ・ 緊急時モニタリング実施体制	
施設敷地緊急事態	○原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受信したとき ○府モニタリング設備において、5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。） ○その他町長が必要と認めるとき	○熊取町原子力災害対策本部 ○熊取町原子力災害現地対策本部 ・ 現地事故対策連絡会議要員の派遣	B号配備
全面緊急事態	○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ○その他町長が必要と認めたとき	○熊取町原子力災害対策本部 ○熊取町原子力災害現地対策本部 ・ 原子力災害合同対策協議会要員の派遣	C号配備

2 動員及び伝達系統

【勤務時間内】



【勤務時間外】



第3 現地事故対策連絡会議の開催

施設敷地緊急事態が発生したときは、国は、大阪府、関係市町及び原子力事業者等との連絡調整等を実施するため、オフサイトセンター内に現地事故対策連絡会議を開催する。大阪府、関係市町及び原子力事業者等は当該会議に参画する。

第4 緊急時モニタリングセンターの設置

施設敷地緊急事態が発生したときは、国は、国、大阪府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等が連携した緊急時モニタリングを行うために、オフサイトセンター内に緊急時モニタリングセンターを設置する。

大阪府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等は、緊急時モニタリングセンターの設置の連絡を受けたときは、オフサイトセンターに要員を派遣する等、緊急時モニタリングに必要な体制をとる。

第5 原子力災害合同対策協議会の設置

全面緊急事態が発生したときは、大阪府知事（大阪府災害対策本部長）は、国の原子力災害現地対策本部長及び関係市町長（市町災害対策本部長）とともに、原災法第23条に基づきオフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。

原子力災害合同対策協議会は、関係機関相互の情報共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等を目的とする「全体会議」と、緊急事態応急対策に必要な情報収集及び防護対策の検討等を行う「機能班活動」により運営される。

原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、大阪府、関係市町及び原子力事業者が協議し、「原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル」により定める。

1 原子力災害合同対策協議会における機能班活動

国、大阪府、関係市町及び原子力事業者その他関係機関からの派遣者により構成される機能班（総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班、実動対処班）を組織し、防災対策上必要な情報の収集・整理・分析及びそれらに基づいて各種の防護対策措置の検討、支援作業を行う。

2 機能班の役割

班名	機能	役割
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターの運営・管理 ・ 原子力災害合同対策協議会の運営 ・ 各機能班の情報集約及び総合調整 ・ 官邸チーム総括班、ERCチーム総括班、大阪府及び市町災害対策本部等との連絡・調整
運営支援班	オフサイトセンターの後方支援業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターの環境整備 ・ オフサイトセンターの出入管理 ・ オフサイトセンター活動要員の食料等の調達 ・ 各種通信回線の確保
広報班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報、報道機関への対応 ・ プレス資料の作成 ・ 官邸チーム広報班及びERCチーム広報班、大阪府及び市町災害対策本部等の情報共有
プラントチーム	事故状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故情報の収集と総括 ・ 各機能班へのプラントの状況に関する情報提供 ・ ERCチームプラント班との情報共有
放射線班	緊急時モニタリング結果の収集、整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリングデータの収集 ・ 放射線による影響の予測 ・ 緊急時モニタリング等の原子力合同対策協議会資料の作成 ・ 除染等に関する調整 ・ ERCチーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整
住民安全班	住民防護対応 社会秩序の維持活動、住民の安全確保に係る活動の把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避、避難状況の把握及び活動調整 ・ 救助・救急状況の把握及び活動調整 ・ 交通規制、緊急輸送状況の調整 ・ 官邸チーム住民安全班及びERCチーム住民安全班との情報共有・調整
医療班	大阪府や医療関係機関の行う原子力災害医療活動、避難退域時検査及び簡易除染、労働者の被ばく線量、傷病者の発生状況、安定ヨウ素剤の服用並びに健康調査・管理の実施、支援及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の医療活動の把握及び活動調整 ・ 避難退域時検査、簡易除染等、原子力災害医療に係る情報収集、基準の策定、実施に係る調整 ・ 官邸チーム医療班及びERCチームの医療班との情報共有・調整
実動対処班	実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実動組織の状況に関し各機能班への情報共有 ・ 物資調達、供給活動及び緊急輸送に関する連絡調整と記録の作成 ・ 実動省庁又はERCチーム実動対処班との連絡・調整

第3節 広域応援等の要請・受入れ

住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、各種応急対策に万全を期する。

第1 広域応援等の要請

町長は、町単独では十分に応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

1 行政機関への応援要請

災害時の応援については、応急対策を実施するために、応援部隊を要請する。

なお、応援に要した費用等については、町が負担し、応援部隊は町の指揮下に入る。

(1) 応援要請できる要件

ア 応急対策を実施するために必要であると認めた場合

イ 町のもつ消防力等の現有活動勢力では、消防、救助等効果的な応急対策の実施が困難な場合

ウ 緊急を要するとき地理的にみて近隣市に応援を求めた方がより効果的な応急対策の実施ができると認めた場合

(2) 応援要請方法

応援要請するにあたっては、以下の事項を記載した文書により行う。

ただし、文書による要請するいとまがない場合は、大阪府防災情報システム、電話、ファックスにより要請し、事後速やかに提出する。

ア 災害の状況及び応援を要請する理由

イ 応援を必要とする物資、資機材等の品目及び数量

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする活動内容

オ その他必要事項

(3) 大阪府知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、大阪府知事に対して応援要請を行う。この場合は、町から大阪府危機管理室を通じて行う。

(4) 他の市町村長に対する応援要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

2 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣又は大阪府知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

また、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助についても指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し求めるものとする。

(1) 要請の方法

災害対策基本法第29条及び地方自治法第252条の17の規定に基づき、大阪府、他の市町村、指定地方行政機関等の長に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書により行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要な事項

(2) 派遣のあっせん要請

町長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、大阪府知事に対して職員の派遣についてあっせんを求める。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同法第92条及び同法施行令第17条から第19条までの規定に基づき町が負担する。

第2 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、地域防災拠点（熊取図書館南側・空地、中央公園臨時駐車場用地）等、その他適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、泉佐野警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4節 自衛隊の災害派遣

町長は、自衛隊の応援を必要とすべき事態が発生した場合、大阪府知事に対し災害派遣要請の要求を行うものとする。

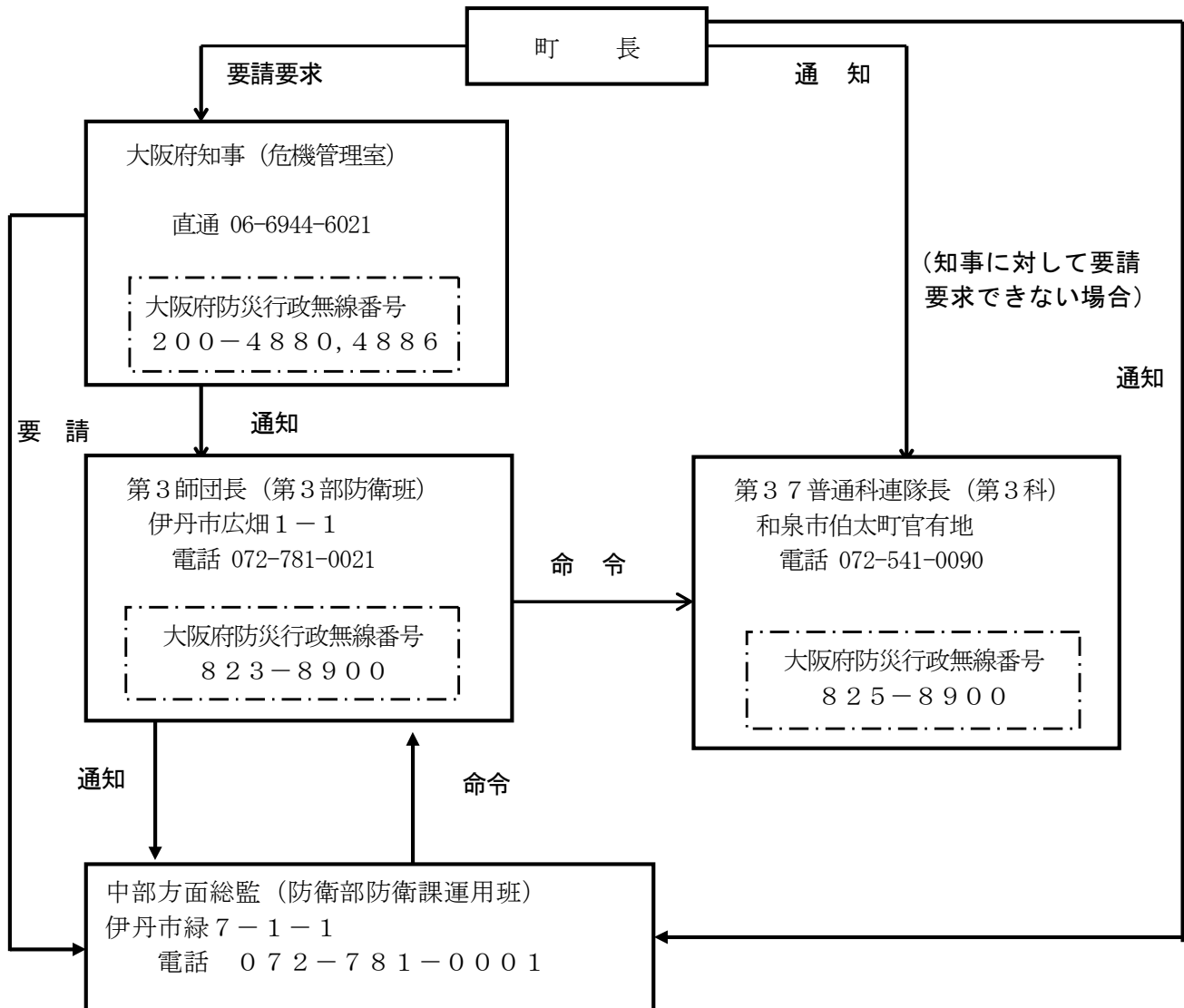
第1 災害派遣要請基準

町及び大阪府並びに関係機関の機能をもってしてもなお、応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請するものとする。

第2 災害派遣要請手続

- 1 大阪府知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に次の事項を記載して行うものとするが、緊急を要するため文書によるいとまがないときは、電話又は口頭をもって要求する。なお、その場合は、事後速やかに大阪府知事に文書を提出する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
- 2 町長は、通信の途絶等により、大阪府知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を事後に大阪府知事に通知する。

【自衛隊派遣・撤収要請系統図】



第3 派遣部隊の受入れ

町は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努めるものとする。

- 1 自衛隊の宿泊施設又は野営地並びに車両・器材等の保管場所の準備をする。
- 2 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現場責任者を選定し、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業を推進する。
- 3 派遣部隊の応急復旧に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用に配慮する。
- 4 ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請することとする。

1 モニタリング支援

航空機等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングを支援する。

2 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

3 避難の援助

屋内退避・避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。

4 行方不明者の搜索救助

主に原子力事業所外において行方不明者、傷病者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車両その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主に原子力事業所外で消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。

6 応急医療及び救護

被災者又は被ばく者に対し応急医療及び救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

7 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

8 危険物の保安及び除去

被ばく者及び被ばくした施設等の除染等、自衛隊が実施可能なものについて、危険物の保安措置及び除去を実施する。

第5 撤収要請

町長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなると判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により速やかに大阪府知事に撤収要請の要求を行う。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出するものとする。

第5節 災害情報の収集伝達

町、大阪府をはじめとする防災関係機関及び原子力事業者は、特定事象発生後、相互に連携協力し、直ちに状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

第1 緊急事態事象発生情報等の連絡・通報

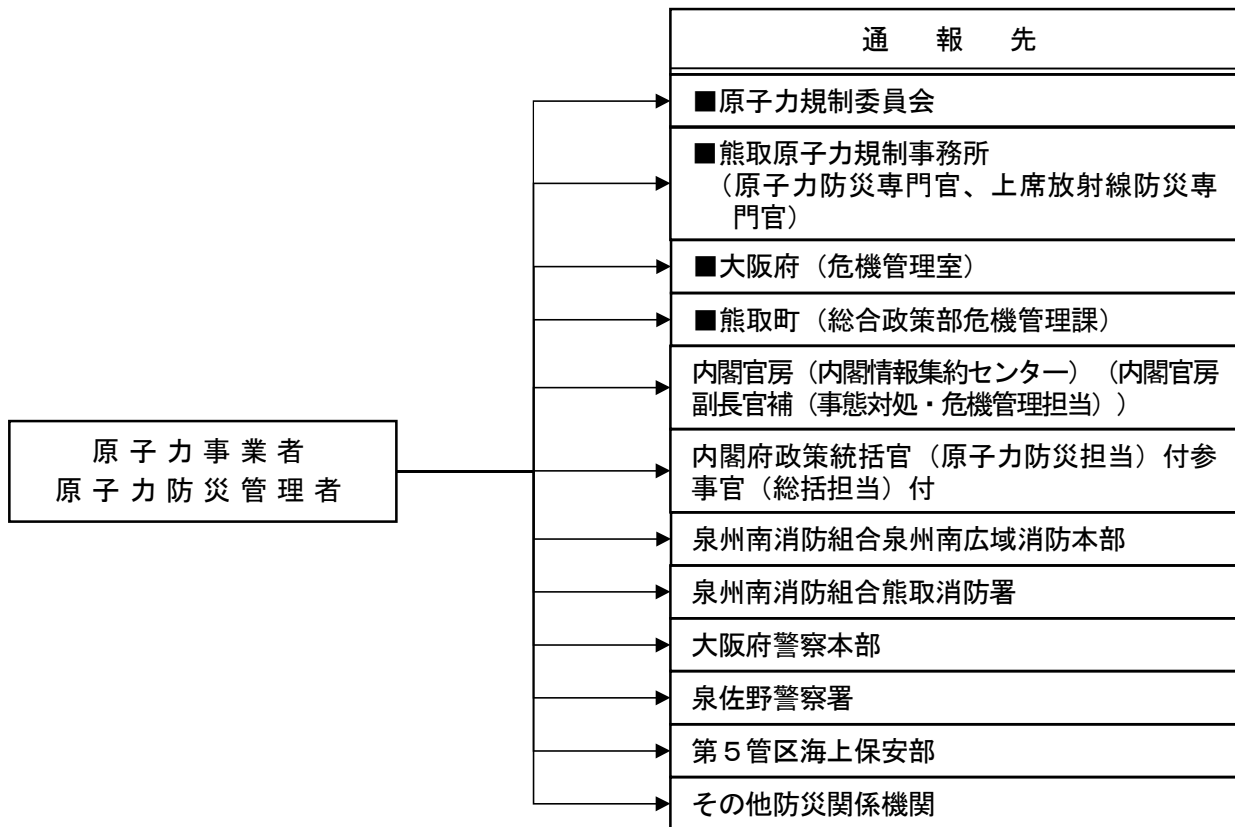
1 情報収集事態及び警戒事態事象発生時の連絡

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、情報収集事態及び警戒事態事象の発生を確認した場合、直ちに原災法第10条第1項の規定による通報に準じ、原子力規制委員会、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、大阪府、関係市町、泉州南消防組合、第五管区海上保安本部等にファクシミリで連絡し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。ただし、第五管区海上保安本部への通報は、関係する事業者のみが行う。
- (2) 町は、国及び大阪府との連絡体制を確立する等必要な体制をとる。

2 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態事象発生時の通報

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、原子力規制委員会、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、大阪府、関係市町、泉州南消防組合、第五管区海上保安本部等に同時に文書をファクシミリで通報し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。ただし、第五管区海上保安本部への通報は、関係する事業者のみが行う。

【通報先】



※■印 FAXの着信を確認する機関

(2) 原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、大阪府及び町に連絡する。

3 大阪府モニタリング設備で緊急事態に該当する数値を検出したとき

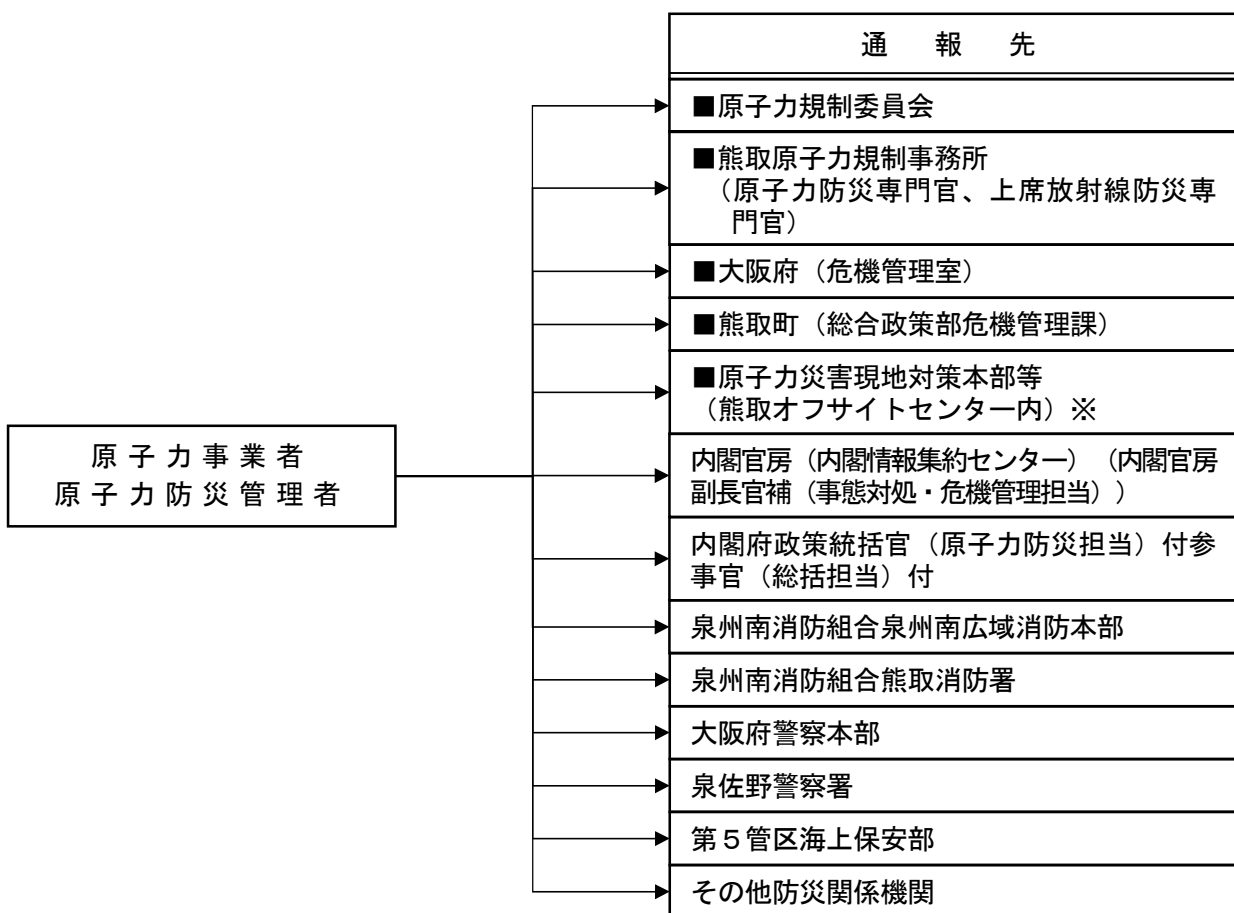
- (1) 大阪府は、原子力事業者から通報がない場合において、大阪府モニタリング設備により、緊急事態に該当する放射線量を検出したときは、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。
- (2) 連絡を受けた原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するとともに、その結果を大阪府及び町に速やかに連絡する。

第2 応急対策活動の情報連絡

1 施設敷地緊急事態発生後の情報連絡

- (1) 原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を次に定める機関に定期的に文書をもって連絡する。また、原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生 of 通報を行った後においても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を原子力規制委員会（**原子力緊急事態宣言発出後**においては原子力災害対策本部）に定期的に共有するものとする。なお、町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。
- (2) 町は、安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を大阪府、指定公共機関、国の現地事故対策連絡会議等と随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

【通報先】



※■印 FAXの着信を確認する機関

※印 設置される場合

2 全面緊急事態発生後の情報連絡

町は、国の現地対策本部、指定公共機関、大阪府、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と連携して、必要な情報を共有するとともに、大阪府が行う応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を原子力災害現地対策本部等（オフサイトセンター内）に随時連絡する。

第6節 災害広報

町は、大阪府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携し、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を招かないようにするため、住民等に対する確かな情報提供、広報を連携して迅速かつ的確に行う。

災害広報については、他の災害に準じて行うこととするが、次の事項には特別に配慮する。

第1 災害広報

町は、住民等への情報提供にあたっては国、大阪府及び原子力事業者と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や防災関係機関と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、次の方法を活用し、定期的な情報提供に努める。

また、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、町が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に配慮した広報を行う。

町は、現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力防災専門官・原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

1 広報の内容

(1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の広報

- ア 事象の概要
- イ 事象発生事業所における対策の状況
- ウ 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響
- エ その他必要な事項

なお、この場合においては、国の広報内容と同じものを提供する。

(2) 施設敷地緊急事態発生時の広報

- ア 事故の概要
- イ 事故発生事業所における対策の状況
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ 要配慮者への支援の呼びかけ
- オ その他必要と認める事項

(3) その後の広報

- ア 事故状況及び環境への影響とその予測
- イ 町、大阪府及び防災関係機関の対策状況
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ 医療機関等の生活関連情報
- オ 交通規制情報
- カ その他必要と認める事項

2 広報の方法

(1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の方法
報道機関等への情報提供

(2) 施設敷地緊急事態発生時以降の方法

- ア 広報紙の内容変更・臨時発行等
- イ 広報車による現場広報
- ウ 防災行政無線（同報系）による地区広報
- エ 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配付
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報

- カ 携帯メールや緊急速報メール
- キ 町ホームページ等、インターネットや SNS の活用
- ク ケーブルテレビ等への情報提供
- ケ 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報

3 事故時の広報体制

事故広報責任者を選定し、情報の一元化を図るとともに、広報資料の作成や国、大阪府を始めとする他の防災関係機関との連絡調整を行う。

第2 報道機関との連携

町、大阪府及び防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

町長は、災害に関し、緊急放送が必要であると認めたときは、災害対策基本法の規定に基づき、次の報道機関に対して放送を要請する。

(1) 日本放送協会（大阪放送局）

(2) 民間放送事業者

ア 株式会社毎日放送

イ 株式会社MBSラジオ

ウ 朝日放送テレビ株式会社

エ 朝日放送ラジオ株式会社

オ 関西テレビ放送株式会社

カ 読売テレビ放送株式会社

キ テレビ大阪株式会社

ク 大阪放送株式会社

ケ 株式会社エフエム大阪

コ 株式会社FM802

(3) 有線テレビジョン放送事業者

株式会社ジェイコムウエスト

2 報道機関への情報提供

被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3 要配慮者に配慮した広報

町は、大阪府と協力し、障がい者に配慮した広報を行うとともに、必要に応じ、大阪府に対し外国語による緊急放送の要請を行うなど適切な対応を行う。

4 安否情報の提供

日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。

第3 広聴活動の実施

町は、大阪府をはじめとする他の防災関係機関と連携し、住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

1 相談窓口の開設

大規模な原子力事故が発生した場合、若しくは本部長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

なお、開設場所は、原則として町公民館とする。

2 相談窓口の体制

相談窓口では、災害に関する電話及び住民対応業務全般について実施するものとする。開設にあたっては、総合政策部長《防災総括班》が行うが、対応職員は各部から派遣するほか、他の防災関係機関等の協力を得るものとする。

なお、開設した際は、広報紙、防災行政無線、報道機関等を通じ住民に周知する。

第7節 防災業務関係者の安全確保

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、大阪府、原子力事業者及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制の整備など安全管理に配慮する。

第1 防護対策

町は、必要に応じ他の防災関係機関に対して、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及びヨウ素剤の配備・服用等必要な措置を図るよう指示する。

また、防護資機材の確保を図るとともに、不足が生じる場合、又は生じるおそれがある場合は、防災関係機関に対し、防護資機材の調達の協力を要請する。

第2 防災業務関係者の被ばく管理

- 1 防災業務関係者の被ばく管理については、あらかじめ定められた放射線防護に関する指標に基づき行う。
- 2 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、町の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を原子力災害現地対策本部に置く。
- 3 町の被ばく管理を担う班は、熊取オフサイトセンター等において、必要に応じ大阪府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- 4 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- 5 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、熊取オフサイトセンター等において、国、大阪府及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第3 防災業務関係者の放射線防護に係る指標

被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりである。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

- ・指標 : 実効線量で50mSvを上限とする。
ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。
また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。
眼の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。
皮膚：等価線量で1 Svを上限とする。

第8節 緊急時モニタリングの実施

緊急事態に該当する事象が発生した場合、大阪府が「大阪府緊急時モニタリング計画等」に基づき実施する緊急時モニタリング活動について、国、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等と連携して緊急時モニタリング活動を行う。施設敷地緊急事態及び全面緊急事態においては、国が設置する緊急時モニタリングセンターに要員の派遣及び資機材の提供を行う。

第9節 消火・救助・救急活動

町は、泉佐野警察署はじめ他の関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火、救助、救急活動を実施するものとする。

第1 熊取町

1 緊急事態応急対策の実施状況の把握

緊急事態応急対策の実施状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2 救助・救急活動

泉佐野警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

また、消火及び救助、救急活動が円滑に行われるよう必要に応じ大阪府又は原子力事業者等その他の民間からの協力により、消火及び救助、救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

3 相互応援

(1) 町は、町単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、大阪府、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 関係市町以外の市町村は、関係市町からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

町は、応援市町村に対して、放射性物質及び放射線の影響範囲、地理等の情報を提供する。

第2 大阪府

町から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、町に対し、消防相互応援の実施、その他緊急事態応急対策に関し必要な調整をする。

また、町の要請があった場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請する等、必要な総合調整を行う。

第3 泉佐野警察署

1 被害実態の早期把握に努め、応急対策に必要な資機材を確保するとともに、機動隊等を当該応急対策地区及びその周辺に派遣する。

2 町、大阪府、原子力事業者等との密接な連携のもと、原子力事業者等が実施する救助・救急活動を支援する。

3 核燃料物質等の事業所外搬送中の事故に対しては、当該事故の状況に応じて安全を図りながら原子力事業者等と協力のうえ、救出救助活動等必要な措置にあたる。

第4 各機関による連携

町、大阪府、泉佐野警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行う。

第10節 医療救護活動

町は、大阪府が実施する放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生ずる一般傷病者等に対する医療救護活動について協力するものとする。

第1 現地医療対策

1 熊取町

- (1) 町は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置・運営するとともに、（一社）泉佐野泉南医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。また、熊取町災害医療センター（（社医）三和会永山病院）は、町及び大阪府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。
- (2) 町及び医療機関は、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行う。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携する。
- (3) 町単独では十分対応できない場合は、大阪府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

ア 編成数、構成

機 関 名 \ 構 成	班 数	医 師 数	看 護 師 数	そ の 他
熊取町災害医療センター	2	2	4	2
（一社）泉佐野泉南医師会熊取班	2	2	4	2

イ 参集場所

医療救護班の参集場所は総合保健福祉センターとする。

（ア）医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し移動することとするが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、町が搬送手段を確保し、搬送を行う。

（イ）医療救護班の受入れ・調整

医療救護班の受入れについては、健康福祉部《医療・福祉対策班》が窓口となり、大阪府の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

2 大阪府

大阪府は、町から要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を編成し、現地救護所等へ派遣するとともに、各医療救護班の派遣調整を行う。

3 医療救護活動

- (1) 各医療救護班は、必要に応じて、国の原子力災害医療派遣チームの指導を受け、被ばく傷病者等及び一般傷病者に対する医療活動を行う。
- (2) 一般傷病者については、必要に応じ、消防機関に医療機関等への搬送を要請する。

4 被ばく傷病者等の原子力災害医療機関等への搬送

大阪府は、被ばく傷病者等の原子力災害医療機関等への搬送については、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき実施する。

原子力事業者は、被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

5 安定ヨウ素剤の服用

町は、大阪府と連携し、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示する。その際、住民等の避難に併せて速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。

6 被ばく線量の把握

町、大阪府及び指定公共機関は、国とともに、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。

第11節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難等の勧告、指示、誘導等必要な措置を講ずる。

なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第1 屋内退避及び避難等に関する指標

町は、全面緊急事態が発生した場合は、原子力災害対策本部の指示、助言等又は独自の判断により、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域の住民に対し、屋内退避の措置をとる。

また、放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果に応じ、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）に基づき、避難又は一時移転を実施する。

OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密

度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第2 屋内退避・避難等の指示等

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のため立退きの指示等を行う。

1 指示者

- (1) 町長は、全面緊急事態が発生した場合における内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長の指示に従い又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のための立退きの勧告・指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等を行う。その際、町においてあらかじめ作成する屋内退避・避難誘導計画に基づき実施する。（原災法第15条及び第28条、災害対策基本法第60条）
- (2) 町長は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民等に対し、独自の判断で避難指示を行う。
- (3) 大阪府知事は、町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示等に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う。（原災法第28条、災害対策基本法第60条）
- (4) 警察官は、関係市町長による避難のための立退き又は屋内への退避の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要求があったときは、避難のための立退き又は屋内への退避を指示する。（原災法第28条、災害対策基本法第61条）
- (5) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）

2 指示等の住民への周知

町長等、指示等にあたっては、屋内退避又は避難の指示等が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車等により周知徹底を図るとともに、屋内退避・避難誘導計画に定めた方法で避難状況を確認する。なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

3 避難路の確保

町、大阪府、泉佐野警察署及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第3 避難者の誘導

1 熊取町

住民の避難誘導に際し、泉佐野警察署の協力を得るとともに、自主防災組織や避難支援者、自治会、赤十字奉仕団等と連携して、できるだけ集団避難を行う。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第4 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命ずる。

1 設定者

- (1) 町長は、原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。（原災法第28条、災害対策基本法第63条）
- (2) 大阪府知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは関係市町長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（原災法第28条、災害対策基本法第73条）
- (3) 警察官は、町長（権限の委託を受けた関係市町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は関係市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。（原災法第28条、災害対策基本法第63条）
- (4) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（原災法第28条、災害対策基本法第63条）

2 規制の内容及び実施方法

町長は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、泉佐野警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第12節 指定避難所等の開設・運営

町は、避難の受入れが必要と判断した場合は、住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所等を開設する。

第1 指定避難所等の開設

1 熊取町

避難受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所、避難退域時検査及び簡易除染の場所を開設し、周知するとともに、速やかに管理責任者を派遣する。ただし、緊急を要する場で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。

また、指定避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、大阪府への要請等により必要な施設の確保を図る。

2 大阪府

町から要請があった場合は、大阪府域の他の市町村への応援の指示、他都道府県への応援要請等により施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。

第2 指定避難所等の管理、運営

町は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所等を管理、運営する。

1 指定避難所の管理、運営の留意点

町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難者の把握
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮
- (5) 要配慮者への配慮
- (6) 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (7) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (8) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

2 避難退域時検査及び簡易除染の場所の管理、運営の留意点

町は、次の事項に留意して、避難退域時検査及び簡易除染の場所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難者の把握
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (5) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (6) 安定ヨウ素剤の準備
- (7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

第13節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

町は、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえた国、大阪府の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所において、主としてアルファ核種が放出される事故等が発生した場合は、UPZ内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて摂取制限等を継続的に講じる。

第2 農林水産物の採取及び出荷制限

町は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取並びに出荷を制限し、又は禁止する等の必要な措置をとる。

〈O I L と防護措置について〉

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
			0.5 μ Sv/h※4 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
飲食物摂取制限※7	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※5	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※4 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I L の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※4 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A のG S G - 2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※7 I A E A では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3 町のとるべき措置

町は、住民の健康を守るため緊急に必要なと認めるとき又は大阪府から飲料水、飲食物等の摂取制限措置の指示があったときは、汚染飲料水及び飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

第4 飲料水及び飲食物の供給

町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、大阪府をはじめとする他の防災関係機関と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

第14節 交通規制、緊急輸送活動

大阪府、関係市町をはじめ防災関係機関は、救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

大阪府警察及び第五管区海上保安本部は、全面緊急事態が発生した場合において、緊急事態応急対策に必要な交通規制を実施する。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保

泉佐野警察署及び道路管理者は、大阪府が選定した緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を町及び大阪府に連絡する

(1) 交通管制

泉佐野警察署は、緊急事態応急対策実施区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(2) 緊急交通路における交通規制の実施

泉佐野警察は、選定された「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

泉佐野警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

2 緊急交通路の周知

町、大阪府、泉佐野警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 輸送手段の確保

(1) 車両の確保

町が所有している（専用公用車含む。）車両については、総務部《避難対策総務班》が一括管理し、車両の確保を行う。しかし、一時的に多数の車両を必要とした場合や、災害が広域にわたるなど、町の車両のみでは避難者の輸送、救助物資輸送など困難な場合は、迅速な車両確保のため大阪府に要請を行う。

(2) 調達依頼

町所有分では不足する場合で、運送業者からの借上げ又は、大阪府知事に調達依頼するときは、次の事項を明示する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集合場所及び日時
- オ その他必要事項

(3) 緊急通行車両の事前届出及び確認申請

- ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく通行規制が実施された場合には、事前届出済証の交付を受けている車両については、大阪府公安委員会又は大阪府知事に対し、緊急通行車両の確認申請を行い、所定の証明書及び標章の交付を受ける。

イ 原子力災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合には、事前届出済証を受けていない車両や運送業者から借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を泉佐野警察署又は大阪府知事に持参し、緊急通行車両としての確認申請を行う。

第2 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

- (1) 大阪府は、町と協力して、あらかじめ指定したオフサイトセンターの近傍の災害時用臨時ヘリポートの開設に万全を期する。
- (2) 町の災害時用臨時ヘリポートについては、次の場所に選定する。

ヘリポート名	所在地	面積 (㎡)
大阪観光大学グラウンド	大久保南5丁目3番1号	3,600
京都大学複合原子力科学研究所研究員宿舎前広場	朝代西2丁目1010番地	2,000
町民グラウンド	久保5丁目3080番地	9,000

- (3) 町は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。
- (4) 町及び大阪府は、大阪市消防局、泉佐野警察署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

町及び大阪府は、大阪市消防局、泉佐野警察署、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第15節 社会秩序の維持

町及び大阪府をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努める等、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

町及び大阪府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

泉佐野警察署は、応急対策実施区域及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、応急対策実施区域に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、大阪府民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。

第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する 応急対策

町域において、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した（事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、 $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された等）場合及び全面緊急事態が発生した場合は、町及び大阪府をはじめとした防災関係機関並びに原子力事業者は、本章に定める内容を準用して、迅速かつ円滑な応急対策を実施する。

第17節 放射性同位元素等に係る災害応急対策

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者等は、本編に準じて、必要な応急対策を講じる。

〔原子力災害対策編〕

第4章

原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、避難区域等の設定を見直した場合には、その旨を大阪府へ報告する。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

町、大阪府をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者は、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置の解除

町は、大阪府が実施する環境放射線モニタリング等の結果を踏まえた、国が派遣する専門家等の判断並びに国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除の指示又は要請を確認する。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

大阪府及び原子力事業者は、国の統括の下、防災関係機関と協力して、緊急時モニタリングを継続的に実施し、その結果を速やかに公表する。また、原子力緊急事態解除宣言後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、指定避難所等においてとった措置等を記録するとともに、その結果を大阪府に報告する。

第2 損害調査の実施

町は、住民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を大阪府に報告する。また、大阪府はその結果を国に報告する。

第3 緊急事態応急対策措置状況の記録

町は、災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

第1 町は、国及び大阪府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

第2 町は、国及び大阪府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

第3 町は、大阪府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び大阪府と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第10節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び大阪府とともに、原子力事業所の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第11節 暴力団排除活動の徹底

泉佐野警察署は、暴力団等が復旧・復興事業等に介入する等、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

〔原子力災害対策編〕

第5章

広域避難の受入れ

第1節 基本方針

本章は、原子力災害の特殊性に鑑み、災害対策基本法及び防災基本計画を踏まえて府県域を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう広域避難の受入れに関し必要な事項を定める。

本編に定めるほか、原子力災害に係る広域避難の受入れについては、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び関係府県・市町村が定める広域避難計画に基づき行うものとする。

なお、今後、原子力災害対策指針の改正等対策の見直しや、放射性物質の拡散等について新たな知見が得られた場合は、必要に応じて修正する。

第2節 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。大阪府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

第1 前提となる被害想定

1 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

〈福井県嶺南地域に立地する原子力施設〉

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力株式会社	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号
2号				加圧水型軽水炉(PWR)
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉もんじゅ	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉(FBR)
	新型転換炉原型炉ふげん	福井県敦賀市明神町	—	新型転換炉(ATR)

2 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、1の原子力施設から概ね5km圏をP A Z（予防的防護措置を準備する区域）、概ね30km圏をU P Z（緊急防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

なお、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置認可計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設から概ね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをU P Zとすることとされた。

第2 避難対象地域

1 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

大阪府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でU P Zと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、大阪府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉

令和3年4月1日時点

府県名	市町名	避難対象人口(概数)	カウンターパート設定
福井県 (5市町)	敦賀市	64,548人	兵庫県・奈良県
	小浜市	28,814人	
	高浜町	10,132人	
	おおい町	8,143人	
	若狭町	14,338人	
	計	125,975人	
滋賀県 (2市)	長浜市	24,436人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	27,354人	
	計	51,790人	
京都府 (7市町)	福知山市	426人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	79,743人	
	綾部市	7,717人	
	宮津市	17,185人	
	南丹市	3,351人	
	京丹波町	2,740人	
	伊根町	1,370人	
	計	112,532人	
3府県(14市町)計		290,297人	

第3節 大阪府の広域避難の受入れ

第1 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、大阪府に対して避難の受入れを要請する。

第2 大阪府の受入れ

滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、大阪府内市町村の協力を得て、次のとおり受け入れる。

なお、放射性物質の放出後においては、原則避難元自治体を実施する避難退域時検査及び簡易除染を完了した住民を受け入れる。

〈避難元《滋賀県》・避難先《大阪府》マッチング割当〉

滋賀県 避難元市	避難元地域 (合併前旧町村)	マッチング割当		避難先							
		避難元地域 (自治会区)		地域	市町村						
長浜市	旧湖北町(一部) 旧西浅井町	《旧湖北町(一部)》 《旧西浅井町》		大阪市	大阪市						
		旧木之本町	木之本, 廣瀬, 黒田, 田部, 千田, 西山, 田居, 北布施, 赤尾 金居原, 杉野, 杉本, 音羽 大見, 川合, 古橋, 石道, 木之本小山 大音 飯浦, 山梨子		泉北	堺市 東大津市 和泉市 高石市 忠岡町					
	旧高月町		高月 馬上 高野, 柏原, 渡岸寺, 落川, 森本, 宇根, 東阿閉, 熊野, 高月東高田, 西物部 持寺, 洞戸, 保延寺, 雨森 井口, 高月尾山 東柳野, 柳野中, 高月西野, 片山 唐川, 横山, 東物部 磯野 西阿閉 西柳野 高月布施 重則, 松尾		中河内	八尾市 柏原市 東大阪市					
			旧余呉町	坂口, 下余呉, 中之郷 下丹生, 上丹生, 摺墨, 菅並 余呉東野 八戸, 川並 国安, 池原, 小谷 文室, 今市, 新堂 椿坂 柳ヶ瀬, 中河内		南河内	富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村				
				旧余呉町	坂口, 下余呉, 中之郷 下丹生, 上丹生, 摺墨, 菅並 余呉東野 八戸, 川並 国安, 池原, 小谷 文室, 今市, 新堂 椿坂 柳ヶ瀬, 中河内		泉南	岸和田市 貝塚市 泉佐野市 泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町			
		高島市			旧朽木村 旧安曇川町 旧新旭町	《旧朽木村》 《旧安曇川町》 《旧新旭町》		大阪市	大阪市		
						旧マキノ町 旧今津町	マ：海津1～3区, 西浜区, 中庄区, 大沼区, グリーンレイク町内会, 新保区, 湖西平自治会 マ：山中区, 下区, 浦区, 小荒路区, 野口区 マ：蛭口区, 辻区, 森西区, 沢区, 箱館第2リッチランド町内会 マ：マキノマロンガーデン, マキノグランデ自治会 マ：在原区 マ：大字白谷, 白谷長寿苑町内会, 寺久保区, 石庭区, 上開田区, 下開田区, 知内区, 高木浜2丁目, 牧野区, マキノ駅西自治会, 高木浜1丁目 今：松陽台区, 南浜区, 中浜区, 北浜区, 途中谷, 棕川区 今：酒波区, 北深清水区, 平ヶ崎区, 望みの郷自治会, 桂区, 北仰区, 新田区, 南深清水区, 三谷区, 構区 今：伊井区, 北林区, 北仰東自治会 今：大供区 今：栄区, 東区 今：弘川区, 湖西ニュータウン自治会, 武末区, 今津井/口区, 川尻区, 浜分区, 角川区, 中/町区, 杉沢区, 保坂区, 杉山区, 今津辻区, 天増川区 今：南新保区, 市ヶ崎区, 新保寺区, カームタウン区, 東新町区 今：天神区, 今津中野区, 宮西区 今：蘭生区, 梅原区, 下弘部区, 梅原団地自治会, 大床区 今：岸脇区, 上弘部区 今：西区		豊能	豊中市 池田市 箕面市 豊能町 能勢町	
							旧マキノ町 旧今津町	マ：海津1～3区, 西浜区, 中庄区, 大沼区, グリーンレイク町内会, 新保区, 湖西平自治会 マ：山中区, 下区, 浦区, 小荒路区, 野口区 マ：蛭口区, 辻区, 森西区, 沢区, 箱館第2リッチランド町内会 マ：マキノマロンガーデン, マキノグランデ自治会 マ：在原区 マ：大字白谷, 白谷長寿苑町内会, 寺久保区, 石庭区, 上開田区, 下開田区, 知内区, 高木浜2丁目, 牧野区, マキノ駅西自治会, 高木浜1丁目 今：松陽台区, 南浜区, 中浜区, 北浜区, 途中谷, 棕川区 今：酒波区, 北深清水区, 平ヶ崎区, 望みの郷自治会, 桂区, 北仰区, 新田区, 南深清水区, 三谷区, 構区 今：伊井区, 北林区, 北仰東自治会 今：大供区 今：栄区, 東区 今：弘川区, 湖西ニュータウン自治会, 武末区, 今津井/口区, 川尻区, 浜分区, 角川区, 中/町区, 杉沢区, 保坂区, 杉山区, 今津辻区, 天増川区 今：南新保区, 市ヶ崎区, 新保寺区, カームタウン区, 東新町区 今：天神区, 今津中野区, 宮西区 今：蘭生区, 梅原区, 下弘部区, 梅原団地自治会, 大床区 今：岸脇区, 上弘部区 今：西区		三島	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 島本町
					旧マキノ町 旧今津町			マ：海津1～3区, 西浜区, 中庄区, 大沼区, グリーンレイク町内会, 新保区, 湖西平自治会 マ：山中区, 下区, 浦区, 小荒路区, 野口区 マ：蛭口区, 辻区, 森西区, 沢区, 箱館第2リッチランド町内会 マ：マキノマロンガーデン, マキノグランデ自治会 マ：在原区 マ：大字白谷, 白谷長寿苑町内会, 寺久保区, 石庭区, 上開田区, 下開田区, 知内区, 高木浜2丁目, 牧野区, マキノ駅西自治会, 高木浜1丁目 今：松陽台区, 南浜区, 中浜区, 北浜区, 途中谷, 棕川区 今：酒波区, 北深清水区, 平ヶ崎区, 望みの郷自治会, 桂区, 北仰区, 新田区, 南深清水区, 三谷区, 構区 今：伊井区, 北林区, 北仰東自治会 今：大供区 今：栄区, 東区 今：弘川区, 湖西ニュータウン自治会, 武末区, 今津井/口区, 川尻区, 浜分区, 角川区, 中/町区, 杉沢区, 保坂区, 杉山区, 今津辻区, 天増川区 今：南新保区, 市ヶ崎区, 新保寺区, カームタウン区, 東新町区 今：天神区, 今津中野区, 宮西区 今：蘭生区, 梅原区, 下弘部区, 梅原団地自治会, 大床区 今：岸脇区, 上弘部区 今：西区		北河内	守口市 枚方市 寝屋川市 大東市 門真市 四條畷市 交野市

※マ：旧マキノ町の地域、今：旧今津町の地域